

# 2018年度改正による柔軟な権利制限(1)

国際大学グローバルコミュニケーションセンター (GLOCOM) 客員教授

ニューヨーク州・ワシントンDC弁護士 きどころ いわお 城所 岩生

2018年は著作権法改正のあたり年でした。5月に著作権法が4年ぶりに改正された後、年末には「環太平洋パートナーシップ協定 (TPP) 締結に伴う関係法律の整備に関する法律」で、著作権保護期間が20年延長されました。本連載ではこれらの改正を紹介するとともに、こうした改正で改正著作権法がAI・IoT時代に対応できるのかを検証します。

## はじめに：改正の趣旨

文化庁資料「著作権法の一部を改正する法律案の概要」は、まず「改正の趣旨」を以下のように説明しています<sup>1</sup>。

「デジタル・ネットワーク技術の進展により、新たに生まれる様々な著作物の利用ニーズに的確に対応するため、著作権者の許諾を受ける必要がある行為の範囲を見直し、情報関連産業、教育、障害者、美術館等におけるアーカイブの利活用に係る著作物の利用をより円滑に行えるようにする。」

続いて、「改正の概要」として以下の4点を挙げています。

- ・柔軟な権利制限規定
- ・教育機関での著作物の配信利用の拡張+補償金
- ・障害者の情報アクセス機会の拡充
- ・デジタル・アーカイブ化を促進

## 柔軟な権利制限規定

### 1 背景

最初の「柔軟な権利制限規定」は改正の最大の目玉なので、少し詳しく解説します。

著作権法は第1条で、「著作物の公正な利用に留意しつつ、著作権の保護を図り、文化の発展に寄与することを目的とする」と定めており、著作物の保護と利用をバランスよくさせて文化の発展に寄与することを目的としています。著作物の利用には著作権者の許可を要求して保護する一方、許可がなくても利用できる権利制限規定を設けて利用者に配慮しています。

わが国の著作権法はこの権利制限規定を私的使用、引用な

ど一つひとつ具体的な事例を挙げています。対して、アメリカではどの事例にも使える権利制限の一般規定としてフェアユース規定を採用しています。フェアユース規定とは、利用目的が公正(フェア)であれば、著作者の許可がなくても著作物を利用できる規定のこと。フェアな利用であるかどうかは、「利用目的」「利用される著作物の市場に与える影響(市場を奪わないか)」などの4要素を総合的に見た上で、判断します。

個別規定方式ではIoT・ビッグデータ・人工知能などの技術革新による「第4次産業革命の時代に追いつけない」との指摘があったため、環境変化に対応した著作物利用の円滑化を図り、新しいイノベーションを促進するため、知的財産推進計画2016が「柔軟性のある権利制限規定」についての検討を提案。これを受けて検討した文化庁が、柔軟な権利制限規定を3つの条文に落とし込みました。

- ①著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用(新30条の4)
- ②電子計算機における著作物の利用に付随する利用等(新47条の4)
- ③新たな知見・情報を創出する電子計算機による情報処理の結果提供に付随する軽微利用等(新47条の5)

①の新30条の4は「柔軟な権利制限規定」の肝ともいえる条文ですが、先に③の新47条の5を紹介します。条文は長いですが、骨子は以下のとおりです<sup>2</sup>。

### 2 新47条の5

#### (1) 条文の骨子

新たな知見・情報を創出する電子計算機による情報処理の結果提供に付随する軽微利用等(新47条の5)

著作物は、電子計算機を用いた情報処理により新たな知見又は情報を創出する次に掲げる行為を行う者(政令で定める基準に従う者に限る。)は、必要と認められる限度において、当該

1 [http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30\\_hokaisei/pdf/r1406693\\_01.pdf](http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30_hokaisei/pdf/r1406693_01.pdf)

2 [http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30\\_hokaisei/pdf/r1406693\\_02.pdf](http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30_hokaisei/pdf/r1406693_02.pdf)

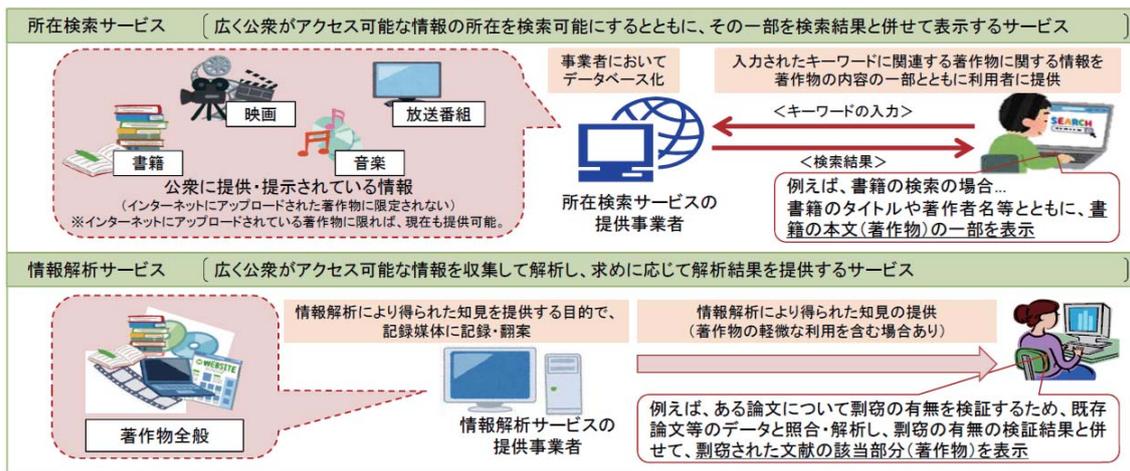


図 「柔軟な権利制限規定」による対応が求められている新たなニーズの例  
 出展：文化庁「著作権法の一部を改正する法律概要説明資料」を一部改変

情報処理の結果の提供に付随して、いずれの方法によるかわかわらず、軽微な利用を行うことができる。

ただし、著作権者の利益を不当に害する場合はこの限りでない。

- ① 所在検索サービス (=求める情報を特定するための情報や、その所在に関する情報を検索する行為)
- ② 情報解析サービス (=大量の情報を構成する要素を抽出し解析する行為)
- ③ ①②のほか、電子計算機による情報処理により新たな知見・情報を創出する行為であって国民生活の利便性向上に寄与するものとして政令で定めるもの

①の所在検索サービスの具体例として書籍検索サービスおよび番組検索サービスが挙げられています。また、②の情報解析サービスの具体例として論文剽窃検証サービス<sup>ひようせつ</sup>があげられています(図参照)。

いずれも「軽微な利用」と「著作権者の利益を不当に害しない利用」に限られています。このうち「著作権者の利益を不当に害しない利用」については、米国でもフェアユースを判定する際の4要素の一つに「利用される著作物の市場に与える影響(市場を奪わないか)」があり(前述「1. 背景」参照)、著作権者の利益を不当に害するような利用は認められません。もう一つの「軽微な利用」がどの程度の利用を指すのかが注目されます。

## (2) 軽微な利用

軽微であるか判断する際の考慮要素として、条文は柱書で「公衆提供提示著作物のうちその利用に供される部分の占める割合、その利用に供される部分の割合、その利用に供される際の表示の精度その他の要素」を挙げています。

グーグルは出版社や図書館から提供してもらった書籍をデジタル化し、全文を検索して、利用者の興味にあった書籍を見つけ出す「グーグルブックス」と呼ばれる書籍検索サービスを提供しました。無許諾で書籍を複製された著作権者から訴えられま

したが、グーグルはデータベース作成のために書籍を全文スキャンするが、検索語の前後の文章を数行まで表示するだけなので、フェアユースにあたと反論。裁判所はこれを認めました<sup>3</sup>。

グーグルはさまざまな工夫をして、書籍を購入したり、図書館から借りたりせずに利用者が検索だけで目的を達成してしまうことを避けるようにしていました。

裁判で原告は実際に調査員を雇って原告の本を検索させた結果、全体の16%までアクセスできたと主張しました。しかし、裁判所は16%までアクセスできたとしても、グーグルブックスの設定したさまざまな制約から、それは多大な時間と労力を費やした結果である、得られる情報も断片的な情報のかき集めで、まとまった意味のある情報とはいえない、などとしてフェアユースを認めました。

こうした利用が日本で軽微と認定されるかは疑問です。すでにグーグルブックスのサービスは国会図書館のサービスを凌駕しています。グーグルブックスで筆者の名前を検索すると、国会図書館の蔵書検索データベースNDL-OPACで検索した場合の数十倍の件数がヒットします。NDL-OPACは書籍の中のキーワードしか拾いませんが、グーグルブックスは書籍の全文を検索するためこの差が生じるわけで、日本語の書籍ですら、母国語の国立図書館よりもアメリカの一民間企業の電子図書館の方が網羅的に探してくれるのです。

こうした状況から、グーグルブックスより制限されたサービスしか提供できない改正後の規定によって、先行する巨人グーグルに対抗して書籍検索サービスを提供する事業者は現れないおそれがあります。ウェブ検索サービスでも、日本は2009年に個別権利制限規定を設けて合法化しましたが、時すでに遅いで、その後も日本勢のシェアは増えるどころか減ってしまった苦い経

3 判決については城所岩生「改正著作権法はAI・IoT時代に対応できるのか?—米国の新技術関連フェアユース判決を題材として—」『GLOCOM Discussion Paper Series 18-003』7～9ページ参照。  
<http://www.glocom.ac.jp/discussionpaper/dp11>

験があります<sup>4</sup>。

### (3) 政令で定めるサービス

③の「①②のほか、電子計算機による情報処理により新たな知見・情報を創出する行為であって国民生活の利便性向上に寄与するものとして政令で定めるもの」については、期待がかかります。米国の裁判所は前述したようにフェアユースを認める際に「利用目的」「利用される著作物の市場に与える影響（市場を奪わないか）」などの4要素を総合的に見た上で判断します。利用目的では裁判所は当初、商用的利用かどうかを重視していましたが、1994年の最高裁判決で作品が変容的 (transformative) であれば、商業目的でもフェアユースが認められると判定しました。たまたまパロディをめぐる事件でしたが、パロディのように別の作品を創作するための変容的利用であればフェアユースであるとしたのです。その後の新技術・新サービスをめぐる裁判でもサービス事業者に追い風となる画期的な判決でした<sup>5</sup>。

改正法でこの変容的利用に近いのが、③の「新たな知見・情報を創出する行為」なので、この規定に期待がかかるわけです。

この規定に対して国会審議で複数の議員から質問が出されました。2018年5月17日の参議院文教科学委員会が佐々木さやか議員 (公明党) は「イノベーション促進のためにこの規定を設けるのであれば、迅速性、的確性をどのように確保するのか」と質問しました<sup>6</sup>。

これに対し、政府参考人 (中岡司文化庁次長) は法案成立後、速やかに関係業界等のニーズの募集を行って、政令制定に向け

た検討を進めたいと回答しました<sup>7</sup>。

③後段の「国民生活の利便性向上に寄与するもの」にも期待がかかります。グーグルブックスにフェアユースが認められたのも裁判所がサービスの公共性を重視したからです<sup>8</sup>。

上記、佐々木さやか議員の質問に対する回答どおり、文化庁は2018年7月から1カ月間ニーズを募集しました。ところが、提出されたニーズに対する文化庁の回答は、提出した6団体すべてに対して同文のゼロ回答でした<sup>9</sup>。

そもそも現時点で把握されているニーズだけでなく、把握されていないニーズにも対応できないようだと、急速に進展するデジタル化・ネットワーク化に追いつけません<sup>10</sup>。にもかかわらず現時点で把握されているニーズに対しても、このようにハードルが高くては、イノベーション促進のために作った条文が有名無実のものになってしまいます。

次回も2018年度改正の柔軟な権利制限について深掘りして解説します。

4 城所若生「フェアユースは経済を救う—デジタル覇権戦争に負けない著作権法」インプレス R&D、22ページ。

5 前掲注3、2ページ。

6 第196回国会「参議院文教科学委員会議事録」第9号 (平成30年5月17日) 6ページ。  
http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/196/0061/19605170061009.pdf

7 同7ページ。

8 前掲注3、8ページ。

9 城所若生編・中山信弘ほか著「これでいいのか! 2018年著作権法改正」インプレスR&D、81～82ページ。

10 同83～86ページ。



 sense121

お好きな写真と文字による  
世界に一つの贈り物専門店

sense121 (センスイデニイチ) とは…  
株式会社アピックスの提供するパーソナライズドワイン・吟醸酒のe-shoppingサイト名称です。企業・個人のパーソナライズド需要として、「お名前入ラベル」をあしらったお洒落なお酒のネットショッピングが可能になりました。酒造メーカー・酒販店から一歩違った視点で、ギフト・ノベルティ市場に挑戦します。

**APIX**  
株式会社アピックス

■ 本社  
〒541-0059 大阪市中央区博労町1-2-2  
TEL.(06) 6271-7291(代) FAX.(06)6271-7296  
URL <http://www.apix.co.jp> E-mail [info@apix.co.jp](mailto:info@apix.co.jp)

■ 東京支店  
〒104-0041 東京都中央区新富1-16-8 新富町警和ビル  
TEL.(03)5879-7291(代) FAX.(03)5879-7296  
Online shopping <http://www.sense121.com/>





IS 612404

# 2018年度改正による柔軟な権利制限(2)

国際大学グローバルコミュニケーションセンター (GLOCOM) 客員教授  
 ニューヨーク州・ワシントンDC弁護士 **城所 岩生**  
きどころ いわお

## 柔軟な権利制限規定

### 改正著作権法—新30条の4

前号の「新47条の5」に続いて、柔軟な権利制限規定の肝ともいえる新30条の4について解説します。

#### (1) 条文の骨子及び可能となるサービス

著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用 (新30条の4)<sup>1</sup>

著作物は、次に掲げる場合その他の当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、著作権者の利益を不当に害する場合はこの限りでない。

- ① 著作物利用に係る技術開発・実用化の試験
- ② 情報解析
- ③ ①②のほか、人の知覚による認識を伴わない利用

この規定によって可能になるサービスの具体例として、リバースエンジニアリング (他人のコンピュータープログラムを解析して新たなプログラムの開発を行うこと) が挙げられています。この

リバースエンジニアリングや前号「2. (1) 条文の骨子」で紹介した新47条の5で合法化される論文剽窃検証サービス及び書籍検索サービスなど、今回の改正によって日本でもやっとな可能になるサービスが、米国でいつ始まり、いつフェアユースが認められたかを比較したのが表1です。

法改正を待たなければサービスを開始できない日本と比較して、米国ではフェアユースが認められると判断すれば、訴訟リスクを取ってでもサービスを開始します。その差は度外視して、米国でサービス開始後、訴訟になりフェアユースが認められた時点と、日本での合法化=サービス可能化の時点の時間差が、リバースエンジニアリングに至っては27年もあるわけです。対応遅れの影響は著作権法分野だけにとどまりません。サイバー戦争の脅威が増す中、サイバーセキュリティの面から国の安全保障にも影響を及ぼしかねないような改正が、四半世紀にわたって放置されていたわけですから日本の立法不作為の責任は重いといえます。

ただし書きの「著作権者の利益を不当に害するような場合は、米国でもフェアユースは認められませんが、柱書の「著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない」という縛りについては、イノベーションを阻害するおそれがあり、国会審議でも

表1 新技術・新サービス関連サービス合法化の日米比較

サービス名	米国でのサービス開始	米国でのフェアユース判決*	日本での合法化 (施行年) =サービス可能化
リバースエンジニアリング	1970年代	1992年	2019年
論文剽窃検証サービス	1998年	2009年	2019年
書籍検索サービス	2004年	2015年**	2019年
(参考) 画像検索サービス	1990年代***	2003年	2010年
(参考) 文書検索サービス	1990年	2006年	2010年

\* それぞれの判決については、城所岩生「改正著作権法はAI・IoT時代に対応できるのか?—米国の新技術関連フェアユース判決を題材として—」『GLOCOM Discussion Paper Series 18-003』参照 [http://www.glocom.ac.jp/discussionpaper/dp11\\_2~11ページ](http://www.glocom.ac.jp/discussionpaper/dp11_2~11ページ)。

\*\* 原告はグーグルだけでなくグーグルに蔵書を貸してスキャンさせた図書館も訴えたが、こちらも2014年に第2控裁がフェアユース判決を下した。

\*\*\* 裁判例から推定した。

1 [http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/bunkakai/51/pdf/r1406118\\_08.pdf](http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/bunkakai/51/pdf/r1406118_08.pdf)

複数の議員から質問ができました。

小野田紀美議員（自由民主党）は、「主たる目的が享受でなければ、享受を伴ったとしても適法か?」と質問。これに対して、政府参考人の中岡司文化庁次長は、「新30条の4は、享受の目的がないことを権利制限の要件としているため、主たる目的が享受のほかにあったとしても、同時に享受の目的もあるような場合には同条の適用はない」と回答したので、享受の目的が少しでもあれば違法ということになります<sup>2</sup>。

この解釈はイノベーションを阻害するおそれがないのでしょうか？ 将来どんなイノベーションが起こるかは予測できないため、具体例を挙げることは難しいのですが、イノベーションに直接関係しない分野で、裁判で争われている事例があるので紹介します。

## (2) 「享受目的」が争点となっている裁判

2017年2月、JASRAC（日本音楽著作権協会）は音楽教室から使用料を徴収する方針を発表。音楽教室側は「音楽教育を守る会」を結成し、6月にはJASRACに請求権がないとする訴えを起こしました。現在係争中のこの訴訟の詳細については別稿に譲りますが<sup>3</sup>、争点は表2のとおり3つあります。

このうち「享受目的」に関係するのが、表2の2である著作権者の承諾なしに公に演奏できないとする演奏権（著作権法第22条）についての主張です。音楽教育を守る会は「音楽著作物の価値は人に感動を与えるところにあるが、音楽教室での教師の演奏、生徒の演奏いずれも音楽を通じて聞き手に官能的な感動を与えることを目的とする演奏ではなく、『聞かせることを目的』

とはしていない」と主張しています。JASRACは「音楽教室の生徒の演奏も、自分や先生に聞かせるもので、演奏権は働く」と反論しました。これが、「思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合」にあたるかどうかかが問題となります。

国会での審議では、前述したとおり、中岡司文化庁次長が「第30条の4は、享受の目的がないことを権利制限の要件としているため、主たる目的が享受のほかにあったとしても、同時に享受の目的もあるような場合には同条の適用はない」と回答し、このため、「享受目的」が少しでもあれば、著作物を利用できないこととなります。しかし、この「享受目的」というのは抽象的な表現なので、国会審議でも議論が交わされました。衆議院では小林茂樹議員（自由民主党）が、参議院では佐々木さやか議員（公明党）が、いずれも具体的な事例をあげて、「こういう場合は享受目的といえるのか?」と質問しました。これに対し、中岡司文化庁次長は「最終的には司法判断になるが、」と裁判所の判断に任される余地をにじませました<sup>4, 5</sup>。このように、音楽教育を守る会にとっては朗報です。

法令には“法の不遡及”という一般原則があります。これは法令の効力はその法の施行時以前には遡って適用されないという原則です。音楽教育を守る会はJASRACに使用料を徴収する権利はないと主張していますが、JASRACは権利があるとして、契約に応じた教室からは2018年4月からすでに徴収を開始しています。改正法が適用されるのは2019年1月からなので、JASRACの主張どおり徴収する権利があるとすると、音楽教室の支払い義務はすでに発生しています。

表2 音楽教室 対 JASRAC訴訟の争点

音楽教育を守る会の主張	JASRACの反論
1. 音楽教室での演奏は「公衆」に対する演奏ではない。	受講生が一人であっても過去に「公衆」とみなされた判決があるので、たとえ少人数であっても「公衆」である。
2. 音楽教室の演奏は「聞かせること」を目的とした演奏ではない。	一人カラオケも「聞かせること」を目的とした演奏という判決が下されている。同様に、音楽教室も生徒や講師に「聞かせる」目的があるはず。
3. 音楽教室から使用料を徴収することは音楽文化の発展を妨げる。	著作権者にお金（使用料）を回すことこそ音楽文化を発展させる。

2 第196回国会「参議院文教科学委員会議事録」第9号（平成30年5月17日）2ページ。  
<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/196/0061/19605170061009.pdf>

3 城所岩生「音楽はどこへ消えたか? 2019改正著作権法で見たJASRACと音楽教室問題」（みらいパブリッシング）、第3章、第8章。

4 第196回国会「衆議院文部科学委員会議事録」第5号（平成30年4月6日）3ページ  
<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/196/0096/19604060096005.pdf>

5 第196回国会「参議院文教科学委員会議事録」第9号（平成30年5月17日）6ページ。  
<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/196/0061/19605170061009.pdf>

ただ、音楽教育を守る会は「著作権法は、形式的にみれば、著作権法上の支分権に該当しうる著作物の利用行為であっても、実質的にみて、権利を及ぼすべきでない場合として権利制限規定を設けている」と権利制限規定の趣旨を説明。実例として、現行法のいくつかの権利制限規定を紹介するとともに新30条の4の条文も説明しました。その上で、「聞かせる目的の演奏」の解釈についても、「実質的に権利を及ぼすべき利用であるか、具体的には、著作物に表現された思想又は感情の享受を目的とする利用態様であるかを考慮する解釈が、著作権法そのものから求められている」と主張します<sup>6</sup>。

こうした解釈が認められれば、音楽教室での利用が「著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用」にあたる可能性が浮上します。そうなれば、音楽教室がレッスンのために著作物を利用することは著作権の侵害にはあたらないとみなされるようになるかもしれません。裁判所の判断が注目されます。

### (3) 「権利者の利益を不当に害する場合」とは？

新30条の4のただし書きは「著作権者の利益を不当に害する場合はこの限りではない」として、権利者の利益を不当に害するような利用については適用しないとしています。これに関連する訴訟での争点が、表2の3の著作権法の目的の解釈をめぐる争いです。

著作権法第1条は「文化的所産の公正な利用に留意しつつ著作権の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする」と定めています。音楽教育を守る会は「音楽教室から著作権料を徴収することは音楽文化の発展を妨げる」と主張していますが、JASRACは「著作権者にお金(使用料)を回すことこそ音楽文化を発展させる」と反論。ここでも両者の主張は真っ向から対立しています。

JASRACの主張するとおり、著作権者に使用料を回すことが音楽文化の発展に必要であることは疑いの余地はありません。しかし、音楽教室は教室で使用する楽譜及び発表会での演奏に対してはJASRACに著作権使用料を支払っています。著作権者にちゃんとお金(使用料)を回しているわけです。今回のJASRACの徴収方針に対して、使用料を受け取る立場の著名なミュージシャン達も反対している事実がこれを裏付けています<sup>7</sup>。

仮に裁判所が音楽教室のレッスン生徒の演奏にも第22条の演奏権が及ぶとするJASRACの主張を認めた場合、音楽教育を守る会は新30条の4の権利制限規定によりJASRACの請求権が及ばないと主張する可能性は十分あります。その際、音楽教室は使用する教材すなわち楽譜の制作時にJASRACに複製に

ついで申請を行っています。また、発表会での演奏にも使用料を支払っています。このように音楽教室は著作権者の対価回収の機会を損なっているわけでもないので、ただし書きの著作権者の利益を不当に害するケースには該当しません。

問題は新30条の4の柱書にある享受目的で、文化庁見解のとおり、主たる目的が享受の他にあったとしても同時に享受の目的があるような場合には同条の適用はないとすると、音楽教育を守る会の主張は認められないおそれがあります。本件はイノベーションに関する訴訟ではありませんが、こうした厳しい解釈ではイノベーションを創出するために設けられた柔軟な権利制限規定が、逆にイノベーションを阻害することになりはしないかと危惧されます。

フェアユースを判定する際、米国の裁判所は「利用目的」が重視する4要素の第1要素は、「利用の目的及び性質(利用が商業性を有するか・・・を含む)」と規定しているようにカッコ内に「利用が商業性を有するか」という文言が入っています。にもかかわらず、米国の裁判所はパロディにフェアユースを認めた1994年の最高裁判決によって変容的利用、つまり、商用目的でも利用目的が変わっていれば、許諾なしの利用を認めました。パロディのように別の作品を作るための利用はフェアユースであるとしたわけですが、その後、例えば、検索サービスもホームページの情報を検索するための変容的利用なので、フェアユースであると解釈することによって、イノベーションに柔軟に対応してきました<sup>8</sup>。

先に述べたとおり、国会でも「享受目的」については中岡司文化庁次長は2度にわたり、「最終的には司法判断になるが」と断った上で回答しました。このように司法判断に頼らざるを得ない部分があるのであれば、最初から厳しい解釈で縛らずに司法判断に任せた方が、今後のイノベーションにも柔軟に対応できるはずで

す。文化庁の見解のとおり、主たる目的が享受の他にあったとしても、同時に享受の目的があるような場合には新30条の4の適用はないとすると、イノベーションを創出するために設けられた柔軟な権利制限規定が、逆にイノベーションを阻害することになりかねません。せつかくの柔軟な権利制限規定が、仏作って魂入れずにならないためにもそうした柔軟な姿勢が望まれます。

6 平成30年9月3日 原告提出第7準備書面。

7 前掲注3. 49～51ページ。

8 城所岩生編・中山信弘ほか著『これでいいのか! 2018年著作権法改正』インプレスR&D、73ページ。

# 2018年度改正による柔軟な権利制限(3)

国際大学グローバルコミュニケーションセンター (GLOCOM) 客員教授  
 ニューヨーク州・ワシントンDC弁護士

きどころ いわお  
 城所 岩生

## 「柔軟な権利制限規定」を作る

### 改正著作権法—新30条の4

先月は、JASRAC (日本音楽著作権協会) の演奏権をめぐる訴訟を挙げ、権利制限に関する享受目的について考察しました。今回も引き続き著作物の使用制限がどの場合に柔軟になるかをみていきます(新30条の4解説(1)～(3)は6月号をご覧ください)。

#### (4) 情報解析

新30条の4第2号に挙げられている「情報解析」はAI、IoT時代に適応させた重要な規定です。文化庁も「これにより、例えば、深層学習(ディープラーニング)の方法による人工知能の開発のための学習用データとして著作物をデータベースに記録するような場合も対象となるものと考えられる」としています<sup>1</sup>。

図1のようにAIにより人間の判断に近い解析が可能になるようですが、実例で説明しましょう。2016年、オランダの美術館やデルフト工科大学のチームが、346点に及ぶレンブラントの全作品から深層学習のアルゴリズムによって作品の特徴を分析、作品に共通する題材を分離し、最も一貫性のある題材を特定した作品を発表しました。レンブラントの作品は著作権切れなので許諾は不要ですが、この条項によって、存命中のアーティストの作品を許諾なしにAIによって分析し、そのアーティストの作風を真似た作品を創作することが可能になるわけです。

改正前の第47条の7は「電子計算機による情報解析のための

複製等」について概略を次のように定めています。

「著作物は、電子計算機による情報解析(多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、映像その他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の統計的な解析を行うことをいう)を行うことを目的とする場合には、必要と認められる限度において、記録媒体への記録又は翻案を行うことができる」

新30条の4はこの「情報解析」を1項2号に吸収しました。「電子計算機による」という限定がとれたため、人の手で行われる解析も可能となりました。また、「統計的解析による」という限定もなくなりました。この二つの限定がとれたことにより権利制限の対象が広がった2号の「情報解析」ですが、同条の柱書は「(1) 条文の骨子(6月号P29)」で述べたとおり、「著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用」に限っています。また、ただし書きで「著作権者の利益を不当に害する場合には適用されません」。

#### (5) 改正前との比較・米フェアユースとの比較

ここで湧いてくる最初の疑問は、「享受を目的としない利用」に限定したことで、改正前より情報解析の範囲を狭めないかです。この点について、2018年4月11日の衆議院文部科学委員会で櫻井周議員(立憲民主党・市民クラブ)が、「改正前の47条の7から新しい30条の4第2号へ条文が移動しておりますが、従前に実施できたことは改正後も全て実施可能という解釈でよろ

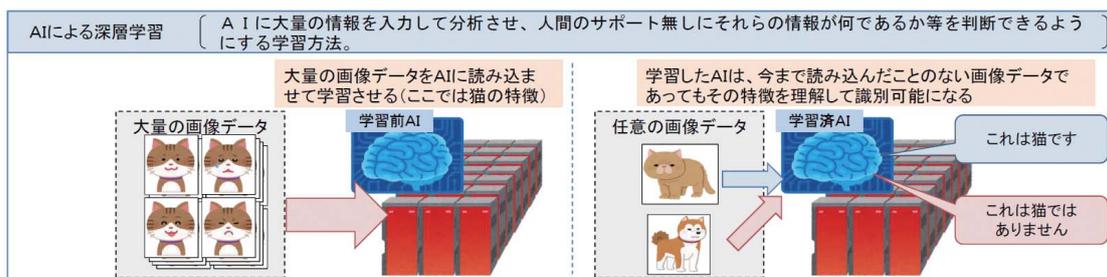


図1 「柔軟な権利制限規定」による対応が求められる新たなニーズの例 出典：文化庁「著作権法の一部を改正する法律概要説明資料」の一部改変

1 文化庁著作権課「著作権法の一部を改正する法律(平成30年改正)について」『コピライト』No. 692(2018年)。

しいでしょうか」と質問しました。

これに対し、中岡司文化庁次長は、「現行47条の7により適法に行うことが想定されていた行為につきましては、著作権者の利益を不当に害するものでないと考えておりまして、今回の改正後におきましても引き続き許諾なく行えるものと考えております」と回答しました<sup>2</sup>。

このように改正前に適法だったことまで違法にしてしまうのではないかという懸念は払拭されました。

次の疑問は米国型フェアユースと比較してどうなのかです。新30条の4の「権利者の利益を不当に害さない」要件は、アメリカでも原著物の市場を奪うような利用は、フェアユース判定の第4要素「原著物の市場に与える影響」で不利に判定されるため、フェアユースは認められにくいです。

享受目的はどうでしょうか？「(3)『権利者の利益を不当に害する場合』とは？(6月号P31)」で述べたとおり、フェアユース判定の第1要素である利用の目的について、米国では享受目的であっても変容的利用であればフェアユースが認められています。変容的利用を最初に認めた最高裁判決が、原作品の表現を享受するパロディに対して、フェアユースを認めた判決だったこともこれを裏付けています。

図2は、「柔軟な権利制限規定」を提言した知的財産推進計画2016のもとになった知的財産戦略本部次世代知財システム検討委員会報告書(2016年4月)からの抜粋です。今回の改正で実現したのは、一番右の「著作物の表現を享受しない利用」なので、今回の改正の特徴および米国のフェアユースとの相違が一目でわかります。

著作権の権利制限が正当化される主な視点	総合考慮型	一定の柔軟性ある権利制限規定(例)	
	米・フェアユース型	受け皿規定(※1)	著作物の表現を享受しない利用(C類型)(※2)
①利用行為の目的や社会的要請	総合考慮	総合考慮	総合考慮
②利用行為の性質・態様		「第○条から○条までの規定に掲げる行為のほか、…やむを得ないと認められる場合」	「著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受するための利用とは評価されない利用」
③民間での取引の成立可能性		総合考慮	総合考慮

※1 既存の権利制限の対象となっている行為と同等と評価しうる利用についての受け皿規定  
 ※2 著作物のデータの利用の特徴である「著作物の表現を享受しない」態様に注目して権利制限を設けるとの考え方

図2 権利制限の柔軟性の選択肢

出典：知的財産戦略本部次世代知財システム検討委員会報告書(2016年4月)  
[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titek2/tyousakai/kensho\\_hyoka\\_kikaku/2016/jisedai\\_tizai/hokokusho.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titek2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2016/jisedai_tizai/hokokusho.pdf)

上野達弘早稲田大学教授は、新30条の4に吸収された改正前の47条の7について、イギリスやドイツも最近の改正で情報解析を認める規定が設けられましたが、いずれも非営利目的に限っていることから、日本は機械学習のパラダイスであると持ち上げます<sup>3</sup>。情報解析について営利目的のものまで認める権利制限規定を設けた点では画期的といえましょう。しかし、新30条の4はイギリスやドイツに比べれば機械学習に有利であることは間違いありませんが、アメリカ以外にも急速に広まりつつあるフェアユース導入国<sup>4</sup>と比較すると必ずしも有利ではないので、パラダイスとまではいえないのではないのでしょうか？

## 新47条の4

新設された3つの柔軟な権利制限規定の3つ目は新47条の4ですが、現行法の関連規定を統合しつつより包括的な規定とした条文なので、解説は省略し、条文の骨子のみ紹介します<sup>5</sup>。

### 電子計算機における著作物の利用に付随する利用等

#### 【条文の骨子】

<Ⅰ. キャッシュ等関係>著作物は、次に掲げる場合その他これらと同様に当該著作物の電子計算機における利用を円滑又は効率的に行うために当該利用に付随する利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、著作権者の利益を不当に害する場合はこの限りでない。

- ① 電子計算機におけるキャッシュのための複製
- ② サーバー管理者による送信障害防止等のための複製
- ③ ネットワークでの情報提供準備に必要な情報処理のための複製等

<Ⅱ. バックアップ等関係>著作物は、次に掲げる場合その他これらと同様に当該著作物の電子計算機における利用を行うことができる状態の維持・回復を目的とする場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、著作権者の利益を不当に害する場合はこの限りでない。

- ① 複製機器の保守・修理のための一時的複製

2 第196回国会「衆議院文部科学委員会議事録」第6号(平成30年4月11日)18ページ。<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/196/0096/19604110096006.pdf>

3 上野達弘「コラム：機械学習パラダイス」早稲田大学知的財産法制研究所 <https://rclip.jp/2017/09/09/201708column/>

4 フェアユース導入国については城所若生編・中山信弘ほか著『これでもいいのか! 2018年著作権法改正』インプレスR&D、89ページ参照。

5 [http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/bunkakai/51/pdf/r1406118\\_08.pdf](http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/bunkakai/51/pdf/r1406118_08.pdf)

- ② 複製機器の交換のための一時的複製
- ③ サーバーの滅失等に備えたバックアップのための複製

### 「柔軟な権利制限規定」小括

「柔軟な権利制限規定」は、2018年著作権法改正の目玉であり、連載も3回にわたったので、ここで一旦、小括します。上記「新30条の4(5)改正前との比較・米フェアユースとの比較」で、「柔軟な権利制限規定」を提言した知的財産推進計画2016のもとになった知的財産戦略本部次世代知財システム検討委員会報告書(2016年4月)から抜粋した図2を紹介し、今回の改正で実現したのは、一番右の「著作物の表現を享受しない利用(C類型)」であると説明しました。

知的財産戦略本部は10年前の「知的財産推進計画2009」でも「権利制限の一般規定(日本版フェアユース規定)」導入の検討を提案しました。日本版フェアユース規定は図2の真ん中の「受け皿規定」のことで、上野達弘立教大学准教授(当時、現在は早稲田大学法学学術院教授)が最初に提案しました<sup>6</sup>。

米国著作権法では権利制限規定の冒頭にフェアユース規定が登場し、その後に個別権利制限規定が続きます。これに対して受け皿規定の場合は、個別権利制限規定の最後にたとえば、図2の「受け皿規定」の欄の②の行にあるように「第〇条から〇条までの規定に掲げる行為のほか…やむを得ないと認められる場合」という規定を設けます。

知的財産推進計画2009での日本版フェアユース規定の提案を

受けて、検討した文化審議会著作権分科会の2011年の報告書に盛り込まれたのが、図2の一番右の「著作物の表現を享受しない利用(C類型)」でした。しかし、報告書の内容を踏まえて実現した2012年の著作権法改正にはこの類型は盛り込まれず、従来の改正でも追加されてきた個別の権利制限規定と変わらない4つの条文を盛り込むだけの骨抜き改正に終わってしまいました。著作権法の権威である中山信弘東大名誉教授に「日本版フェアユースのなれの果て」と酷評される改正でした。

このため、5年も経たずに再検討する必要が生じ、知的財産推進計画2016で「柔軟な権利制限規定の整備」を提案。文化庁で検討した結果、今回の改正でやっとこの「著作物の表現を享受しない利用」が実現しました。失速した前回の改正に比べれば、一歩前進といえますが、「著作物の表現を享受しない利用」に限られる点で、図2の中央の受け皿規定すなわち日本版フェアユースに向けてはまだ道半ばです。

前号6月号P29で掲載した表1のとおり、米国では論文剽窃<sup>ひょうせつ</sup>検証サービスや書籍検索サービスにフェアユースが認められました。これらのサービスは今回の改正で日本でも認められるようになりますが、フェアユース規定をバックに、いち早くサービスを提供した米国勢に日本市場も制圧されてしまいました<sup>7</sup>。こうした苦い経験を繰り返さないためにも未だ実現していない受け皿規定方式の日本版フェアユースを再提案する次第です。

6 上野達弘「著作権法における権利制限規定の再検討—日本版フェアユースの可能性—」『コピライト』No.560(2007年)。

7 城所岩生編・中山信弘ほか著『これでいいのか! 2018年著作権法改正』インプレスR&D、83～86ページ。







## お好きな写真と文字による 世界に一つの贈り物専門店

**sense121** (センスイチニイチ) とは…

株式会社アピックスの提供するパーソナライズドワイン・吟醸酒のe-shoppingサイト名称です。企業・個人のパーソナライズド需要として、「お名前入ラベル」をあしらったお洒落なお酒のネットショッピングが可能になりました。酒造メーカー・酒販店から一歩違った視点で、ギフト・ノベルティ市場に挑戦します。

**APIX**  
株式会社アピックス

■ 本社  
〒541-0059 大阪市中央区博労町1-2-2  
TEL.(06) 6271-7291(代) FAX.(06)6271-7296  
URL <http://www.apix.co.jp> E-mail [info@apix.co.jp](mailto:info@apix.co.jp)

■ 東京支店  
〒104-0041 東京都中央区新富1-16-8 新富町豊和ビル  
TEL.(03)5879-7291(代) FAX.(03)5879-7296  
Online shopping <http://www.sense121.com/>





IS 612404

# デジタルアーカイブ化の促進（1）

国際大学グローバルコミュニケーションセンター（GLOCOM） 客員教授  
 ニューヨーク州・ワシントンDC弁護士

きどころ いわお  
 城所 岩生

連載1回目（5月号P29）の冒頭で紹介したとおり、文化庁資料「著作権法の一部を改正する法律案の概要」は、「改正の概要」として以下の4点を挙げています<sup>1</sup>。

- ①柔軟な権利制限規定
- ②教育機関での著作物の配信利用の拡張+補償金
- ③障害者の情報アクセス機会の拡充
- ④デジタル・アーカイブ化を促進

②以外は2019年1月1日から施行されていますが、②の施行日は「公布日（2018年5月18日）から3年以内の政令で定める日」となっていて、まだ決まっていません。施行に必要な準備作業に時間を要するためです。このため、②は執筆時点の最新の情報を盛り込めるよう後回しにして、前号まで3回にわたって連載した①に続いて、④を先に解説します。

## デジタル・アーカイブ化を促進

連載1回目で新47条の5で可能になった書籍検索サービスに関連して、グーグルの書籍検索サービス、グーグルブックスを簡単に紹介しました。米国の裁判所は全体の16%まで閲覧できるグーグルブックスに対して、フェアユースを認めましたが、こうしたサービスが新47条の5の軽微利用の要件を満たすのか？ 満たさないとすると、日本語の書籍ですら国会図書館よりもはるかに網羅的に本を見つけられるグーグルブックスよりも制約された条件のもとで、先行するグーグルに対抗するサービスを提供する企業が現れるのか？ これらについて疑問視しました。

一時試みられた次頁の和解案が全世界の著作権者に影響を及ぼすことが判明し、日本の著作権者にも黒船来襲騒ぎをもたらしましたが、ヨーロッパもただちに対抗した動きを見せるなど、デジタル・アーカイブ化に大きなインパクトをもたらしました。今回は、フェアユースを認めたグーグルブックス訴訟について紹介していきます。

## グーグルが先導したアメリカ

### デジタル・アーカイブ化の壁

図書館・公文書館・博物館・美術館の収蔵品をデジタル化して、保存するデジタル・アーカイブが欧米で進んでいます。デジタル・アーカイブ化する際の大きな障害が孤児著作物（Orphan Works）問題です。孤児著作物は権利者の死亡などにより、著作権者が不明の著作物。デジタル化するには著作権者の許諾を得なければなりませんが、著作権者がわからなくては許諾も取れません。年月とともに劣化する収蔵品をデジタル化によって保存できないと、貴重な文化資産が消滅する危機に瀕することになります。

孤児著作物問題に対して、米国は早くから取り組んできました。もともと米国は1976年の著作権法改正前までは、著作権の更新をしないと保護期間は発行時から28年間しかありませんでした。それを更新してさらに28年間保護しました。1976年の法改正で、1978年以後に創作された著作物の更新制度を廃止。1992年の法改正ですべての著作物について更新制度を廃止しました。

1886年に調印された「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」は、著作権の発生に登録などの様式行為を要求しない無方式主義を採用しています。米国は長年、権利の発生に登録を要求する方式主義を採用していましたが、1989年にベルヌ条約に加盟したため無方式主義を採用し、更新制度を廃止しました。利用者はそれまで著作権局の更新登録を調べることで作品が著作権切れのパブリック・ドメイン（公共資産）に属するか否かの確認ができました。更新制度の廃止で確認ができなくなったことが、孤児著作物を増やす結果を招きました。

1998年の著作権法改正では、それまで著者の死後50年までだった著作権保護期間をヨーロッパにあわせて死後70年まで20年延長しました。これは、ディズニーが定評あるロビー活動を駆使して、2003年に切れるミッキーマウスの著作権を20年延長したため、ミッキーマウス保護法と揶揄されたりもしました。結果的にこの改正が孤児著作物をさらに増やすことになりました。

1 [http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30\\_hokaisei/pdf/r1406693\\_01.pdf](http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30_hokaisei/pdf/r1406693_01.pdf)

こうした反省から、米国では孤児著作物を利用しやすくする法案が2000年代に二度にわたって議会で提案されましたが、成立に至りませんでした。その間隙をついたのが、私企業のグーグルです。グーグルショックともよばれるように、全世界の著作権関係者を震撼させた書籍検索サービスをめぐる訴訟について紹介します<sup>2</sup>。

## グーグルの書籍検索サービスと訴訟の洗礼

世界中の情報を検索可能にするという壮大なミッションを掲げて起業したグーグルは、ミッション実現のための第1幕だったウェブ検索に続いて、書籍検索サービスにも進出。2004年、出版社や図書館から書籍を提供してもらった書籍をデジタル化し、全文を検索して、利用者の興味にあった書籍を見つけ出すサービスを開始しました。このサービスのうち、図書館から書籍を提供してもらう「図書館プロジェクト」(以下、「グーグルブックス」)に対して、2005年に全米著作者組合と全米出版社協会が著作権侵害訴訟を提起しました。グーグルブックスでまだ著作権が切れていない書籍が提供された場合、検索結果は「スニペット(抜粋)表示」とよばれ、ウェブ検索同様、検索ワードを含む数行の引用がなされるだけですが、両協会は、そもそも書籍をスキャンすることが著作物の複製にあたるため、著作権者の許諾なしに行うことは、著作権者の複製権を侵害すると主張しました。グーグルは検索データベースを作成するために書籍全体をスキャンしますが、検索結果として表示するのは検索語を含む数行だけなので、フェアユースであると反論しました。

## 和解案と裁判所の決定

2008年、両当事者は和解案を発表しました。グーグルが、これまで無許諾でデジタル化した書籍の著作権者に一時金を、今後の利用に対して分配金を支払うという内容でした。和解案は二つの制度が重なって、全世界の著作権者に影響を及ぼすものでした。一つは原告が個別に委任を受けなくても集団を代表できる米国独自の集団訴訟制度。もう一つは加盟国の著作権者に自国の著作権者と同等の権利を与えることを義務づけるベルヌ条約。日米両国ともこの条約に加盟しているため、内国民待遇とよばれる制度によって、日本の著作権者も米国内でアメリカの著作権者と同等に扱われます。これが日本の出版界に「黒船来襲騒ぎ」を引き起こす原因となりました。

和解案に対しては、加盟国の著作権者からの反対意見が多かったため、2009年、両当事者は修正和解案を提出しました。修正和解案は対象をイギリス、カナダ、オーストラリアの旧英領

諸国の著作権者に限定したため、日本も含めほとんどの国が対象外となりました。集団訴訟の和解には裁判所の承認が必要です。集団のメンバーは離脱しないかぎり和解内容に拘束されるからです。裁判所は和解案が公正、適切かつ合理的であると判定した場合にのみ、これを承認することができます。2011年、ニューヨーク南部地区連邦地方裁判所(以下、「地裁」)は、和解案を公正、適切かつ合理的とはいえないとして却下したため<sup>3</sup>両当事者は訴訟に復帰しました。

## 地裁判決

2013年、地裁はグーグルのフェアユースを認める判決を下しました<sup>4</sup>。地裁は事実認定でグーグルブックスの社会的効用について具体例をあげて紹介。上訴を受けた第2巡回区連邦控訴裁判所(以下、「控裁」)もこの事実認定にもとづいてフェアユースを認めたので、その部分を抜粋します。

- ①図書館員が図書存在を容易に探せるようになり、館内の図書貸し出し手続きが効率的になった。また、自館にない場合に図書館相互の貸し出しを利用して、どの図書館から借りるかの判断もしやすくなった。研究・教育面でも重要なツールとして、学校教育の情報リテラシーのカリキュラムにも組み込まれた。
- ②データマイニングやテキストマイニングにも役立っている。具体例をあげると、合衆国という言葉が“the United States is”というように単数で使われるのか、“the United States are”というように複数で使われるのかを、数千万冊に上るグーグルブックスのデジタル書籍の使用例から検証することが可能になった。
- ③これまで書籍にアクセスし難かった視覚障害者も、書籍を検索して、音声変換ソフトなどを使って読めるようになるなどアクセスしやすくなった。
- ⑤絶版となって図書館の書庫に埋もれていた書籍を保存し、蘇らせた。
- ⑥研究者だけでなく、素人でも研究専門図書館のアーカイブに埋もれた蔵書を探し出せるようになった。

フェアユースについて規定した米国著作権法第107条は、フェアユースの判定に際し、考慮すべき要素として、以下の4要素を

2 訴訟についての参考文献に松田政行・増田雅史『Google Books 裁判資料の分析とその評価』(商事法務)がある。

3 Authors Guild v. Google, Inc., 770 F. Supp. 2d 666 (S.D.N.Y. 2011).

4 Authors Guild v. Google, Inc., 954 F. Supp. 2d 282 (S.D.N.Y. 2013).

挙げています<sup>5</sup>。

- (1) 利用の目的および性質（利用が商業性を有するかまたは非営利的、教育目的を含む）
- (2) 著作権のある著作物の性質
- (3) 著作権のある著作物全体との関連における利用された部分の量および実質性
- (4) 著作権のある著作物の潜在的市場または価値に対する利用の影響

4要素の中でも裁判所が重視するのが、(1)と(4)です。

(1)は( )内に「利用が商業性を有するかまたは非営利的、教育目的を含む」とあるとおり、営利か非営利かも重要な判定要素になります。

米最高裁の代表的な著作権判例に1984年のソニー判決があります。ビデオ録画機ベータマックスを販売した米ソニーを映画会社が訴えました。米国には日本の著作権法第30条に相当する、私的複製を認める個別の権利制限規定はありません。このため、ソニーはVTR購入者が昼間のテレビ番組を録画しておいて夜視聴する、つまり「タイムシフティング」(視聴時間の移動)することは、私的な家庭内での非営利的使用なので、フェアユースにあたりと主張しました。米最高裁は第1要素の判定でこれを認め、残る3要素も加えた総合判定でフェアユースを認める判決を下しました<sup>6</sup>。

10年後の1994年、米最高裁はロイ・オーピソンの“*Oh, Pretty Woman*”をラップ化した*Pretty Woman*の著作権侵害が争われたキャンベル事件で、作品が変容的(transformative)であれば、商業的など他の要因の重要性は軽減されるとして、第1要素の判定でフェアユースに有利とし、総合判定でもフェアユースを認定しました<sup>7</sup>。この判決はパロディにフェアユースを認める判決でしたが、営利目的でも原作品を変容していれば、言い換えれば、「別の作品」になっていけば侵害を認めない方向に、その後の判例の流れを変えた判決でした。

パロディなどの二次創作だけでなく、新技術・新サービスにも追い風となった点でも画期的な判決でした。連載2回目(6月号)表1(29頁)の新技術・新サービス関連サービスのうち、キャンベル判決前だったリバースエンジニアリング以外のサービスでも、変容的利用であるとしてフェアユースが認められたからです。

グーグルブックス訴訟の話に戻ると、地裁は上記の事実認定にもとづいて4要素を分析、総合判定でフェアユースを認めた後、最後の総合評価のところでもグーグルブックスの社会的効用が極めて大きい点をあらためて強調しました。ちなみに判決の2カ月前の口頭弁論でも、判決を書いた地裁判事は、原告の弁護

士に対して自分の書記もリーガルリサーチにグーグルブックスを重宝していると指摘しました。

## 控裁判決

地裁判決を不服とした原告からの上訴を受けた控裁は、2015年に4要素を以下のように分析した上で、フェアユースを認める判決を下しました<sup>8</sup>。

### (1) 利用の目的および性質

スニペット表示はユーザーに自分の探している書籍か否かを判断する際に必要な検索語の前後の情報を与えてくれる。もともと別の価値を付与する点で変容的な検索機能にさらに重要な価値をもたらすので、フェアユースに有利である。

### (2) 原作品の性質

この要素はフェアユースか否かを判定する際の決定的な要素ではない。

### (3) 利用された部分の量および質

グーグルは必要以上の情報を提供していない。スニペットはユーザーが検索を繰り返すことによって書籍全体を見られるようにはしていない。辞書や料理の本のようにスニペットだけでユーザーが必要な情報が入手できて、書籍を買わなくてもすませられるような本については、スニペット表示すらもしていない。以上からフェアユースに有利である。

### (4) 原作品の潜在的市場に与える影響

スニペット表示は時間と労力をかけて検索を試みても、書籍の最大16%までの不連続かつ断片的な情報を提供するにすぎない。これは著作権収入を奪うことによって権利者に脅威を与えるものではないのでフェアユースに有利である。

表1 グーグルブックス訴訟年表

2004年	グーグルブックス サービス開始
2005年	全米著作者組合、全米出版社協会が著作権侵害訴訟を提起
2008年	両当事者和解案発表
2009年	対象国を旧英領諸国にかぎる修正和解案発表
2011年	ニューヨーク南部地区連邦地方裁判所、修正和解案却下
2013年	ニューヨーク南部地区連邦地方裁判所、グーグルのフェアユース容認
2015年	第2巡回区連邦控訴裁判所、地裁判決を支持
2016年	連邦最高裁、原告の上訴を受理せず、控訴裁判所の判決が確定

5 17 U.S.C.§107.

6 Sony Corp. v. Universal Studios Inc., 464 U.S. 417 (1984).

7 Campbell v. Acuff-Rose Music, Inc., 510 U.S. 569 (1994).

8 Authors Guild v. Google, Inc., 804 F. 3d 202 (2nd Cir. 2015).

控裁はフェアユースを判定する際の決定的な要素ではないとした(2)以外は、フェアユースに有利であるとして、総合判定でフェアユースを認めました。原告は判決を不服として連邦最高裁に上訴しましたが、最高裁はこれを受理せず、控裁のフェアユース判決が確定しました。

### グーグルに書籍を提供した図書館に対する訴訟

2011年にグーグルとの和解案が却下された全米著作者組合は、グーグルに書籍をスキャンさせた大学図書館に対しても著作権侵害訴訟を提起しました。ミシガン大学など13大学の図書館は、グーグルと提携して図書館の書籍をデジタル化し、検索可能にするハチトラスト電子図書館(以下、HDL)を運営しています。図書館は増え続ける蔵書の保管と古い蔵書の劣化という二つの問題に頭を痛めています。デジタル化はその有力な解決策ですが、ネックはそれに要する資金です。HDLはグーグルがデジタル化して、そのコピーを無料で提供してくれるというので図書館は渡りに船とばかりにグーグルと提携しました。全米著作者組合はこのHDLを訴えましたが、2012年、地裁はフェアユースを認める判決を下しました<sup>9</sup>。

地裁判決を不服とした原告からの上訴を受けた控裁は2014年に以下の判決を下しました<sup>10</sup>。

#### (1) 利用の目的および性質

全文検索が可能なデータベースを作成するのは典型的な変容的利用なのでフェアユースに有利である。

#### (2) 原作品の性質

この要素はフェアユースか否かを判定する際の決定的な要素ではない。

#### (3) 利用された部分の量および質

変容的利用の目的を達成するために必要な限度を超えて複製しているわけではないので、フェアユースに有利である。

#### (4) 原作品の潜在的市場に与える影響

原作品に置き換わる作品であれば、原作品の市場を奪うおそれがあるが、変容的利用なのでそのおそれはないためフェアユースに有利である。

以上、(1)、(3)、(4)がフェアユースに有利なので、フェアユースが成立すると判定しました。

こうしてグーグルブックスに書籍を提供した図書館に対する訴訟でもフェアユースが認められました。

この判決については、全米著作者組合は最高裁には上訴せず、2015年にグーグルと和解しました。上訴しなかった理由は、図書館は営利企業ではないため、侵害の主張が認められ難い(フェアユースが認められやすい)と判断したものと思われます。逆に営利企業のグーグルに対するグーグルブックス訴訟の方が、侵害の主張が認められやすい(フェアユースが認められ難い)と読んで上訴しましたが、最高裁は上記のとおり、グーグルの商業目的での利用に対しても、サービスの公共性に鑑みフェアユースを認めました。

9 Authors Guild, Inc. v. HathiTrust, 902 F.Supp.2d 445 (2012).

10 Authors Guild, Inc. v. HathiTrust, 755 F.3d 87 (2d Cir.2014).

## 国税庁のホームページにて電子帳簿保存法Q&A(一問一答)が更新

JIIMA認証を受けたソフトウェアを使用することで、【電子計算機を使用して作成する帳簿】ならびに【スキャナ保存】の承認申請が簡略化されました。

自社で使用する帳簿ソフトやスキャナソフトが電子帳簿保存法の要件を満たしているか、また公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会により認証されたソフトウェアとはどのようなものか、そういった質問に対する回答(Q&A)が新たに更新されています。

詳細は国税庁ホームページの下記URLからご覧ください。



認証を受けた製品につけられるロゴマーク(一部)

URL 電子帳簿保存法Q&A(一問一答)

<http://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/07index.htm>

リンク先

→ 電子帳簿保存法一問一答【電子計算機を使用して作成する帳簿書類及び電子取引関係】(改正箇所抜粋)(PDFファイル/879KB)

→ 電子帳簿保存法一問一答【スキャナ保存関係】(改正箇所抜粋)(PDFファイル/985KB)

# デジタルアーカイブ化の促進 (2)

国際大学グローバルコミュニケーションセンター (GLOCOM) 客員教授  
 ニューヨーク州・ワシントンDC弁護士

きどころ いわお  
 城所 岩生

## グーグルにただちに応戦したヨーロッパ

### ヨーロピアーナ

米国の一民間企業が立ち上げた電子図書館構想は、グーグルショックとよばれたように全世界の著作権者を震撼させました。フランス国立図書館長のジャン・ノエル・ジャンヌネー著、『Googleとの闘い—文化の多様性を守るために』（佐々木 勉訳、岩波書店）は、以下の書き出しで始まっています。

すべては2004年12月14日に始まった。すべて?そう言ってもおかしくない。その日新聞社の受け取った一片の情報は、我々の思考、行為、想像力を心底震え上がらせたのだから。いちばん利用されている検索エンジンのプロバイダ、アメリカのグーグル社が6年間で、1500万冊の書類、すなわち、約45億ページをデジタル化するというのだ。

ジャンヌネー氏は2005年1月24日付、ルモンド紙に「グーグルがヨーロッパに挑むとき」と題する記事を寄稿しました。この中でグーグルブックスが持つ公共財の商業的利用や英語資料優先の電子化が行われることに対する懸念を表明しました。これが当時フランスのシラク大統領の目にとまり、大統領は文化相とジャンヌネー氏に、フランスを含むヨーロッパの図書館蔵書が、より広くかつより迅速にネットで公開できるようにする施策の検討を命じました。大統領は欧州諸国首脳にも協力を要請すると発表しました。

これを受けて、欧州連合 (EU) の行政執行機関である欧州委員会は2005年9月、各国の文化遺産をオンラインで提供する欧州デジタル図書館計画を発表しました。書籍だけでなく新聞・雑誌の記事、写真、博物館の所藏品やアーカイブ文書、録音物まで含む壮大なデジタル図書館プロジェクトです。

連載4回目 (2019年9・10月号) のとおり、グーグルブックスは全米著作者組合などから著作権侵害訴訟を提起されましたが、2008年に両当事者は和解案を発表しました。和解案は日本の出版界に「黒船騒ぎ」を引き起こしましたが、上記のような取り組みがすでに始まっていたヨーロッパの反応は迅速かつ建設的でした。和解案発表の数日後、ヨーロピアーナとよばれる

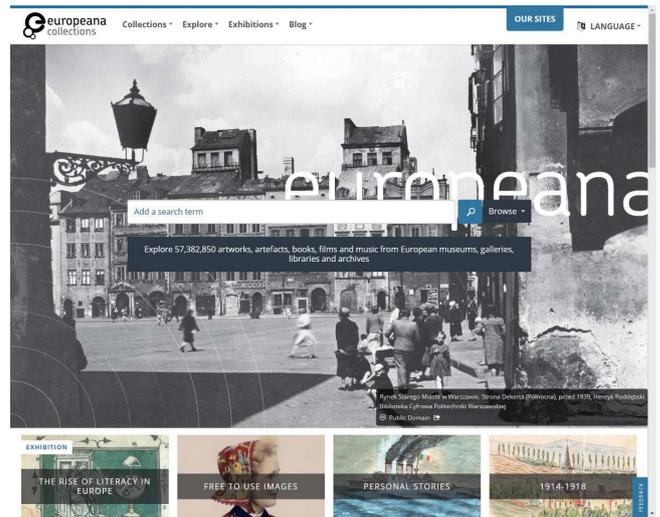


図1 ヨーロピアーナのサイト

デジタル図書館を公開しました。

ヨーロピアーナは、書籍だけを対象としたグーグルブックスと異なり、書籍以外の膨大な歴史的資産をデジタル化し、ネットを通じてアクセス可能にしています。ただし、それ自体がアーカイブではなく、ヨーロッパ中のデジタルアーカイブをネットワーク化したポータルサイトに過ぎません。しかし、すでに欧州35ヶ国、3,000以上の図書館・美術館・博物館・文書館等が参加、5,700万点の文化資源デジタル・アーカイブが一括で横断検索できます。

ポータルサイト<sup>1</sup> (図1) の真ん中の白枠の検索窓の下の黒枠に白抜きで「ヨーロッパ全土から57,382,850点の美術品、書籍、ビデオ、録音を探索しよう」と表示されています。

### EU孤児著作物指令

ヨーロピアーナも他のデジタル図書館と同様、いかにして著作権の切れていない著作物をデータベースに収録し、欧州委員会が所藏品の「20世紀のブラックホール」とよぶ問題を回避するかという問題に直面しました。1900年以前の文化資産はかなり

1 <https://www.europeana.eu/portal/en>

ウェブでアクセス可能なのに、より最近のものにはほとんどアクセスできないという問題です。ブラックホール問題が生まれる理由は二つあります。

一つは資金の問題で、加盟国の文化予算が厳しい中、限られた資金で著作権使用料を支払うことは不可能に近いので、収録されたものはほとんどが著作権切れで、パブリックドメイン（公共資産）となった著作物です。

もう一つは著作権の問題で、絶版書籍や権利者不明の孤児著作物が収録できないことです。

この「20世紀のブラックホール」問題に対しても、EUは画期的な解決策を打ち出しました。2012年に欧州委員会が出した、「孤児著作物の特定の許容される利用に関する欧州議会および委員会による2012年10月25日の指令2012/28/EU」（EU孤児著作物指令）です<sup>2</sup>。この指令は、図書館などの文化施設が所蔵する書籍などについて、権利者についての入念な調査（diligent search）を行っても所在が確認できない場合には「孤児著作物状態」と認定され、利用できるようにしました。

さらにある加盟国で「孤児著作物状態」が認められれば、他の加盟国でも利用できるようにしました。入念な調査によって「孤児著作物状態」が認められた場合には、加盟国全域で孤児著作物とみなされるわけです。加盟国の法制度の相違を前提としたうえで「孤児著作物状態」の相互承認の形を採って孤児著作物の利用を推進したわけです。

著作権者が利用を望まない場合には、オプトアウト、すなわち拒否することも認めました。著作権法は「許諾がなければ利用できない」、オプトインを原則としています。許諾を得る権利者の不明な孤児著作物に対してまで、その原則を貫くと孤児著作物を利用する道は閉ざされてしまいます。このため、入念な調査を行って「孤児著作物状態」と認められれば、オプトアウト、すなわち「拒否されない限り利用できる」ようにしたわけです。著作権法の大前提を覆すオプトアウトの発想を取り入れたこの画期的な指令によって、それまでパブリックドメインのものがほとんどだったヨーロッパの公開コンテンツに孤児著作物も加わることになりました<sup>3</sup>。

## アーカイブの利活用促進に関する権利制限規定の整備

わが国も2018年改正によって、デジタル・アーカイブ化を促進するための権利制限規定の整備を行いました。以下、その概要を解説します<sup>4</sup>。

## 1. 国立国会図書館による外国の図書館への絶版等資料の送信

「図書館等における複製等」について定めた第31条は、第3項で国立国会図書館から他の図書館へ公衆送信について定めています。

### 第31条

3 国立国会図書館は、絶版等資料に係る著作物について、図書館等又はこれに類する外国の施設で政令で定めるものにおいて公衆に提示することを目的とする場合には、前項の規定により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて自動公衆送信を行うことができる。この場合において、当該図書館等においては、その営利を目的としない事業として、当該図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、自動公衆送信される当該著作物の一部分の複製物を作成し、当該複製物を一人につき一部提供することができる。

1行目の「図書館等」については第31条第1項で、「国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの」と定義されています。

3行目に「前項の規定により」とありますが、第2項では国立国会図書館に「原本を公衆の利用に供にすることによる滅失、損傷若しくは汚損を避けるために当該原本に代えて公衆の利用に供するため、又は絶版等資料に係る著作物を次項の規定により自動公衆送信（送信可能化を含む）に用いるため、電磁的記録を作成する場合には、必要と認められる限度において、当該図書館資料に係る著作物を記録媒体に記録することができる」と定めています。

国立国会図書館は納本制度（国立国会図書館法第24条～25条の2）により、国内の出版物を網羅的に収集・保存する重要な使命を担っています。そうした貴重な資料を滅失、損傷、汚損から守るためにデジタル・アーカイブ化を認めた条文です。

新31条第3項は図書館や政令で定める施設に加えて、「図書館等に類する外国の施設で政令で定めるもの（下線部分）」に対しても、公衆に提示することを目的として、国立国会図書館が、当該著作物の複製物を自動公衆送信できるようにする改正です。国立国会図書館が他の図書館等に送信できる図書館送信サー

2 Directive 2012/28/EU on certain permitted uses of orphan works [2012] OJ L299/5 (Orphan Works Directive).

3 ヨーロッパのデジタル・アーカイブ関連の著作権改革については、城所岩生『フェアユースは経済を救う～デジタル覇権戦争に負けない著作権法』（インプレスR&D）の第4章「大胆な著作権改革で応戦したヨーロッパ」参照。

4 改正の詳細については、文化庁「平成30年通常国会 著作権法改正について」（<http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/index.html>）および文化庁著作権課「解説 著作権法の一部を改正する法律（平成30年改正）について」（2018年12月号）参照。

ビスを、日本文化発信の観点から外国の図書館等にも拡大するわけですが、この改正によって、日本研究を行っている外国の図書館等に貴重な資料を提供できるようになりました。

## 2. 作品の展示に伴う美術・写真の著作物の利用

「美術の著作物等の展示に伴う複製等」について定めた、第47条を改正した新47条第1項は、追加が多いため新旧比較表(表1)にしました。真ん中の列の下線部分が改正部分です。右の列は下線を取るとともにカッコ書きを省略して読みやすくしました。

1行目に出てくる第25条は、「著作者は、その美術の著作物又はまだ発行されていない写真の著作物をこれらの原作品により公に展示する権利を専有する」と定めています。しかし、美術館などで、展示物の解説・紹介用のカタログなどの小冊子を作成することは、著作権者の利益を不当に害することも少ないため、権利が及ばないとしたのがこの条文です。

これまで、複製し掲載することは小冊子に限られていましたが、技術の進歩により電子機器を用いた展示作品の解説・紹介もできるようになりました。それを可能にしたのが今回の改正で、新47条第1項でまず、展示著作物の解説・紹介を目的とする上映や自動公衆送信のための複製を認めました。これにより美術館が展示作品の解説・紹介用資料を館内のタブレット端末などで閲覧できるようにデジタル化することが可能になりました。

**2 原作品展示者は、観覧者のために展示著作物の解説又は紹介をすることを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、当該展示著作物を上映し、又は当該展示著作物について自動公衆送信を行うことができる。ただし、当該展示著作物の種類及び用途並びに当該上映又は自動公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。**

新設した第2項では、展示著作物の解説・紹介を目的とする上映や自動公衆送信を認めました。これにより美術館が1項でデジタル化した著作物を来館者が館内のタブレット端末や自分のスマホで閲覧できるようになりました。

**3 原作品展示者及びこれに準ずる者として政令で定めるものは、展示著作物の所在に関する情報を公衆に提供するために必要と認められる限度において、当該展示著作物について複製し、又は公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行うことができる。ただし、当該展示著作物の種類及び用途並びに当該複製又は公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。**

同じく新設した第3項では、美術館が展示作品に関する情報を公衆に提供するためにサムネイル画像(作品の小さな画像)をインターネットに公開できるようになりました。これによりユーザーは美術館に行く前に展示作品についての情報をインターネットで調べることが可能になりました。

表1 新旧比較表

改正前	改正後	改正後(カッコ内省略)
第47条 美術の著作物又は写真の著作物の原作品により、第25条に規定する権利を害することなく、これらの著作物を公に展示する者は、観覧者のためにこれらの著作物の解説又は紹介をすることを目的とする小冊子にこれらの著作物を掲載することができる。	第47条 美術の著作物又は写真の著作物の原作品により、第25条に規定する権利を害することなく、これらの著作物を公に展示する者(以下この条において「原作品展示者」という。)は、観覧者のためにこれらの展示する著作物(以下この条及び第47条の6第2項第1号において「展示著作物」という。)の解説若しくは紹介をすることを目的とする小冊子に当該展示著作物を掲載し、又は次項の規定により当該展示著作物を上映し、若しくは当該展示著作物について自動公衆送信(送信可能化を含む。同項及び同号において同じ。)を行うために必要と認められる限度において、当該展示著作物を複製することができる。ただし、当該展示著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。	第47条 美術の著作物又は写真の著作物の原作品により、第25条に規定する権利を害することなく、これらの著作物を公に展示する者は、観覧者のためにこれらの展示する著作物の解説若しくは紹介をすることを目的とする小冊子に当該展示著作物を掲載し、又は次項の規定により当該展示著作物を上映し、若しくは当該展示著作物について自動公衆送信を行うために必要と認められる限度において、当該展示著作物を複製することができる。ただし、当該展示著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

### 3. 著作権者不明等における著作物の利用

上記のとおり、EUは2012年に出した孤児著作物指令で、図書館などの文化施設が所蔵する書籍などについて、権利者についての入念な調査(diligent search)を行っても所在が確認できない場合には「孤児著作物状態」と認定され、利用できるようにしました。わが国にもEU孤児著作物指令同様、権利者不明著作物の利用について定めた裁定制度があります。「著作権者不明等の場合における著作物の利用」について定めた第67条は、裁定制度について次のように規定しています。

**第67条** 公表された著作物又は相当期間にわたり公衆に提供され、若しくは提示されている事実が明らかである著作物は、著作権者の不明その他の理由により相当な努力を払ってもその著作権者と連絡することができない場合として政令で定める場合は、文化庁長官の裁定を受け、かつ、通常の使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者のために供託して、その裁定に係る利用方法により利用することができる。

**2 国、地方公共団体その他これらに準ずるものとして政令で定める法人（以下この項及び次条において「国等」という。）が前項の規定により著作物を利用しようとするときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定による供託を要しない。この場合において、国等が著作権者と連絡することができるに至ったときは、同項の規定により文化庁長官が定める額の補償金を著作権者に支払わなければならない。**

第1項は変わっていませんが、新設した第2項で「前項」および「同項」として引用されているため、記載しました。第1項のとおり、著作権者が不明等の場合に、文化庁長官の裁定を受け、かつ補償金を供託することによって、当該著作物を利用できます。

新設した第2項では、補償金の支払いを確実に行うことが期待できる国や地方公共団体については、事前の供託を求めないものとし、権利者と連絡が取れたら、事後的に補償金を支払うことを認めました。

条文は省略しますが、「裁定申請中の著作物の利用」について定めた第67条の2は、第67条により裁定を申請した者が担保金を供託すれば、裁定申請中でも著作物を利用できるようにしています(第1項)。これについても国や地方公共団体については、新設した第2項によって免除しました。

以上、新67条および新67条の2によって、公共機関による裁定制度の利用が活性化し、デジタル・アーカイブ化が進展することが期待されます。

「デジタル・アーカイブ化の促進」関連の改正は以上です。次号では、わが国のデジタル・アーカイブ化の状況を、連載4回目(2019年9・10月号)で紹介したグーグルが主導する米国、上記のとおり、グーグルに対抗して急速に進展したヨーロッパと比較します。

著作権法  
ピックアップ  
コラム

## ～漫画村事件にみる著作権～



9月24日、フィリピンで拘束された海賊版「漫画村」の運営者、星野路美容疑者が福岡県警に逮捕されました。

星野容疑者の行った違法コンテンツのアップロードは以前から違法ですが、**損害額が3000億円**とする試算もあるぐらい被害甚大だったため、違法であると知りながらダウンロードする行為も禁止する著作権法改正案を文化庁が策定しました。それは、2012年の著作権法改正で違法とされた音楽・動画のダウンロードを、漫画などの静止画にも拡大しようとする内容でした<sup>(注1)</sup>。

しかし、改正案は自民党の了承が得られず<sup>(注2)</sup>、2019年通常国会での提案は見送られました。その背景は2018年改正についての本連載終了後、紹介する予定ですが、海賊版の被害者でもある**漫画家達も反対するような改正案**だったことが、見送られた最大の理由といえます。

注1) 城所「『違法DL範囲拡大反対』の声を国会議員に届けよう」 <http://agora-web.jp/archives/2037318.html>

注2) 城所「違法DLの範囲拡大：自民党が文化庁案を見直し」 <http://agora-web.jp/archives/2037695.html>

# 日本語書籍の検索でも国会図書館をしのぐ グーグル電子図書館

国際大学グローバルコミュニケーションセンター (GLOCOM) 客員教授  
ニューヨーク州・ワシントンDC弁護士

きどころ いわお  
城所 岩生

連載1回目(2019年5月号)で紹介したとおり、新47条の5の①号「所在検索サービス(=求める情報を特定するための情報や、その所在に関する情報を検索する行為)」の具体例として、書籍検索サービスがあります。その書籍検索サービスを先導したグーグルブックスは、国立国会図書館の蔵書検索データベースNDL-OPAC(以下、“NDL-OPAC”)よりも網羅的に見つけられると簡単に紹介しました。また、改正後の条文によってグーグルブックスよりも制限されたサービスしか提供できない状況下で、先行する巨人グーグルに対抗して書籍検索サービスを提供する事業者が現れるか疑問視しました。

日本語の書籍ですら、母国語の国立図書館が米国の一民間企業に太刀打ちできないサービスしか提供できないというのは、国の文化政策上も看過できない問題なので、本号でももう少し詳しく分析します。

両方のサービスで筆者の名前を入れて検索、雑誌記事などを除いて書籍に絞るとNDL-OPACでは10件ヒットしますが、グーグルブックスでは300件弱がヒットします。NDL-OPACは書籍の中のキーワードしか拾いませんが、グーグルブックスは書籍の全文を検索するので、この差が生じるのだと推測されます。グーグルブックスの数300件弱の中にはなぜこの本に筆者の名前が登場するのかわからないものもありますが、全文検索しているのです、おそらく拙著を引用している書籍も含まれているからでしょう。

幸いグーグルブックスは検索結果をスニペット表示(検索語の前後の文章の数行までの表示)し、検索結果も関連性の高い順に並べてくれるので、スニペット表示に筆者の名前が出てくるものは最初の方に出てきます。そこで、スニペット表示に筆者の名前が表示されるものに絞ると、27件とそれでもNDL-OPACの3倍近くヒットします。

しかもNDL-OPACでは筆者が共著者になっている書籍1件が漏れていました。グーグルブックスでスニペット表示に筆者の名前が出てくる書籍は、主に筆者の著書を引用している書籍なので、どのように引用されているかがわかるのは大変参考になります。NDL-OPACはキーワードしか拾わないため、そこまでカ

バーできないのは致し方ないかもしれませんが、重要な検索語である共著者名を拾わない理由はよくわかりません。いくら共著者が多い(10人)とはいえ、その一人に名を連ねている書籍を拾わないのは、書籍検索サービスとしては欠陥サービスのそしりを免れないのではないのでしょうか？

次に検索結果を比較すると、NDL-OPACは書籍の存在を知らせてくれるだけで、どんな内容の本なのかはわかりませんが、グーグルブックスはスニペット表示で検索語の前後の文章を数行まで表示してくれます。グーグルブックスのこの利点については、裁判所がサービスのもたらす社会的効用を理由にフェアユースを認めた理由の一つでもあります。地裁判決が事実認定したグーグルブックスの社会的効用全般については連載4回目(2019年9・10月号)で紹介しましたが、スニペット表示の社会的効用についても判決は以下の具体例をあげて、その効用を強調しています<sup>1</sup>。

たとえば、フランクリン・D・ルーズベルトについての論文を書いている学生が、ルーズベルト大統領が小児マヒにかかった年齢を知りたいとする。「ルーズベルト 小児まひ」という検索語でグーグル検索すると、リチャード・テイラー・ゴールドバーグの「フランクリン・D・ルーズベルトの人となり」(1981)に行きあたり、彼が発病したのが1921年であることがわかる。それによって、学生は図書館に出かけて書籍を購入する必要はなくなる。しかし、スニペット表示で検索者が得たものは、ゴールドバーグの著作権が及ばない「事実」に過ぎない。著作権が及ぶのは著者の「表現」に対してだからである。

学生のルーズベルトの発病した年齢についての間に対して、グーグルは著作権を侵害せずに回答する権利を持っている。ゴールドバーグの書物の中に埋め込まれた、たった3行の情報を利用することが、著作権で保護されない「事実」を著作権侵害に変えてしまうことにはならない。

著作権で保護されていない「事実」を調べるのにも、スニペッ

1 Authors Guild v. Google, Inc., 954 F. Supp. 2d 282 (S.D.N.Y. 2013).

ト表示がないNDL-OPACでは検索後、図書館や書店に足を運ばなくてはなりませんが、グーグルブックスではその必要もありません。

## グーテンベルグ以上の大変化といえる本のデジタル化

評論家の歌田明弘氏は、本のデジタル化はグーテンベルグ以上の大変化であると指摘します<sup>2</sup>。

本の歴史に大きな足跡を残したグーテンベルグは、書物の制作方法を変えたが、冊子体の本のスタイル自体を変えたわけではない。本のスタイルは、ギリシャ、ローマにおいて、グーテンベルグ誕生のはるか以前、4世紀ごろに変化したと考えられている。それまで文字の記録に使われていたパピルスは、折たたみにくく、そのため、本は巻き物の形をしているのがふつうだった。パピルスに代わって羊皮紙が使われるようになり、ようやく現在の本の形態へとつながるコーデックスと呼ばれる冊子体が生まれている。本の歴史のなかで、本のスタイルと制作方法の変化はこのように別々に起こっている。

それにたいし、現在起こっているデジタルなドキュメントへの変貌は、制作方法からその形態、受け止め方にいたるまで、あらゆる局面における変化である。グーテンベルグの活版印刷術の発明と、巻き物から冊子体の本への変貌、その両方をたしたよりもまだ大きな変化が起こっているといってもいいかもしれない。

連載3回目(2019年7・8月号)の最後の「『柔軟な権利制限規定』小括」で指摘したように、5年も経たずに日本版フェアユースの再検討が必要となるような後追いの対症療法的法改正で対応するわが国と、1000年に一度の大転換が法改正なしに解釈で認められる米国との格差が浮き彫りになります。

## 論文剽窃検知サービスでも露呈した後追い改正の限界

連載1回目(2019年5月号)で紹介したとおり、新47条5の②号にある情報解析サービス(=大量の情報を構成する要素を抽出し解析する行為)の具体例として、論文剽窃検知サービスをあげています。このサービスについてはデジタルアーカイブ化とは直接関係ありませんが、書籍検索サービス同様、後追い改正の限界が露呈した実例なので、参考までに紹介します。

論文剽窃検知サービスは論文の内容を他の論文から盗んだり、コピー&ペーストしたりしていないかチェックするためのサービスで、2014年のSTAP細胞論文でコピー疑惑による小保方氏の事件をきっかけに脚光を浴びましたが、2008年に日本版フェアユースが提案されたときにはニーズとして把握されていなかったサービスです。このため、日本版フェアユースを最初に検討した結果、実現した2012年の改正には盛り込まれませんでした。

アメリカでは学生の許諾を得ずに提出論文をデータベース化して、コピー論文をチェックできるようにしたサービスをめぐる訴訟でフェアユースが認められました。このため、サービスを開発した米iParadigms社が提供する、学生のコピー論文発見用オンラインツールTurnitinは現在、240億以上のウェブページ、3億以上の学生レポート、出版物をデータベース化しています<sup>3</sup>。

日本のアंक社もコピールナーとよばれるサービスを提供していますが、データベース化する際には権利者の許諾を得ると明言しています。同社が、2014年11月19日に開催された文化審議会著作権分科会の小委員会に提出した資料に以下の記述があります<sup>4</sup>。

将来、弊社のデータベースに論文を保管してチェック対象とする場合は、論文データ・著作権を管理している企業・機関と契約を結んだ後に、契約範囲内の論文データを自社DBに保管し、チェック対象とする予定です。

フェアユースのない日本ではこうした対応にならざるを得ませんが、データベース化できないと、先輩の論文のコピーなどをチェックできず、論文剽窃検知サービスとしては不完全に終わってしまいます。2014年、小保方氏の事件発生後、日本の教育・研究機関が米iParadigms社のサービスに走ったのも当然です。日本が個別権利制限規定を設けてサービスを合法化した時点では、フェアユースをバックにサービスを提供していた米国勢に日本市場まで席卷されてしまった点で、ウェブ検索サービスや書籍検索サービスの二の舞を演じたこととなります(連載2回目:2019年6月号、表1参照)。

## 検索エンジンの苦い経験

今回の改正は「知的財産推進計画2016」が「柔軟な権利制限

2 歌田明弘「本の未来はどうなるか」(中公新書、2000年)4ページ。

3 <https://www.assistmicro.co.jp/news/20130828iparadigm/>

4 [http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hogoriyo/h26\\_08/pdf/shiryo\\_1.pdf](http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hogoriyo/h26_08/pdf/shiryo_1.pdf)

規定」を提案したのが、きっかけとなりました。この提案は知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会次世代知財システム検討委員会が、2016年4月にまとめた報告書にもとづいています。この委員会の委員を務めた喜連川優 国立情報学研究所長・東大教授は以下のように指摘します<sup>5</sup>。

我が国が検索エンジンビジネスへの参画に遅れが生じたのは、コンテンツのキャッシュへの複製が著作権法違反に当たる可能性があるという意見があったことから派生した委縮効果によるところが大であった。経済産業省情報大航海プロジェクトの実施も受け、関係各位の努力で、最終的に2010年1月に法改正がなされ、制限規定が導入されるに至った。改正に至るまで、大変なエネルギーが投入されると同時に、とても長い時間がかかったことも事実である。

何よりも、先行者利益が非常に大きいITネットビジネスにおいてはこの遅延は致命的であり、当初日本においてもWeb検索に関する研究開発が活発になされていたものの、ご存知のように、現在は米国の検索エンジンが席卷し、日本の企業努力は陽の目を見なかったことは大変残忍(ママ)である。法整備はITビジネス上極めて重要であることを痛感した次第である。

喜連川教授が指摘するとおり、当初日本においてもWeb検索に関する研究開発が活発になされていました。日本初の検索エンジン「千里眼」は米国とほぼ同時期の1994年に開発されています<sup>6</sup>。

検索エンジンは、検索用のデータベースを作成するためにウェブページを一時複製(キャッシュ)します。ホームページの著作権者の許諾なしに全ページを複製することは著作権侵害の懸念がありますが、全文複製しないとデータベース作成に支障をきたし、検索サービスが成立しなくなるおそれがあります。このため、米国では、自分のホームページを検索されたくない場合には、その旨を意思表示すれば、検索を技術的に回避する手段を企業側が用意する「オプトアウト(原則自由)方式」を採用して、全文を複製しました。案の定、権利者から著作権侵害訴訟が提起されたものの、2000年代前半の3件の訴訟で、裁判所はいずれもフェアユースを認めました。

フェアユース規定のないわが国では、著作権侵害の恐れを回避するため、事前に検索するウェブサイトの了解を取る「オプトイン(原則禁止)方式」が採用されました。検索サービスは情報の網羅性、包括性が命ですが、オプトインしたサイトしか検索対象にしないサービスでは、Not foundの検索結果ばかり返っ

表1 検索エンジンシェアの推移

年	2001	2008	2009	2012	2019
Yahoo! JAPAN	61.6%	84.2%	57.5%	55.1%	15.5%
Google	4.9%	64.9%	32.8%	34.9%	76.3%
infoseek	18.0%	13.0%	1.5%	2.1%	0.4%以下
Bing		2.5%	1.9%	1.0%	7.4%
goo	31.9%	13.5%	1.1%	1.3%	0.4%以下
BIGLOBE	6.8%	3.7%	1.0%	1.2%	0.4%以下
OCN	3.6%	2.5%	0.3%	0.5%	0.4%以下

出典および注1.

・2012年まで：一般財団法人インターネット協会監修「インターネット白書ARCHIVES」(<https://iwarchives.jp/>)。ただし、2001～2008年は「主に利用する検索エンジン」、2009年以降は「最も利用する検索エンジン」。

・2019年：2013年以降の同白書にこの統計はないため、「[2019年版]日本・世界の検索エンジンシェアと種類一覧」(<https://www.gc-seo.jp/journal/basic/search-engine/searchengine-share/>)によった。ただし、上位5社以外は「その他 0.4%」にまとめているので、上位5社に入らない検索エンジンは「0.4%以下」としました。

注2. Bingまでの4社は米国系、goo以下の3社が日系。

てきてしまい、オプトアウトしないかぎり検索対象にするサービスとの差は決定的です。

国産検索エンジンの開発を目指した「情報大航海プロジェクト」(2007～2009年)の戦略会議議長を務めた喜連川教授の尽力により、日本も2009年の著作権法改正で個別権利制限規定を追加し、検索エンジンを合法化しましたが、時すでに遅し。日本の著作権法が適用されない国外にサーバーを置き、日本にサービスを提供した米国勢に日本市場まで制圧されてしまいました(表1参照)。

## 米国勢による日本市場の草刈り場化を防ぐための提案

喜連川教授は論文剽窃検知サービスについて、以下のように続けます<sup>7</sup>。

残念なことに同様の事態は一度に留まらない。ITの進展の結果とも言えなくないが論文のコピペが最近流行した。国際会議主催者の頭痛の種ともなっているが、単純にコピーをすることが多く、手間さえ惜しまなければ、検索エンジンを利用し人手で探すこともできるが、当然非効率であった。このような背景で、主要な国際会議や論文誌の論文とマッチングするシステムを作ることは誰でも考えるところ

5 喜連川優「法整備はゆっくりやれば当然できる。スピードが肝」『AI白書2019』(独立行政法人情報処理推進機構AI白書編集委員会編、2019年)参照。

6 [https://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%8D%83%E9%87%8C%E7%9C%BC\\_\(%E6%A4%9C%E7%B4%A2%E3%82%A8%E3%83%B3%E3%82%B8%E3%83%B3\)](https://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%8D%83%E9%87%8C%E7%9C%BC_(%E6%A4%9C%E7%B4%A2%E3%82%A8%E3%83%B3%E3%82%B8%E3%83%B3))

7 前掲注5。

表2 新技術・新サービス関連サービス合法化の日米比較

サービス名	米国でのサービス開始	米国でのフェアユース判決*	日本での合法化(施行年) = サービス可能化
リバースエンジニアリング	1970年代	1992年	2019年
論文剽窃検知サービス	1998年	2009年	2019年
書籍検索サービス	2004年	2015年**	2019年
(参考) 画像検索サービス	1990年代***	2003年	2010年
(参考) 文書検索サービス	1990年	2006年	2010年

\* それぞれの判決については、城所岩生「改正著作権法はAI・IoT時代に対応できるのか?—米国の新技術関連フェアユース判決を題材として—」『GLOCOM Discussion Paper Series 18-003』2～11ページ。http://www.glocom.ac.jp/discussionpaper/dp11.

\*\* 原告はGoogleだけでなくGoogleに蔵書を貸してスキャンさせた図書館も訴えたが、こちらも2014年に第2控裁がフェアユース判決を下した。

\*\*\* 裁判例から推定した。

ろである。

米国はフェアユースがあることから、米国に新しい会社生まれ、当該コピー検知サービスが広く利用されるに至っている。一方日本は、著作権法があることから著作権者である学会、出版社、著作者からの許諾が必要であった。どうしてもモタモタせざるを得ない。この種のサービスに対して著作者が反対することはまずないと思われ、内閣府の会議で問題提起をしたが、迅速な対応は得られなかった。

その結果、先行企業は世界の巨大会社などと連携し、新しい論文投稿はほぼすべてそのサービスを利用することとなりつつある。日本の大学も、大学の評判にもつながることから、同ソフトウェアを多用するに至っている。2018年の著作権法改正で、このサービスが可能となったが、検索エンジンの二の舞になりかねない。このように現行の法制度が不具合を生み、それへの対応に時間がかかり、結果として新サービスの創出の足を引っ張るケースが後を絶たない。今後のAI時代における著作物(ママ)の取り扱いについてもしっかりした検討が必須といえる。

喜連川教授の指摘する「この種のサービスに対して著作者が反対することはまずないと思われる」というような論文剽窃検知サービスでも、権利制限規定が設けられるまでは違法になってしまうところに個別権利制限規定による対応の限界があります。訴訟になってもフェアユースが認められると判断すれば、前倒しでサービスに踏み切れる米国とは数年どころか数十年も開きがあります。その格差は連載2回目(2019年6月号)の表1を見れば、一目瞭然なので、表2に再掲します。

当然、リスクは伴います<sup>8</sup>。しかし、ITビジネスは先に市場を押さえたプレイヤーが市場を独占する勝者総取り(Winner Takes All)の世界です。リスクを取るかわり見返りも大きく、時間のかかる法改正が新サービス創出の足を引っ張る日本市場まで草刈り場にできてしまいます。

日本もこうした悪循環を断つには、10年先取りするような改正をしなければならないにもかかわらず、今回の改正も10年後追いつく改正に終わってしまいました。もちろん今回の改正で新設された柔軟な権利制限規定によってカバーされる新技術・新サービスは当然あります。しかし、連載3回目(2019年7・8月号)で掲載した図2のとおり、改正で可能になった利用は著作物の表現を享受しない利用に限られます。柔軟性の点ではこうした縛りのない米国型フェアユースには及びません。今後、著作物の表現を享受するような新たなニーズに対応する新技術・新サービスが生まれる可能性は十分あります。その時にフェアユースをバックに先行する米国勢に日本市場まで席卷されてしまった過去の苦い経験を繰り返すことになります。

この懸念は改正法の国会審議でも指摘されました。日本版フェアユースが失速した2012年改正時に、文部科学大臣を務めた平野博文衆議院議員(当時民主党)は、以下のように指摘しました<sup>9</sup>。

著作権法の一般規定を検討する本来のやはり趣旨というのは、現在あるニーズではなくて、将来のニーズに対応でき得るように規定をどう設けるかというところに腐心をしなきゃいけない。

連載3回目(2019年7・8月号)の最後の『「柔軟な権利制限規定」小括』で指摘したように受け皿方式の日本版フェアユースの再検討が喫緊の課題といえます。

8 フェアユースが認められなかった新サービスに番組検索サービスがあります。1400局以上のテレビ局の番組を録画して検索可能にし、見たい番組を再生・ダウンロードできるようにしたサービスでした。地裁はフェアユースを認めましたが、控裁で覆されました。詳細は城所岩生「改正著作権法はAI・IoT時代に対応できるのか?—米国の新技術関連フェアユース判決を題材として—」『GLOCOM Discussion Paper Series 18-003』9～10ページhttp://www.glocom.ac.jp/discussionpaper/dp11.

9 第196回国会「衆議院文部科学委員会議事録」(平成30年4月11日)第6号27ページ。http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/196/0096/19604110096006.pdf

# 欧米のデジタルアーカイブ化促進へ向けた著作権改革

国際大学グローバルコミュニケーションセンター (GLOCOM) 客員教授  
 ニューヨーク州・ワシントンDC弁護士

きどころ いわお  
 城所 岩生

連載5回目(2019年11・12月号)で、欧州のデジタルアーカイブ化促進策としてヨーロッパと欧州孤児著作物指令(以下、「孤児著作物指令」)を紹介しました。デジタルアーカイブ化の大きな障害が孤児著作物(Orphan Works)問題です。孤児著作物は権利者の死亡などにより、著作権者が不明の著作物です。デジタル化するには著作権者の許諾を得なければなりません、著作権者がわからなくては許諾も取れません。年月とともに劣化する収蔵品をデジタル化することによって保存できないと、貴重な文化資産が消滅する危機に瀕することになるからです。

孤児著作物指令は、図書館などの文化施設が所蔵する書籍などについて、権利者についての入念な調査(diligent search)を行っても所在が確認できない場合には「孤児著作物状態」と認定され、利用できるよになりました。さらにある加盟国で「孤児著作物状態」が認められれば、他の加盟国でも利用できるよになりました。入念な調査によって「孤児著作物状態」が認められた場合には、加盟国全域で孤児著作物とみなされます。加盟国の法制度の相違を前提としたうえで「孤児著作物状態」の相互承認の形を採って孤児著作物の利用を推進しました。

この指令によって、それまでパブリックドメイン(公共資産)のものがほとんどだったヨーロッパの公開コンテンツに、孤児著作物も加わることになりました。

## デジタル単一市場における著作権指令

昨年、EUはデジタル単一市場における著作権指令を公布、施行しました<sup>1</sup>。デジタルコンテンツが域内で国境を越えて自由に流通する「デジタル単一市場(Digital Single Market: DSM)」をめざして、加盟国間の著作権制度の差異をなくし、オンラインコンテンツへのより広いアクセスを可能にする指令です。

デジタル単一市場における著作権指令(以下、「DSM著作権指令」)にも、デジタルアーカイブ化促進に貢献する意欲的な改革が含まれています。孤児著作物指令やヨーロッパは、グーグルブックスに対抗して欧州のデジタルアーカイブ化を促進しようとする動きでした。これに対して、DSM著作権指令は

表1 DSM著作権指令の構成

編	条項	内容
前文	1項～86項	背景・目的
第1編	1条～2条	対象・定義
第2編	3条～7条	デジタル環境・国境を超える環境に対応するための権利制限
第3編	8条～14条	ライセンス慣行を改善し、コンテンツへのより広いアクセスを確保するための措置
第4編	15条～23条	著作権が良く機能する市場を実現するための措置
第5編	24条～32条	指令適用の手続き

グーグルニュースに代表されるプラットフォームによるコンテンツのただ乗りへの対抗策です。

DSM著作権指令の構成を表1に示しましたが、第4編がそうした対策で、その代表例はサービスプロバイダーが、ニュースなどの報道出版物をオンラインで利用する場合、報道出版者の許諾を必要とする条文です(第15条)。しかし、デジタル単一市場を達成するための条文も当然、含まれています。デジタル化促進のための権利制限規定について定めた第2編、孤児著作物の利用促進するための規定について定めた第3編の条文です。その中からデジタルアーカイブ化促進に関連する条文の概要を紹介しします。

### 第6条：文化遺産の保存

加盟国は、文化遺産機関が必要な範囲内で保存目的のために複製する場合の権利制限規定を設けなければならない。

### 第8条：文化遺産機関による絶版著作物等の利用

加盟国は、絶版著作物を所蔵する文化遺産機関が著作権者の相当数を代表する集中管理団体と非排他的利用許諾契約を締結し、非営利目的で複製、頒布、公衆送信等を行うことができるようにしなければならない(第1項)。加盟国は、著作権者の相当数を代表する集中管理団体が存在しない場合には、文化遺産機関が所蔵する絶版著作物を非営利目的で利用できるようにするため、複製権、公衆送信権、利用可能化権などについて制限規定を設けなければならない(第2項、第3項)。加盟国は、著作権者がこれらの利用許諾または権利制限から自身の著

1 <https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2019/790/oj>

作物を除外できるようにしなければならない(第4項)。

#### 第12条：拡大効果を有する集中許諾

加盟国は、集中管理団体が権利者からの授権にもとづき、著作物のライセンス契約を締結する際、以下について定めることができる(第1項)。

- (a) 権利者が譲渡、ライセンスその他の契約により、集中管理団体に代理することを了承していない場合でも、当該権利者の権利にも拡大して適用すること、あるいは
- (b) 当該ライセンス契約に関して、集中管理団体は当該団体に授権していない権利者を代理する法的権限を有すること、もしくは、彼らを代理していると推定されること

加盟国は、第1項の目的を達成するため、以下の保護措置を講じなければならない(第3項)。

- (a) 集中管理団体は、授権にもとづき関連する著作物等の権利者および対象となる権利について、当該加盟国において権利者を十分に代表していること
- (b) すべての権利者に対して、ライセンス条件も含め平等な取り扱いが保障されていること
- (c) 集中管理団体に授権していない権利者は、本条に沿ったライセンスの仕組みから、いつでも容易かつ効果的に著作物等を除外することができること および
- (d) 集中管理団体の著作物等をライセンスする権能、本条の規定に従ってなされるライセンス、(c)に定める権利者のオプションについて、著作物等がライセンスにもとづいて利用される前の合理的な時点から権利者に周知すること

加盟国は2021年6月27日までに本指令を国内法化しなければならない(第29条)。

### 拡大集中許諾制度を導入したDSM著作権指令

DSM著作権指令は第12条で拡大集中許諾制度について定めました。集中許諾制度は日本では、「著作権に関する仲介業務に関する法律」によって設立された、日本音楽著作権協会(JASRAC)のような権利集中管理団体が、著作権者に代わって著作権を管理する、具体的には著作権使用料を利用者から徴収し、著作権者に分配する制度です。

集中許諾制度は音楽など著作物の分野ごとに設立された集中管理団体の構成員のみが対象ですが、これを構成員以外にも拡大するのが拡大集中許諾制度(Extended Collective

Licensing、以下、“ECL”)です。日本では、多くの音楽家が著作権の管理をJASRACに委託していますが、JASRACが権利者から管理を委託されていない楽曲についても権利者に代わって管理できるようにする制度です。

非構成員には当然、集中管理を望まない著作権者もいるはずです。そういう権利者にはオプトアウト、つまり対象から外してもらう道を用意する。その代わりにオプトアウトしない作品の利用を集中管理団体が利用者に認めるわけです。第三者機関が権利者に代わって利用を認める制度としては、ECLのほか強制許諾制度もあります。日本の裁定制度も採用している強制許諾制度とECLとの相違は、使用料や使用条件を決めるのは強制許諾制度では政府ですが、ECLでは利用者と集中管理団体である点にあります。利用者はECLによって権利者を探し出す手間が省けるので、権利者の身元あるいは所在が不明な孤児著作物問題の有効な解決策にもなります。

ECLは表2のとおり、北欧諸国が1960年代から採用していましたが、ゲーグルブックス訴訟をきっかけに有力な孤児著作物対策である点に注目が集まり、フランス、ドイツ、イギリスも相次いで導入しました。

表2 拡大集中許諾制度の導入状況

導入年	国名
1960年	スウェーデン
1961年	デンマーク
1961年	フィンランド
1961年	ノルウェー
1992年	アイスランド
1999年	ハンガリー
2000年	チェコ
2012年	フランス
2013年	ドイツ
2014年	イギリス

出所：米議会著作権局『孤児著作物および大規模デジタル化報告書』付属資料F(拡大集中許諾条項の国際比較)(上記10カ国について調査) <https://www.copyright.gov/orphan/reports/orphan-works2015.pdf> および平成27年度文化庁委託事業「拡大集中許諾制度に係る諸外国基礎調査報告書(2016年3月)(アイスランド、スウェーデン、デンマーク、ノルウェー、フィンランド、イギリスの6カ国について調査、<https://www.bunka.go.jp>よりアクセス可)。

### 米国の孤児著作物対策

連載4回目(2019年9・10月号)で、米国は早くから孤児著作物問題に取り組み、2000年代に二度にわたって孤児著作物を利用しやすくする法案が議会で提案されましたが、成立には至らず、その間隙をついたのが、私企業のゲーグルだったと紹介しました。

ゲーグルの書籍検索サービスに対する訴訟で、ゲーグルのフェアユースが認められたからですが、訴訟の過程では一時和解が試みられました。なお、集団訴訟に対する和解には裁判所の承認が必要です。集団のメンバーは離脱しないかぎり、和解内容に拘束されるからです。ゲーグルブックス訴訟の和解

案に対しては、裁判所は公正、適切かつ合理的とは認定しませんでした<sup>2</sup>。このため裁判に戻り、グーグルのフェアユースが認められました<sup>3</sup>。

和解案については、裁判所が認めなかったため、連載4回目(2019年9・10月号)では紹介しませんでした。欧州がDSM著作権指令で導入したECLの考え方にヒントを得ていたため、本号で紹介します。

和解案はユーザーから利用料を徴収して、著作権者に分配するために著作権レジストリを設立する計画でした。この著作権レジストリが、ECLでの集中管理団体に相当します。グーグルはここでは1ユーザーにすぎません。当面は最大かつ唯一のユーザーですが、将来的に他のユーザーが出現した場合、そうしたライバルにも書籍の利用を認めるからです。具体的には孤児著作物について一冊ずつ許諾を得ることにともなう途方もない取引費用を負担することなく、大量の書籍を複製・展示して、商用ベースで販売することを欲するユーザーです。

著作権レジストリはグーグルがこうした行為を行うことを許可するとともに、グーグルが商業化によって取得した収入の一定割合を徴収。権利者に対しては支払う報酬を査定し、支払います。登録しない権利者から徴収した利用料は、一定期間保管されます。さらに重要なのは、権利者に対しては、和解案による商用化ベースに乗せられることからオプトアウト(離脱)する権利が与えられます。

和解案は著作権法が大前提としているオプトイン(利用には許諾が必要)をオプトアウト(拒否されないかぎり利用可能)に組み替える大胆な試みでもありました。米国の集団訴訟制度は訴訟からのオプトアウト(離脱)の意思表示をしないかぎり集団に組み込まれてしまいます。ところが、現行の著作権制度は著作物の利用には著作権者の許諾を必要とするオプトインを前提にしています。

和解案は集団訴訟制度の訴訟からのオプトアウト(離脱)と組み合わせることによって、著作権制度の「オプトイン(利用には許諾が必要)原則」を「オプトアウト(拒否されないかぎり利用可能)原則」に組み替えようとする大胆な提案でした。そもそも孤児著作物は訴訟へのオプトイン(参加)も訴訟からのオプトアウト(離脱)もしませんが、オプトアウト(離脱)しないことを理由に著作物の利用を許諾(オプトイン)したものとみなしてしまうからです。

名和小太郎氏はグーグルによる著作権制度のオプトアウトへの組み替えを「著作権2.0」とよびます<sup>4</sup>。筆者なりに要約すると、

- ・著作権1.0の骨格は19世紀末の知的環境を反映したもののだが、その後の環境変化によってボロボロになり、日米とも毎年のように法改正(実は継ぎ接ぎ)が行われている。
- ・グーグルのオプトアウトによる現行制度の組み換えは著作権2.0の提案である。
- ・米国はフェアユースというオプトアウトの迂回路を拡張することによって著作権2.0が実現できる。

などとする主張です。

結局、和解案は裁判所には認められませんでした。グーグルは復帰した裁判で、名和氏の指摘するオプトアウトの迂回路であるフェアユースを使って、オプトアウトを実現してしまいました。

和解案が採用したECLに米政府も着目しました。孤児著作物対策でグーグルに先行され、「官の失敗」という批判まで浴びた政府は、議会図書館著作権局<sup>5</sup>が、2011年に大規模デジタル化問題に焦点をあてた「大規模デジタル化における法的問題—予備的分析と討議資料」と題する報告書をまとめ、大規模デジタル化のための許諾の枠組みを示しました<sup>6</sup>。この枠組みの中に許諾方法に関する選択肢の一つとしてECLをあげました。

2000年代に二度にわたって議会で提案されましたが、成立しなかった孤児著作物を利用しやすくする法案は、日本なども導入している強制許諾制度を採用していて、ECLにまでは踏み込んでいませんでした。

大規模デジタル化のための許諾の枠組みを示した政府は、その後、数回にわたるパブリックコメント募集や円卓会議の開催を経て、2015年6月に「孤児著作物と大規模デジタル化」と題する報告書を発表しました。報告書は孤児著作物問題と大規模デジタル化問題について、異なる解決方法を提案しました。

## 「孤児著作物および大規模デジタル化」報告書

234頁におよぶ報告書のポイントを以下に紹介します<sup>7</sup>。

- ・本報告書は、著作権のある作品を生産的に利用する許可を得るにあたって、善意の利用者が現行法のもとで直面する二つの実務的な障害に焦点をあてる。
- ・一つ目は、新しい作品を創作する際の最大の障害ともよばれる孤児著作物問題である。利用者が入念な調査をしても、著

2 Authors Guild v. Google, Inc., 770 F. Supp. 2d 666 (S.D.N.Y. 2011).

3 Authors Guild v. Google, Inc., 804 F. 3d 202 (2nd Cir. 2015).

4 名和小太郎『著作権2.0』NTT出版(2010年)。

5 米国では著作権行政は議会図書館の所管とされています(米著作権法第701条)。

6 [https://www.copyright.gov/docs/massdigitization/USCOMassDigitization\\_October2011.pdf](https://www.copyright.gov/docs/massdigitization/USCOMassDigitization_October2011.pdf)

7 <https://www.copyright.gov/orphan/reports/orphan-works2015.pdf>

表4 グーグルブックスをめぐる訴訟

	グーグルに対する訴訟	グーグルに協力した図書館に対する訴訟
地裁判決	グーグルのフェアユース容認(2013年)	図書館のフェアユース容認(2011年)
控裁判決	同上(2015年10月)	同上(2014年)
控裁判決後の展開	原告は連邦最高裁に上訴したが、最高裁は上訴を受理しなかったため控裁判決が確定(2016年)	和解成立(2015年1月)

注: いずれも原告は全米著作権者組合、地裁はニューヨーク南連邦地裁、控裁は第2控裁。

著作権者がわからないために利用許可を取ること、あるいは利用条件について交渉することを断念せざるを得ない問題である。

- ・二つ目は、多くの作品を複製し、公衆がアクセスできるようにする大規模デジタル化問題である。単に著作権者を特定する情報がない、コンタクトできない、という理由からではなく、個別の許可を必要とする数だけの理由から生じる問題である。
- ・本報告書では、この二つの問題を同時に取り上げるが、解決方法については異なる提案をする。
- ・孤児著作物問題については入念な調査を行ったにもかかわらず著作権者を探し出せなかった利用者の侵害責任を軽減する。
- ・大規模デジタル化問題に対しては、書籍、書籍に付随する絵画など、写真の三つの分野に限定したECLの枠組みを創設するパイロットプログラムを提案する。
- ・いずれの問題についても利用者はフェアユースを主張することができる。

表3 ECLパイロットプログラムに対する賛否

賛成	反対	どちらともいえない
9	42(21)	32

注: 反対のカッコ内は、反対理由を「大規模デジタル化はフェアユースで十分対応可能である」「ECLによってフェアユースが狭められるおそれがある」などとするもの。

出所: 平成27年度文化庁委託事業「拡大集中許諾制度に係る諸外国基礎調査報告書(2016年3月)(<https://www.bunka.go.jp/yoriakusei>)をもとに筆者作成。

議会著作権局は報告書発表と同時にパブリックコメントを募集しました。ECLのパイロットプログラムに対して寄せられた83件のコメントを分類すると、表3のとおり反対が賛成の9倍近くを占めています。また、反対の半数が「フェアユースで十分対応できること」を理由にあげています。

## 著作権局のECL見送り書簡

これを受けて2017年9月、カリン・テンプル著作権局長代行は上院司法委員会のチャールズ・グラスレイ委員長(共和党)に書簡を送付しました<sup>8</sup>。書簡は利害関係者からの意見にもとづいて、報告書で提案したECLによる大規模デジタル化促進のためのパイロットプログラムについて検討した結果、関係者の同意が得られていないため、立法はまだ時期尚早であるとの結論に達したという内容でした。

19ページにおよぶ書簡は、利害関係者の意見について、ECLの提案に最も支持したのは権利者、最も支持しなかったのは、図書館やアーカイブス、ただ過半数はいかなるECLにも反対だったと紹介した後、「対象となる所蔵品(商業流通している作品も含むかなど)」をはじめとした7つの論点に対する意見を紹介。以下、7つ目の「その他」の中で、3ページにわたって紹介している「フェアユース」に関する意見を紹介します。

前提として、パブリックコメントが締め切られた2015年8月10日時点では、グーグルブックス訴訟はまだ継続中でした。表4の

とおり、図書館に対する訴訟については控裁でもフェアユース判決が出され、その後、和解も成立していましたが、グーグルに対する訴訟はまだ地裁判決が出ただけで、控裁で係争中でした。

公共性の高い図書館に対してはフェアユースが認められる可能性は高そうです。原告もおそらくそう考えて、図書館に対する訴訟では控裁で負けた後、最高裁に上訴せず和解しましたが、商業目的のグーグルに対する訴訟では控裁で負けた後も、最高裁が覆す可能性もあって、上訴したものと思われます。言い換えると、パブリックコメントの時点では、グーグルブックスにフェアユースが認められるかは不確定だったわけです。現にECLに賛成する意見の中には、訴訟も流動的なので、状況を安定させるためにも導入に賛成するという意見もありました。

グーグルブックスのような商用目的の大規模デジタル化がフェアユースで可能であることが確定した現時点では、フェアユースで対応可能とするコメントはさらに増えるものと思われます。

以下、フェアユースに関する意見の概要です。

- ・図書館やアーカイブスをはじめとした多くの関係者は、自分たちの大量デジタル化計画はすでにフェアユースでカバーされているため、ECLは必要ないとした。
- ・多くの図書館は、フェアユースのような保護措置があっても、ECLは大量デジタル化のフェアユース主張に影を投げかけ、権利を主張するのを避けて、より保守的で高価なライセンスに逃避する懸念があったとした。
- ・ECLへの賛否を問わず、多くの関係者はフェアユースが、大量デジタル化による書籍全文の公開まではカバーしないだろうとした。
- ・権利者は大量デジタル化立法が、法的安定性と許容性においてフェアユースをしのぐ可能性があるとした。
- ・多くのユーザーグループはECLが大量デジタル化を促進しない一方で、フェアユースに害をもたらす、ライセンス契約を複雑化するとした。

以上、デジタルアーカイブ化をめぐる欧米の取り組みを紹介しました。連載5回目(2019年9・10月号)で紹介した、わが国の2018年改正による「アーカイブの利用促進に関する権利制限規定の整備」は、こうした欧米の先進的な動きに比べると、牛歩の観は否めません。次号ではその問題を解説します。

8 <https://www.copyright.gov/policy/massdigitization/senate-letter.pdf>

# 欧米に遅れを取るわが国の孤児著作物対策

国際大学グローバルコミュニケーションセンター (GLOCOM) 客員教授  
 ニューヨーク州・ワシントンDC弁護士

きどころ いわお  
**城所 岩生**

連載5回目(2019年11・12月号)で紹介したとおり、2018年の改正で孤児著作物を利用しやすくする改正がなされましたが、連載6回目(2020年1・2月号)で紹介した欧米の動きに比べると牛歩の感は否めません。そのわが国の現状について本号で紹介します。

るものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者のために供託して、その裁定に係る利用方法により利用することができる。

## わが国の孤児著作物対策としての裁定制度

わが国は、孤児著作物を文化庁長官の裁定を受けて利用できるようにする裁定制度を採用しています。欧米では強制許諾制度とよばれる制度です。連載5回目(2019年11・12月号)のとおりに、2018年に改正で2項が追加された著作権法67条は、1項で裁定制度について以下のように定めています。

公表された著作物等は、著作権者の不明その他の理由により相当な努力を払ってもその著作権者と連絡することができない場合として政令で定める場合は、文化庁長官の裁定を受け、かつ、通常の使用料の額に相当す

## 利用実績

図1は裁定制度の年度別利用実績、表1は2009年改正の前後の比較です。

2009年度までの40年間の裁定件数はわずか55件と年間平均1件強にすぎません。1件で複数の作品を申請するケースが多いですが、それでも年間平均2,270作品にすぎません。このため、2009年度および2018年度に使い勝手をよくするための改正が行われ、2010年度から2016年度までの7年間の年間平均で、件数は24倍の39件に、作品数は14倍の32,393点に急増しました。しかし、累計でも約32万点にすぎず、5600万点を誇るヨーロッパアーナのような大規模デジタル化対策には向かない制度であることが判明します。

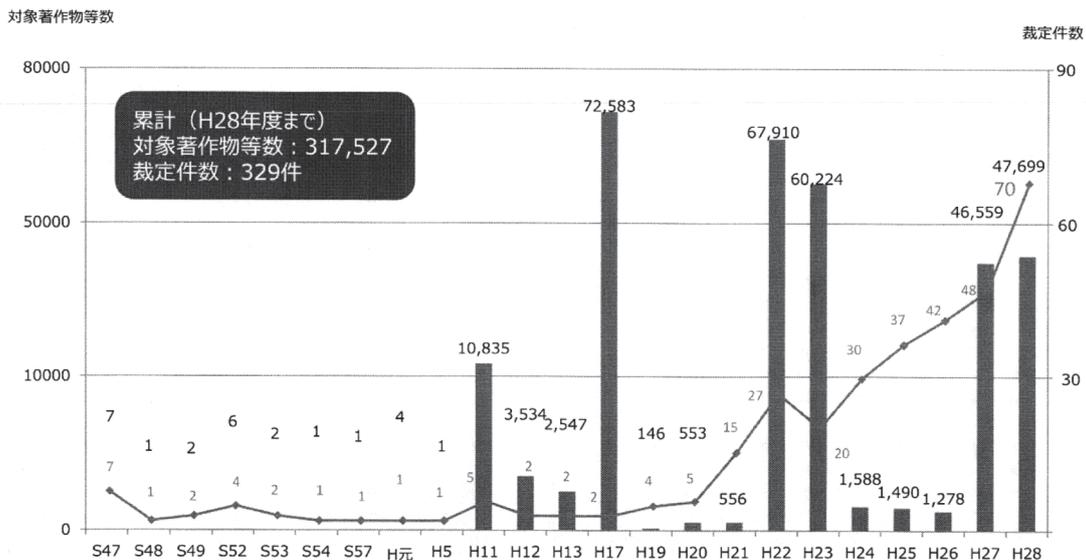


図1 裁定制度の年度別利用実績

出典：「著作権制度及び関連施策について」2018年4月24日 規制改革推進会議第25回投資等WG資料  
<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/meeting/wg/toushi/20180424/180424toushi03.pdf>

表1 裁定制度の利用実績

年度	裁定件数	対象著作物等数
1972～2009	55 (1.4)	90,779 (2,389)
2010～2016	274 (39.1)	226,748 (32,393)
合計	329 (7.5)	317,527 (7,056)

カッコ内は年間平均の数字  
出典：図1をもとに筆者作成

## 裁定事案

利用実績の内容を見ると制度が利用されない理由が浮き彫りになります。利用実績の中で目立つのが、大学入試（センター試験も含む）問題に掲載された文章や写真です。大学が著作物を入試問題に使う場合は、問題が漏えいしないように著作権者の許諾を得る必要はありません（著作権法第36条）。一方、学習参考書の出版社が問題を二次利用する場合は秘密保持の必要はないため、この権利制限規定は適用されません。しかし、権利者が不明だからといって他の文章で代替すると過去問集になりません。このため、権利者不明の場合は裁定制度で利用許諾を得るほかありません。

入試問題というニッチな利用が目立つのは、入試問題でなければ他の著作物で代替できるため、そうするケースも多いと思われそうですが、利用をあきらめるケースもかなりあるのではないのでしょうか？

自分の聞いた話になりますが、昔の人気小説の映画化を企画した映画会社から相談を受けた知人の弁護士の話を紹介します。連絡を取るための相続人も、著作権切れのパブリックドメイン（公共資産）か否かを判定するための著者の没年も不明なので、その対策についての相談でした。知人の弁護士は裁定制度をアドバイスしたそうですが、映画会社は結局、映画化を断念したそうです。

試験問題に次ぐ裁定制度の大口利用者はNHKと国会図書館です。これらについては後述します。

## 欧米は非効率を理由に採用しなかった制度

欧米でもデジタルアーカイブ化推進にあたり、強制許諾制度についても検討しましたが、採用しませんでした。2012年、EUは連載5回目（2019年11・12月号）で紹介した孤児著作物指令を発令しましたが、その前年に指令案を公表しました。最終的に採用された「孤児著作物状態」の相互承認アプローチも含めて、孤児著作物問題の解決策を6つ紹介しています。その中

で代表的なものが「強制許諾制度」と「拡大集中許諾制度」です。

このうちの「拡大集中許諾制度」を連載7回目（2020年3・4月号）で紹介した2019年の「デジタル単一市場（DSM）における著作権指令」で採用しましたが、「強制許諾制度」については、「著作権者を探すための入念な調査をしたことに対して、公的なお墨付きを与える制度なので、法的安定性は高いが、管理コストも高い。このため、大規模なデジタル図書館プロジェクトには向かない」として採用しませんでした。

米国の「孤児著作物および大規模デジタル化報告書」も強制許諾制度について検討し、以下の結論に達しました。

孤児著作物問題の解決策の一つに強制許諾制度がある。孤児著作物の利用者が権利者を探す入念な調査を行った証拠を提出すれば、政府機関が利用を許諾してくれる制度で、カナダ、ハンガリー、英国、日本、韓国などが採用している。利用者は利用料を支払い、将来、権利者が現れた場合に備えて供託金を積む。

著作権局は2006年にこの制度を検討したが、高度に非効率であると結論づけた。今回の検討もこの結論の正しさを裏付ける。上記5カ国で今日までに下りた許諾は1000件に満たないからである。さらにこのモデルでは権利者が現れなくても利用料を支払わなければならない。

## NHKの利用実態が示す裁定制度の非効率ぶり

試験問題につぐ裁定制度の大口利用者はNHKです。以下、2015年11月1日の文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会関係者ヒヤリングによられた梶原 均NHK知財展開センター著作権・契約部 部長の説明資料から抜粋します<sup>1</sup>。

### NHKの現状

- ・「大河ドラマ」を中心にNHKオンデマンド8番組、DVD 4番組で裁定制度を利用
- ・これまで裁定を申請した権利者は実演家のみ（不明者総数803名、1番組当たり68名）
- ・判明した権利者は12名
- ・（後略）

NHKオンデマンドはNHKが放送した番組を、PCやスマートフォン、タブレット等に有料でネット配信する動画サービスで、この時点では8番組だった番組数は現在は大幅に増えているよ

1 [https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hoki/h25\\_04/pdf/shiryo\\_5.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hoki/h25_04/pdf/shiryo_5.pdf)

うですが<sup>2</sup>、ポイントは不明者総数803名に対し、判明した権利者は12名、判明率わずか1.5%にすぎない事実です。欧米の報告書が指摘した非効率ぶりを実証しているといえます。資料は課題と対応策についても言及します。

#### 課題

- ・経費や手間を考えるとすべての番組について裁定制度を利用することは難しい
- ・一度裁定を受けても、利用方法が異なる場合や許諾期間（例えば公衆送信については5年間を上限）を超えて利用する場合には、再度申請が必要
- ・権利者が判明しても還付手続きが煩雑なため、補償金の額を考えると法務局に還付請求することは難しく、結局利用者が支払わざるを得ない
- ・不明者が判明することは少なく、その結果補償金の多くが国庫に入ることとなり、補償金が権利者のために活用される制度となっていない

#### 新たな対応策について

- ・現行の裁定制度は権利者が不明であることを疎明することに労力をかける制度になっているが、不明権利者を無くすことや不明権利者に名乗り出ってもらうことを目指す制度に見なおすべきではないか。
- ・例えば放送番組における不明権利者については、権利者が権利を行使するためには、権利団体に権利を委任するか、または委任しない場合には指定された権利者団体に所在を登録することとし、そうでない場合は不明として扱う制度を検討してはどうか。

放送番組における不明権利者については特別扱いするよう提案しています。関連して、連載7回目（2020年3・4月号）表2のとおり、北欧諸国は拡大集中許諾制度を1960年代に導入していますが、元々放送に係る権利処理を円滑に行えるようにするために導入されました。作花文雄 放送大学客員教授はその軌跡をJohan Axhamnほかの論考<sup>3</sup>を紹介しながら解説します<sup>4</sup>。以下は論考（イタリック部分）および解説（非イタリック部分）からの抜粋です（ECLは拡大集中許諾）。

ECL規定の創設の契機としては、公共サービス放送機関において、とりわけ音楽の著作物の放送を行うにあたり、膨大な数の著作物が対象となり、集中管理団体に属していない著作者を探索することは、相当な取引コストがかかり、そのコストを放送機関が負担することは現実的に不

可能と考えられ、このような著作物の利用に法的安定性を付与する必要があったことによるとされている。

（中略）

放送機関は、当初、強制許諾制度の導入を提案したが、権利者の排他的権利に対しての影響が大きすぎるとして、権利者団体や立法関係者から拒絶され、その次に放送機関から提案されたのがECLモデルであり、この案は権利者及び立法関係者からも支持が得られたとされている。

さらに、ECLモデルは、その後、1980年代における教育目的の複写利用に対応して導入されており、教育目的の複写利用について、著作権の制限・例外規定を設けることは権利者の利益を大きく損ない、国際条約上の義務にも抵触するおそれがあると考えられて採用されず、強制許諾制度の導入も拒絶され、当事者間の自由な交渉を尊重する観点から、既存の集中管理契約に基づく措置を取ることが望ましいと考えられ、また、このような措置のほうが、通常の場合は、強制許諾制度よりも権利者に対して、より高額な補償ができると考えられていたとされている。

（中略）

ECL規定を導入する正当化の論拠としては、大規模な利用の要請があり、正当な公共性があること、アウトサイダーの権利を処理する高額な取引コストのために個別の又は通常の集中管理では対応できないこと、当該利用に照らし制限・例外規定や強制許諾制度の導入は行き過ぎた措置であり、権利者には自由な交渉に基づく補償が付与されるべきであること、当該利用に照らし制限・例外規定や強制許諾制度の導入は国際条約上の義務やEUの著作権の規範と不整合を生ずるおそれがあることなどが挙げられるとしている。

作花氏は「今日の著作権制度上の重要な問題である『orphan work（筆者注：孤児著作物）』問題や、アーカイブ構築のための大規模デジタル化問題への対応策としても、このECL制度の有する現実的な可能性が注目されるようになってきている。」と総括します。

2 <https://www.nhk-ondemand.jp/share/enjoy/>

3 Johan Axhamn & Lucie Guibault, *Cross-Border Extended Collective Licensing: A Solution to Online Dissemination of Europe's Cultural Heritage*, Amsterdam Law School Legal Studies Research Paper Series No. 2012-22 (2012).

4 作花文雄「マス・デジタル時代における著作物の公正利用のための制度整備—拡大集中許諾制度の展開・Orphan Works 問題への対応動向—前編」『コピライト』2015年6月号。

## 日本はなぜ非効率な裁定制度から脱却できないのか？

欧米が高度に非効率だとして採用しなかった強制許諾制度にわが国がこだわる理由は、日本の著作権法がオプトイン（利用には許諾が必要）の原則から脱却できないからです。その原因を（株）KADOKAWA取締役会長の角川歴彦氏は、オプトインに固執する日本社会にあると自身の著作で指摘しています。以下、「クラウド時代とクール革命」（角川書店 2010年）から抜粋します。

著作権法は、・・・近年一方的に強化されてきた。・・・しかし昨今、社会とのバランスを欠いた拡大解釈が進んだ結果、国民の利益が阻害され、コンテンツ事業者が利用しにくい法律になってしまった。・・・

これは日本社会が事実上、本人に事前に許可を取らないと何もできないという、世界でも珍しい「オプト・イン方式」になっているところからきている。ところがアメリカから上陸したヤフーにしてもユーチューブにしても、要請があればサイト上から削除するという、つまり問題が生じてから事後に対応する「オプト・アウト方式」で運営している。

アメリカでは公共の福祉が優先され、どんな事業であっても、国民の大半がその恩恵を受けるなら認めるという「フェア・ユース」の社会である。これに対し日本の「オプト・イン方式」は、これまでの生活習慣が縛りを設けてしまうビジネス・スキームであり、米国流との「差」は大きい。このハンデキャップのため、日本の事業者はアメリカ勢に度巻されてしまうのだ。

（中略）

コンテンツ産業を活性化するためには創造・保護・活用の『知の循環』が円滑にまわることが大切だ。日本のコンテンツ産業をもっと盛んにして日本の社会に活力を与えたい。そのためには社会を「オプト・イン」から解放することが必要である。

「アメリカでは公共の福祉が優先され、どんな事業であっても、国民の大半がその恩恵を受けるなら認めるという『フェア・ユース』の社会である。」との指摘に関連して、フェアユースは経済学でいうと、「市場の失敗」の解決策です。「市場の失敗」はノーベル経済学賞を受賞したポール・クルーグマンによれば、「個人の自己利益追求が社会全体に悪い結果をもたらすとき生じる状態」（『ミクロ経済学』東洋経済新報社 2008年）です。

また、「原則禁止」のオプトイン方式に対して、「原則自由」で、要請があれば事後的に対処するオプトアウト方式とでは、原則

が全く逆なので、角川氏の指摘するとおり、その差は確かに大きく、このハンデキャップのために日本勢はアメリカ勢に席卷されてしまうわけです。

情報工学者の名和小太郎氏は、自身の著作である『著作権2.0』（NTT出版、2010年）でグーグルによる著作権制度のオプトアウト（拒否されないかぎり利用可能）への組み替えを「著作権2.0」とよんでいます。連載7回目（2020年3・4月号）でも、筆者なりに要約しましたが、正鵠を得た指摘なので、再掲します。

- ① 著作権1.0の骨格は19世紀末の知的環境を反映したもののだが、その後の環境変化によってボロボロになり、日米とも毎年のように法改正（実は継ぎ接ぎ）が行われている。
- ② グーグルのオプトアウトによる現行制度の組み換えは著作権2.0の提案である。
- ③ 米国はフェアユースというオプトアウトの迂回路を拡張することによって著作権2.0が実現できる。

などとする主張と考えられます。

名和氏の執筆時点では係争中だったグーグルブックス訴訟でフェアユースが認められたことにより、オプトアウトの迂回路の拡張が実現した米国では、孤児著作物問題も欧州のように立法措置に頼ることなく、フェアユースで解決できました（詳細は城所岩生『フェアユースは経済を救う デジタル覇権戦争に負けない著作権法』インプレスR&D参照）。

## 国会図書館が直面した問題

本人に事前に許可を取らないと何もできない「オプトイン方式」が、いかに公共の福祉の障害となっているかは、国会図書館が明治期に刊行された図書をデジタル化した事業が実証しています。2007年4月27日の著作権分科会「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会（第2回）議事録・配付資料」によれば、国会図書館の田中久徳電子情報企画室長は以下のように説明しています<sup>5</sup>。

文化庁長官の権利者不明の裁定制度という、著作権法の67条に規定された制度がございしますが、国会図書館は、ここ数年ではこの制度の最大の利用者ということになっております。

一番大きいものは、「近代デジタルライブラリー」という、明治時代に刊行されたすべての図書について、デジタル

<sup>5</sup> [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/bunka/gijiroku/021/07050102.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/021/07050102.htm)

化をするという事業の中で権利の調査を行いました。ざっくりとした数字ですが、全体の7割にあたる5万人強の方の権利が不明であったということが結論としてございまして、その方々について決まっているルールに従って様々な調査を行いました。かかった経費は、本にすると1冊当たり数千円、1名の調査についてもやはり数千円のお金がかかっております。全体の件数が多いものですから、総額では2億6,000万円近いお金がかかっております。

国会図書館はその後、2009年度の補正予算でデジタル化のために約127億円の予算が認められました。以下、国会図書館の川西晶大総務部企画課課長補佐による「国立国会図書館の資料デジタル化について」から抜粋します<sup>6</sup>。

2009年5月に成立した同年度の補正予算では、当館の資料デジタル化のために約127億円の予算が認められました。これまでの当館の資料デジタル化予算は、年間約1億円から2億円でした。また、当館の年間予算は総額で約200億円です。これらのことから、今回の資料デジタル化のための補正予算の規模の大きさがわかりいただけるかと思えます。

この補正予算を使って申請した結果、図1のとおりH22(2010年)、H23(2011年)の裁定が急増しました。川西氏は続けます。

別の問題として、資料デジタル化のための予算の確保の問題があります。今年度の補正予算では大きな額の予算が認められましたが、厳しい財政状況の中で、通常予算は依然として毎年削減され続けています。情報システムの維持管理、図書館施設の維持管理と書庫の増設、図書館資料の整備など多くの課題を抱える中で、資料デジタル化のための予算をどのように確保するか、どの程度のペースで進めていくのかが、今後の大きな課題です。

厳しい財政状況で予算が限られる中、欧米も高コストを理由に切っ捨てた強制許諾制度にこだわり続けるのは、角川会長の指摘するように日本社会のオプトイン体質に原因があるのかもしれないが、著作権法のオプトイン原則の見直しは、デジタルアーカイブ化にとって喫緊の課題であるだけに早急に取り組んでもらいたいです。

## 問題解決に乗り出した日本の権利者団体

日本でも改革の動きは出てきました。文化庁のHPで以下のよ

うに紹介されているオーファンワークス実証事業の試みです<sup>7</sup>。

本制度の利用円滑化のため、権利者団体等で構成された「オーファンワークス実証事業実行委員会」が利用される方に代わって裁定申請を行い、集中処理とすることで、利用の円滑化をはかる「著作権者不明等の場合の裁定制度の利用円滑化に向けた実証事業(通称:オーファンワークス実証事業)」を平成28年度より実施しています。

図2は実証事業のイメージ図です。検討段階での資料ですが、現在の「裁定制度」や欧州が採用した「拡大集中許諾制度」の相違が一目でわかるため引用しました。「拡張裁定制度」とされているように実証事業実行委員会(図では指定団体)が、利用者によって代わって裁定を申請する制度で、拡大集中処理制度のように集中管理団体が孤児著作物の利用を許諾する制度ではないため、大規模デジタル化を可能にする制度ではありません。

実証事業は文化庁委託事業ですが、提案したのは権利者団体でした。2016年10月、日本文藝家協会、JASRACなど9つの権利者団体は「オーファンワークス実証事業実行委員会」を立ち上げました。なぜ、許諾権を手放したくないはずの権利者団体が?という当然湧く疑問に対して、実証事業実行委員会幹事の瀬尾太一氏は以下のように説明します<sup>8</sup>。

このような取り組みの発端となったのは、著作権の保護期間延長議論です。この議論の中で、延長を主張する主に権利者団体と、保護期間延長は利用を妨げるという主張を持った利用者を中心とする人たちが論争を繰り返しました。賛否両論があり、結果的に延長は見送られました。その議論の際、問題となったのは延長を行うと著作権者不明の著作物が増加し、利用を妨げる、という主張です。この主張については、権利者側もうなずかずにはおれませんでした。また、もっと考えると、実際は保護期間が死後50年であっても、この著作権者不明となる状況に関しては、大きな問題なのではないか、と考えるように至ります。

(中略)

このような状況の中、我々も「実は権利者も著作物がオーファン化することによって、大きな損失を受けているのではないか」という疑問を持つようになりました。

著作物のオーファン化により権利者も大きな損失を受けてい

6 [https://www.ndl.go.jp/jp/international/pdf/subject\\_kawanishi.pdf](https://www.ndl.go.jp/jp/international/pdf/subject_kawanishi.pdf)

7 <https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/chosakukensha>

8 瀬尾太一「オーファンワークス問題の解消に向けて～『権利者による、権利者不明問題を考える勉強会』中間まとめについて～」『コピライト』2016年8月号。

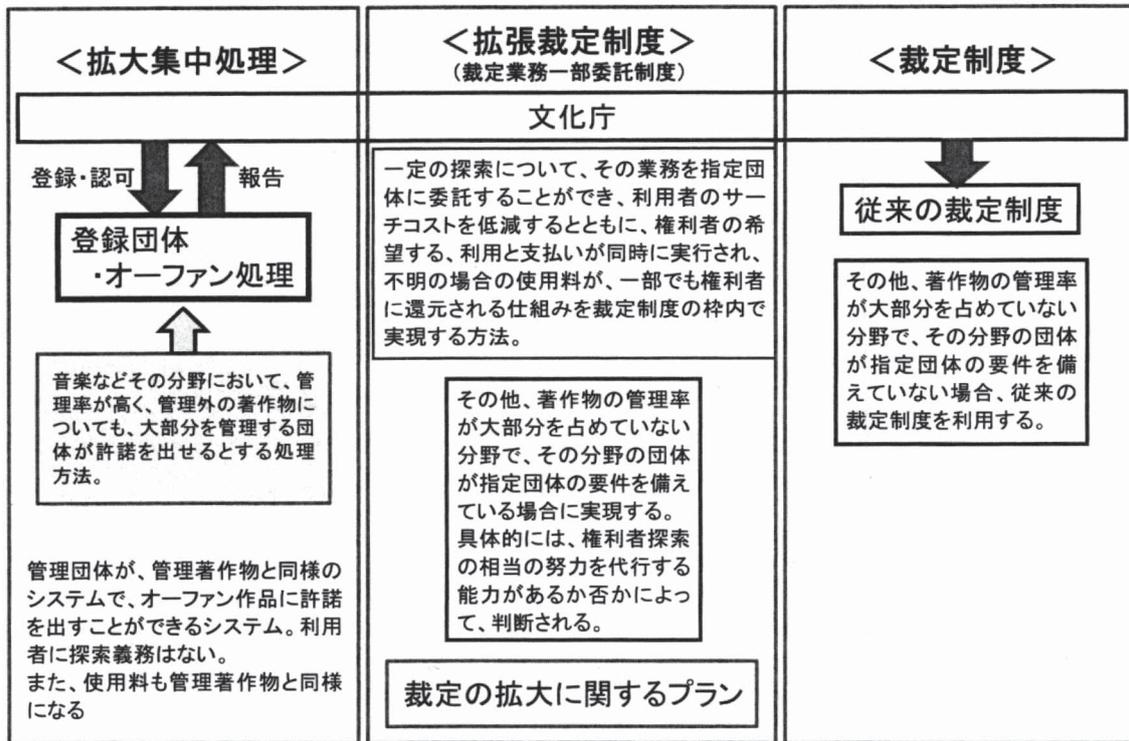


図2 拡張裁定制度のイメージ

出典：瀬尾太一「オーファンワークス問題の解消に向けて～「権利者による、権利者不明問題を考える勉強会」中間まとめについて～」『コピライト』2016年8月号

と思われる事例が、先述した映画会社から相談を受けた知人の弁護士の話にもつながります。

オーファン化していなければ、小説が映画化され、原作者(権利者)の作品がより世間に広まっていた可能性があるからです。

権利者は、利用に関して提案された案をことごとく否定し、代案を出さない、社会的な利用促進の反対勢力になっている、そのような一部利用者からのいわれなき批判に対して、そのように思われてしまうこと自体への反省でもありました<sup>9</sup>。

平成28年度から実施してきた実証事業は平成30年度で終了しました。平成30年度の成果報告について、実証事業ウェブサイトは、「例年はシンポジウム形式にて成果報告を行ってまいりましたが、・・・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からシンポジウムの開催を見送りとさせていただきます。今年度の実証事業の成果は後日、本ウェブサイトに掲載させていただきます。」としています。

実証事業は、図1で拡張裁定制度と表示されているとおり、裁定制度の利用を促進する制度で、欧州の拡大集中許諾制度のように大規模デジタル化に貢献する制度ではありません。民

間からの動きである点ではグーグル主導の米国と似ていますが、権利者からの提案である点で限界があります。具体的には、オプトインの原則は崩していません。対して、グーグルブックスの場合は、利用者であるサービス事業者による提案であるだけにオプトアウトに踏み込みました。案の定、権利者から訴えられましたが、上記の名和氏によればオプトアウトの迂回路でもあるフェアユースを主張、これが認められて、オプトアウトを実現してしまいました。

米国は2000年代に2度にわたり孤児著作物法案が提案されながら、権利者の反対で実現に至らなかったところへ、グーグルに先行されたため、「官の失敗」という批判を浴びました。その反省から2010年代にも改革が試みられましたが、検討中にグーグルブックスにフェアユースが認められたため、パブコメでもフェアユースで十分対応可能という理由で反対する意見が多く、見送られました(連載7回目、2020年3・4月号参照)。

対照的に2020年を迎えても改革の試みすら示されない日本の政策当局こそ、「官の失敗」のそしりを免れないのでしょうか?

9 同上。

## 永久不滅の図書館

連載7回目(2020年3・4月号)のとおり、米国は大規模デジタル化プロジェクトに拡大集中許諾制度を採用しませんでした。グーグルブックス訴訟でフェアユースが認められたからですが、訴訟の最中にグーグルのセルゲイ・ブリン共同創業者は、ニューヨークタイムズに「永久不滅の図書館」(A Library to Last Forever)と題する寄稿をして、グーグルの電子図書館構想を弁護しました<sup>10</sup>。以下、筆者なりに要約します。

アレクサンドリア図書館<sup>11</sup>は、紀元前48年、紀元後273年、640年と3回にわたる火災に遭遇した。議会図書館も1851年の火災で所蔵物の3分2を焼失した。こうした悲劇を繰り返さないことを願うが、災いはいつ起こるか分からない。グーグルブックスは世界中の書籍をデジタル化して、オンライン検索・アクセスを可能にする野心的な「永久不滅の図書館」である。

2019年10月の台風19号の影響で、東京や神奈川など13都県の100を超える公立図書館で浸水や雨漏りなどの被害が出ました<sup>12</sup>。天災地変大国である日本こそ、グーグルブックスのような野心的なデジタルアーカイブ化が必要ではないかと思われるの

で、5回にわたった2018年著作権改正の「デジタルアーカイブの促進」のための改正についての解説を終えるにあたって紹介しました。

10 2009年10月9日付、ニューヨークタイムズ。

11 プトレマイオス1世(前367頃～前283)がアレクサンドリアに創設した古代最大の図書館。50～70万巻の書を所蔵したという。(広辞苑より)

12 <https://www.nikkei.com/article/DGXMZ051517560Z21C19A0CE0000/>



**新刊 令和元年度税制改正対応!!**

効率とコンプライアンスを高める

# e-文書法 電子化早わかり

**サンプル・参考資料満載!**

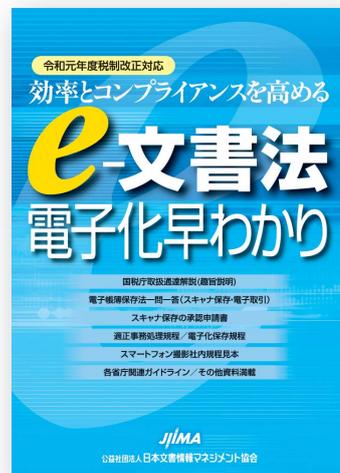
スキャナ保存の承認申請紙のサンプル  
適正事務処理規程  
電子化保存規程  
電子帳簿保存法取扱通達解説  
電子帳簿保存法一問一答

JIIMA法務委員会編  
B5判 244ページ  
ISBN 978-4-88961-018-5  
本体価格3,000円+税

◆ お問合せ・お買い求め

公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会 (JIIMA) TEL 03-5821-7351  
<https://www.jiima.or.jp> 出版物・販売品 より

令和



# 教育の情報化の推進

国際大学グローバルコミュニケーションセンター（GLOCOM） 客員教授  
 ニューヨーク州・ワシントンDC弁護士

きどころ いわお  
 城所 岩生

2018年改正の4本柱の二つ目の「デジタルアーカイブの促進」に続いて、以下、三つ目の柱の「教育の情報化の推進」について解説します。

## 背景 遠隔教育後進国 日本！

表1で各国のICT活用教育における「公衆送信」に関する権利制限規定の対象となる行為を比較しました。一番上の「授業における講義映像・音声、教材等の送信」は各国とも認められていますが、日本は「当該授業が行われる以外の場所において、当該授業を同時に受ける者に対して送信する場合のみ可能」とされています。つまり、サブ教室などでメイン教室と同時に授業を受ける場合のみ認められているにすぎません。また、一番下の「他への情報共有のための教材等の送信」も日本だけが認められていません<sup>1</sup>。

## 改正の概要

これを諸外国並みに可能にしたのが、2018年の著作権法改正です。具体的には、公衆送信を広く権利制限の対象とし、複

製（コピー）等すでに権利制限の対象となっている範囲は無償&許諾不要の制度を維持しつつも、今回新たに権利制限を行う公衆送信の範囲（対面授業の予習・復習用の資料をメールで送信、オンデマンド授業で講義映像や資料を送信、スタジオ型のリアルタイム配信授業など）に関しては、補償金を支払えば著作権者の許諾がなくても使用できるようになりました（表2参照）。

補償金は損害賠償のために支払われる金銭のことですが、著作権法にも4種類の補償金制度が定められています。いずれも権利制限を認めることによる権利者の経済的不利益を補填するために導入されました。代表的なのが私的録音録画補償金制度です。権利制限規定の最初に登場する「私的使用のための複製」（30条）は、家庭内など私的な領域で行われる零細な利用であり、権利者の経済的利益を不当に害するものではないという考え方に立って複製権を制限しました。

その後、録音録画技術の発達によって多量の複製が行われるようになり、権利者の経済的不利益も無視できなくなったことから、2002年に機器のユーザーや製造業者の利益と権利者の利益のバランスを図るために私的録音録画補償金制度（30条の2）が導入されました。

教育目的の利用についても、教科書発行者は検定教科書

表1 各国のICT活用教育における「公衆送信」に関する権利制限規定の対象となる行為の比較

	日本	英国	米国	オーストラリア	韓国	フランス	ドイツ
授業における講義映像・音声、教材等の送信	△*	○	○	○	○	○	○
授業外における講義映像・音声、教材等の送信	×	△	×	◇	×	◇	◇
他への情報共有のための教材等の送信	×	△	◇	○	◇	◇	◇

○：著作物の公衆送信が権利制限の対象となる

△：一定の場合において著作物の公衆送信が権利制限の対象となる

◇：条文の解釈により著作物の公衆送信が権利制限の対象となる

×

△および◇の欄にはかっこ書きの説明が加わっているが、スペースの関係で日本の△（\*を付した）の後のかっこ内の説明だけを以下に記す。

\*：（当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して送信する場合のみ可能）

出所：平成26年度文化庁委託事業「情報化の進展に対応した著作権法制の検討のための調査研究事業」『ICT活用教育など情報化に対応した著作物等の利用に関する調査研究報告書』2015年3月（文化庁ホームページより）をもとに筆者作成。

1 詳細は城所岩生「音楽はどこへ消えたか？ 2019改正著作権法で見たJASRACと音楽教室問題」みらいVプリッシング参照。https://www.amazon.co.jp/dp/4434254634/

表2 35条改正の新旧比較

行為	複製				
	公衆送信				
授業形態	① 対面授業	② 対面授業	③ 遠隔合同授業*	④ スタジオ型遠隔授業**	⑤ オンデマンド授業
改正前	無償	要許諾	無償	要許諾	要許諾
改正後	無償	要補償金	無償	要補償金	要補償金

網掛け部分が改正点

\*教師がメイン会場にいて、生徒はメイン会場とサブ会場両方にいる遠隔授業

\*\*教師がメイン会場にいて、生徒はサブ会場にのみいる遠隔授業

等に著作物を掲載する場合には、権利者に対して文化庁長官の定める補償金を支払わなければなりません(33条)。教科書は学校教育に必須なため、その公益性は高いですが、発行部数も多いため権利者の経済的利益に及ぼす影響も大きいことから、1970年の現行著作権法制定時に導入されました。

今回の改正でも遠隔教育の促進という公益性と権利者の経済的利益のバランスを図るために補償金制度を導入しました。

表1の一番上の「授業における講義映像・音声、教材等の送信」が認められている諸外国のうち、オーストラリア、韓国、フランス、ドイツの4カ国は補償金を支払えば、ICT活用教育に関連して権利制限規定の適用を受けられることを著作権法で定めています。今回の改正を検討した文化審議会著作権分科会でも、35条の適用範囲全体を補償金制度の対象とすべきとの意見もありました。表2のとおり、現在無償の「①対面授業での複製」および「③遠隔合同授業での公衆送信」についても補償金の対象とする案でしたが、最終的には現行制度で無償とされている行為については補償金を課さず、新たに権利制限の対象とする「遠隔合同授業以外での公衆送信(②④⑤)」に補償金を課すこととしました。

## 新35条

文化庁HPの「改正の新旧対象条文」から改正後の条文を以下に記します<sup>2</sup>。下線部分(ママ)が改正されました。

(学校その他の教育機関における複製等)

### 第35条

学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。)を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができ

る。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

3 前項の規定は、公表された著作物について、第1項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物とその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第38条第1項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合において、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信を行うときには、適用しない。

1項で改正前の「複製」に加え、「公衆送信等」を権利制限の対象にしました(上記、1項4～8行目下線部分)。ただし、著作権者の利益を不当に害する場合は例外としました(上記、1項下から4～3行目下線部分)。

新設した2項では、公衆送信を行う場合に補償金の支払いを義務づけました。

3項は表2の「③遠隔合同授業」での公衆送信を認めていた改正前の2項を改正した条文です。2項の補償金の支払いを条件に1項で公衆送信を可能にしましたが、「③遠隔合同授業」については、改正前の2項によってもともと無償で利用できました。このため、3項によって改正後の2項による補償金支払い義務の適用の対象外としました(上記、3項下線部分)。

以上により、「遠隔合同授業以外での公衆送信(表2の②④⑤)」が補償金の支払いによって可能になりました。

新設した補償金は「授業目的公衆送信補償金」とよばれ(新

<sup>2</sup> [https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30\\_hokaisei/pdf/r1406693\\_04.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30_hokaisei/pdf/r1406693_04.pdf)

104条の11)、その行使については、権利行使に係る手続費用を低減し、35条の改正の趣旨を実現する観点から、文化庁長官による指定を受けた団体(指定管理団体)によるワンストップでの処理を可能とするための規定が新104条の11～17に整備されました。これらの条文の概要については、文化庁「平成30年改正著作権法による『授業目的公衆送信補償金制度』の施行について(通知)」<sup>3</sup>、「授業目的公衆送信補償金制度」については、文化庁「平成30年著作権法改正による「授業目的公衆送信補償金制度」に関するQ&A」<sup>4</sup>をそれぞれ参照されたい。

### 諸外国に少しでも追いつく改正も 新型コロナ対応で遅れが露呈

今回の改正も諸外国に比べると、2周遅れだったのを1周遅れまで追いつくための改正にすぎません。表1の真ん中の「授業外における講義映像・音声、教材等の送信」、一番下の「他への情報共有のための教材等の送信」は認められないままで、後者については日本だけが認められていないからです。ICT活用教育で世界に遅れをとっている現状に変わりはありません<sup>5</sup>。

遅れを少しでも取り戻そうとするこの改正も、施行に時間を要している間に新型コロナ対応で遅れを露呈してしまいました。改正法は2018年5月25日に公布され、教育関連の改正以外は2019年1月から施行されましたが、この改正については公布から3年以内の政令で定める日とされていました。つまり来年の5月まで猶予期間がありました。

その理由は、創設した「授業目的公衆送信補償金制度」を管理する「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会(略称:SARTRAS(サートラス))」が設立され、この団体が権利者団体と利用者である教育機関の意見をきいて補償金の額を決め、文化庁長官の認可を受けて、はじめて補償金の額が決まります。この意見のとりまとめに時間がかかり、2年経過しても補償金が決まらなかったため、SARTRASは2020年2月に当初2020年10月を予定していた運用開始を2021年4月まで繰り延べることを決定しました。

直後に新型コロナ問題が浮上、オンライン教育を1カ月の準備で新学期に間に合わせた中国との格差が浮き彫りになりました。以下、筆者のオンラインメディアへの投稿「新型コロナ対応で懸念される『オンライン教育後進国』日本!」<sup>6</sup>から抜粋します。

安倍総理は3月28日の記者会見で、小中高校の休校については、来週中に開く専門家会議の判断次第で、春休み明けからの再開方針を見直すこともあり得ると表明した。

しかし長い春休み後の授業再開も不透明な中、懸念さ

れるのは日本のオンライン教育の遅れである。

### 1カ月で新学期に間に合わせた中国

3月9日付、BUNESS INSIDERに「新型ウイルスで『教育が止まりかねない』日本。止めない中国。浮上した『オンライン教育格差』」<sup>7</sup>と題する記事が掲載された。

一斉休校は、約1カ月前の中国でも起きていた。中国では1月末、日本でいう文部科学省にあたる「教育部」が新型コロナウイルスへの対応方針として、「停课不停学」というスローガンを発表。日本語にすると「(学校の)国としても、文部科学省が準備した「臨時休業期間における学習支援コンテンツポータルサイト(子供の学び応援サイト)」や、経済産業省がまとめたEdTechのサービスを紹介するWebページ「#学びを止めない未来の教室」など、教育に活用できそうな企業・公的機関のコンテンツを積極的に案内している。

教室での授業は感染リスクが高く自粛するが、自宅でのオンライン教育を推奨することで学ぶ機会は減らさないというわけだ。国は、オンラインやテレビ回線を使って無償で教育リソースを提供。各学校は、国のリソースを利用するか、既存のプラットフォームを活用して独自のオンライン授業を実施することとなった。

このスローガンの発表を機に、「中国では、最初の1週間の間に授業のオンライン化が大ブームになりました」との宋曉非さんの言葉を紹介している。宋さんは教育業界へのテクノロジー導入(EdTech)を進めているアイード代表。

3月11日付、日経ビジネス「新型コロナウイルスを契機に激変する中国の教育現場」<sup>8</sup>も以下のように指摘する。

中国では危機への対応速度が本当に速い。新学期開始の延期や帰省している学生の登校禁止などの通知を受け取ったのが1月26日。1週間後の2月2日には、新学期に情報通信技術(ICT)を活用した遠隔教育を本格導入することが決まった。その後、急ピッチで準備が進められ、当初の予定通り2月24日に新学期がスタート

3 [https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/pdf/92223601\\_02.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/pdf/92223601_02.pdf)

4 [https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/pdf/92223601\\_04.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/pdf/92223601_04.pdf)

5 詳細は前掲注1参照。

6 <http://agora-web.jp/archives/2045110.html>

7 <https://www.businessinsider.jp/post-208890>

8 <https://business.nikkei.com/atcl/seminar/19/00109/00017/?P=2>

した。

### 対照的に動きの鈍い日本

こうした中国の機敏な対応に比べると、日本の対応は何ともどかしい。上記 BUNESS INSIDERは政府の対応を以下のように紹介する。

文部科学省は、一斉休校に伴う教育状況について、「臨時休業期間においては、児童生徒が授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、各設置者及び学校において、学校及び児童生徒の実態等を踏まえ、可能な限り、家庭学習を適切に課す等の必要な措置を講じるようお願いします」との通知を出している。

この中には、「家庭学習を行う際にインターネット等のICTを活用することも考えられる」とある。しかし、学校自体のICT環境が十分整備されていないことや、各家庭の通信環境に差があることなどを理由に、文科省としても上記のサービスを活用した授業や、学校の授業をWebを通じたライブ配信といったICTの活用方針を強く打ち出せていない。

文部科学省の情報教育担当者も、

「今ちょうど各学校のICT環境の整備などを進めているところだったので、あと半年後であればまだ何かやりようがあったかもしれません……」

と現状に対する歯がゆさを見せていた。

進行中の「学校のICT環境の整備」の具体策の一つに考えられるのが、教育の情報化に対応した権利制限規定の整備に関する2018年の著作権法改正である。

この後、改正により導入された授業目的公衆送信補償金の決定に時間を要するため、改正法の施行が2021年5月までとなっていると説明した後、以下のように続けました。

上記の中国のように、1カ月の準備で新学期からオンライン教育をスタートさせるようなウルトラCは期待できないにしても、この国難の時代にあと1年も待たされるのは如何なものか？

(後略)

### 政治主導で決まった施行の前倒し

上記の投稿をした3月30日、7国立大学と国立情報学研究所が文化庁および指定管理団体に対し、改正法の早期施行について要請しました<sup>9</sup>。指定管理団体は前述した「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（略称：SARTRAS（サートラス）」のことです。

翌3月31日 自民党が以下のような「緊急経済対策第三弾への提言」をとりまとめました<sup>10</sup>。

(前略)

平成30年著作権法改正による授業目的公衆送信補償金制度について、2020年度は補償金額を特例として無償としつつ、2020年4月中の施行を目指すこと

上記のとおり、補償金額の決定に時間がかかること、かといって、新型コロナ対応で喫緊の課題となったオンライン授業の実施に1年も待ってられないことなどから緊急避難的に2020年度は補償金を無償とすることにして、施行日を前倒しにしたわけです。

これを受けて、4月7日に以下を含む「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定されました<sup>11</sup>。

(前略)

授業目的公衆送信補償金制度について、教育現場の負担に十分に配慮した形で、本年4月中からの暫定的な運用開始を目指す。

この後、文化庁での事務手続きを経て<sup>12</sup>、4月28日、2018年著作権法改正による「授業目的公衆送信補償金制度」が前倒しで施行されました。

### デジタルアーカイブ化推進関連でも新型コロナで日本の対応の遅れが露呈

以上で、2018年改正の4本柱の3本目の「教育の情報化」についての解説を終えます。遠隔教育推進のための著作権法の規

9 <https://reseed.resemom.jp/article/2020/04/02/54.html>

10 [https://jimin.jp-east-2.storage.api.nifcloud.com/pdf/news/policy/200009\\_1.pdf](https://jimin.jp-east-2.storage.api.nifcloud.com/pdf/news/policy/200009_1.pdf)

11 [https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/pdf/92223601\\_12.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/pdf/92223601_12.pdf)

12 詳細は文化庁「平成30年著作権法改正（授業目的公衆送信補償金制度）の早期施行」参照。  
[https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/pdf/92223601\\_03.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/pdf/92223601_03.pdf)

定の整備について、諸学国に比べての遅れを少しでも取り戻そうとした2018年改正法でしたが、施行に時間がかかっている間にコロナ危機が到来、日本のオンライン教育の遅れが露呈したと指摘しました。実は前号まで5回にわたって連載した2本目の柱の「デジタルアーカイブ化の推進」関連でも、日本の遅れが新型コロナウイルス対応で露呈しました。連載5回目（2019年11・12月号）で紹介した第31条に関連する問題です。

### 国会図書館の資料デジタル化

「図書館等の複製等」について定めた第31条は、1項で国立国会図書館（以下、「国会図書館」）その他の公共図書館が営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料を利用者が調査研究の用に供するためなどの複製を認めています。この条文によって我々は調査研究のために図書館で資料をコピーできるわけです。

2項、3項がデジタル化に対応した条文で、改正年と改正概要（条文については連載5回目—2019年11・12月号参照）を表3にまとめました。

表3 国会図書館の資料デジタル化関連の改正

改正年*	改正概要
2009年	資料の保存を目的としたデジタル化が著作権者の許諾なしに可能に（31条に2項を追加）
2012年	デジタル化した資料のうち絶版等で入手困難な資料を図書館等に送信可能に（31条に3項を追加）
2018年	デジタル化した資料のうち絶版等で入手困難な資料を外国の図書館等に送信可能に（31条3項を改正）

\*施行はいずれも翌年から。

3項によって国会図書館は図書館等に送信できるようになりましたが、利用者は資料を見るためには図書館まで足を運ばなければなりません。2項が追加された2009年の時点では国会図

書館まで行かなければなりません。2012年の改正で3項が追加されたことによって地方の図書館でも閲覧できるようになりました。しかし、図書館まで足を運ばなければならないことには変わりありません。その不便さがクローズアップされたのが新型コロナウイルス危機です。国会図書館をはじめ全国の図書館が一斉に閉鎖されてしまったからです。

### 新型コロナでダウンした国会図書館

国会図書館の閉鎖はデジタル化されていない資料も含めた蔵書の利用にも大きな支障をきたしました。表4のとおり、国会図書館の来館サービスは3カ月にわたって停止されてしまいました。それでもまだ国会図書館の蔵書に接する道は残されていました。国会図書館の提供する遠隔複写サービスです。こちらは東京本館が閉鎖した後もサービスを提供していました。筆者も連載執筆中に読みたくなった雑誌記事がありましたが、東京本館が閉鎖されたため3月下旬に利用しました。

ところがこのサービスも申し込みが殺到したため4月15日から休止されてしまいました。こちらは来館サービスの再開を前に5月18日から再開しましたが、1カ月間は利用できませんでした。当初10日間を予定していた東京本館の来館サービス休止が何と3カ月に及んでしまい、頼みの綱の遠隔複写サービスも1カ月間停止されてしまいました。

資料がデジタル化されていればネット配信も可能になるわけですが、第31条2項、3項の規定などによって、デジタル化されている国会図書館の資料は蔵書数の1割にも達しません。ここにもデジタルネット時代に対応できない日本の著作権法の問題点が垣間見えるわけですが、これについては次回連載で解説します。

表4 国会図書館の新型コロナウイルス感染拡大防止に伴うサービス停止状況

発表日	東京本館来館サービス	関西館来館サービス	遠隔複写サービス
3/4	3/5～3/16		
3/16	3/5～3/30		
3/27	3/5～4/15		
4/10	3/5～5/20	4/11～5/20	4/15～当分の間
5/18	3/5～6/10	4/11～6/10	5/20から再開
5/27	6/11から入館制限を行った上で再開*	6/4から再開	

出所：国立国会図書館ホームページ。

\*6/11～27日までは抽選予約制で1日200名程度。

# デジタル時代への対応が遅れる国会図書館

国際大学グローバルコミュニケーションセンター (GLOCOM) 客員教授 きどころ いわお  
 ニューヨーク州・ワシントンDC弁護士 **城所 岩生**

連載9回目(2020年7・8月号)で解説した2018年改正の3本目の柱の「教育の情報化」について、施行のための準備に時間がかかっている間にコロナ危機が到来、日本のオンライン教育の遅れが露呈したと指摘しました。コロナ危機は改正の2本目の柱「デジタルアーカイブ化の推進」でも日本の対応の遅れを露呈しました。実例として国会図書館資料のデジタル配信が進んでいない点を取り上げ、今回の連載で解説するとしました。

国会図書館の資料デジタル化の状況を表1に示しました。

国会図書館は2009年の著作権法改正によって、利用による資料の劣化を防ぐため、保護期間内の資料や孤児著作物についても権利者の許諾を得ずにデジタル化できるようになりました。これにより裁定制度を使わなくても蔵書をデジタル化できるようになり、デジタルアーカイブ化に向けて一歩前進しましたが、利用は国会図書館内にかぎられていました。

2012年の改正ではデジタル化した資料のうち、「絶版等資料」で一般に入手することが困難な図書館資料にかぎって、公共図書館や大学図書館にネット送信できるようになりました(連載9回目—2020年7・8月号の表3参照)。2019年7月時点で272万点の資料をデジタル化していますが、図書や雑誌のデジタル化率は1割程度にすぎません(表1の⑥)。

272万点のうちの149万点が絶版等資料で、送信サービスを希

望する公共図書館や大学図書館に送信されます。しかし、利用者は送信された図書館の館内でしか利用できません。ネットで閲覧できるのは、著作権切れの資料や近代デジタルライブラリーのように文化庁長官の裁定を受けた資料に限定され、数は54万点に減ってしまいます。これは図書の3.1%、雑誌の0.1%にすぎません(表1の⑦)。

ヨーロッパは5800万点以上の文化的資産をネット公開し、利用者が検索・閲覧できるようにしているので、ネット公開点数では2けた違いの数字となっています<sup>1</sup>。

米国でもヨーロッパに対抗して、2013年に米国デジタル図書館(Digital Public Library of America、以下「DPLA」)が発足しました。ヨーロッパは各国のデジタルアーカイブをネットワーク化したポータルサイトですが、DPLAも米国各地の図書館アーカイブを統合したポータルサイトで、すでに3700万点以上の文化的資産がネット公開されています<sup>2</sup>。

このため、両者を国会図書館と比較するのは酷かもしれません。その意味では、ヨーロッパのような図書館、美術館、博物館、公文書館などのさまざまなデジタルコンテンツをまとめた分野横断統合ポータルサイトをめざすジャパンサーチが注目されています。ジャパンサーチはまだ試験版で2020年夏公開を予定していますが、ホームページに以下の紹介があります<sup>3</sup>。

表1 国会図書館の資料デジタル化状況

資料種別	① インターネット 公開	② 図書館 送信資料	③ 国会図書館 館内限定	④ ①+②+③ デジタル化 資料合計	⑤ 資料全体の 蔵書数	⑥ ④/⑤×100 デジタル化率	⑦ ①/⑤×100 インターネット 公開率
図書(1968年までに受け入れた図書等)	35万点	55万点	7万点	97万点	1135万点	8.5%	3.1%
雑誌(刊行後5年以上経過した雑誌)	1万点	79万点	53万点	133万点	1236万点	10.8%	0.1%
古典籍、博士論文、その他*	17万点	16万点	9万点	41万点	-	-	-
合計	54万点	149万点	69万点	272万点	-	-	-

\*官報、憲政資料、日本占領関係資料等

出所：鳥澤孝之「国立国会図書館「図書館向けデジタル化資料送信サービス」開始から6年間の状況と現在の取組み」『図書館雑誌2020年1月号』ほかをもとに筆者作成。

1 「公開10年となるEuropeanaの動向：2018年年次報告書を中心に」カレントアウェアネス-E No.377 2019.10.10 <https://current.ndl.go.jp/e2183>

2 <http://dp.la/>

3 <https://jpsearch.go.jp/>

ジャパンサーチ（試験版）はデジタルアーカイブジャパン推進委員会・実務者検討委員会の方針のもと、さまざまな分野の機関の連携・協力により、国立国会図書館がシステムを運用しています。試験版では、現在19,914,838件のデータを71データベースから検索できます。2020年までの正式版公開を目指して、連携データベースを増やし、利活用を容易にするための機能を整備していきます。

メタデータ数は1990万点ありますが、インターネットで公開されているのは127万点にすぎず、ヨーロッパアーナ(5800万点以上)やDPLA(3700万点以上)とは桁違いです。

書籍等はシステムを運用する国会図書館が提供していますが、国会図書館資料のインターネット公開件数は54万点にすぎません(表1参照)。図書館に足を運ばなければ資料を閲覧できないというのは、図書館も一時閉鎖を余儀なくされたコロナ時代に適応できていません。連載9回目(2020年7・8月号)表4のとおり、国会図書館東京本館は3カ月間来館サービスを停止した後、6月11日から抽選予約制で再開しました。筆者は7月25日までの1カ月半の間、来館可能な日を選んで24日分申込みましたが、当選したのは3日分だけでした。中には国会図書館にしかない資料もあり、到着までに1週間かかる遠隔複写サービスを待てない時は閲覧を断念せざるを得ませんでした。

国会図書館は前述したとおり、2012年の改正でデジタル化した資料のうち、「絶版等資料」で一般に入手することが困難な図書館資料にかぎって、公共図書館や大学図書館にネット送信できるようになりました。これにより、表1の出所の資料によると、2019年11月1日現在、全国1109の公立図書館、大学図書館などに149万点(表1②参照)の資料が送信可能になりました。しかし、図書館に足を運ばなければならない点では、公共図書館や大学図書館も閉鎖されるコロナ禍には対応できません。図書館まで行かなくとも、インターネットでアクセス可能な表1①1の公開件数を上げることが有効なコロナ対策といえそうです。

国会図書館は2018年の改正では、絶版等資料に係る著作物を国内だけでなく外国の図書館等にも送信できるようになりました(連載5回目・2019年11・12月号参照)。日本文化発信のための改正でしたが、日本研究を行っている海外の日本研究者のためにも、図書館に足を運ばずにアクセスできるインターネット公開件数を増やすべきです。

## インターネット公開件数を上げるには

コロナ第1波での苦い経験を生かすために提案したいのはま

ず、すでにデジタル化されている資料のインターネット公開です。しかし、2020年3月時点でデジタル化されている資料は274万点と国会図書館の蔵書の1割未満です(表1参照)。

そこで、次に提案したいのは残る9割強の蔵書のデジタル化とネット配信です。一気にそこまで提案するのは大胆すぎると思われるかもしれません。しかし、デジタル化された電子出版物をネット配信する提案は、10年以上前にもありました。しかも当時の国会図書館長による提案でした。京大総長などを経て国会図書館長に就任した長尾真氏が私案として発表した構想です。以下、同氏の最近の投稿から抜粋します<sup>4</sup>。

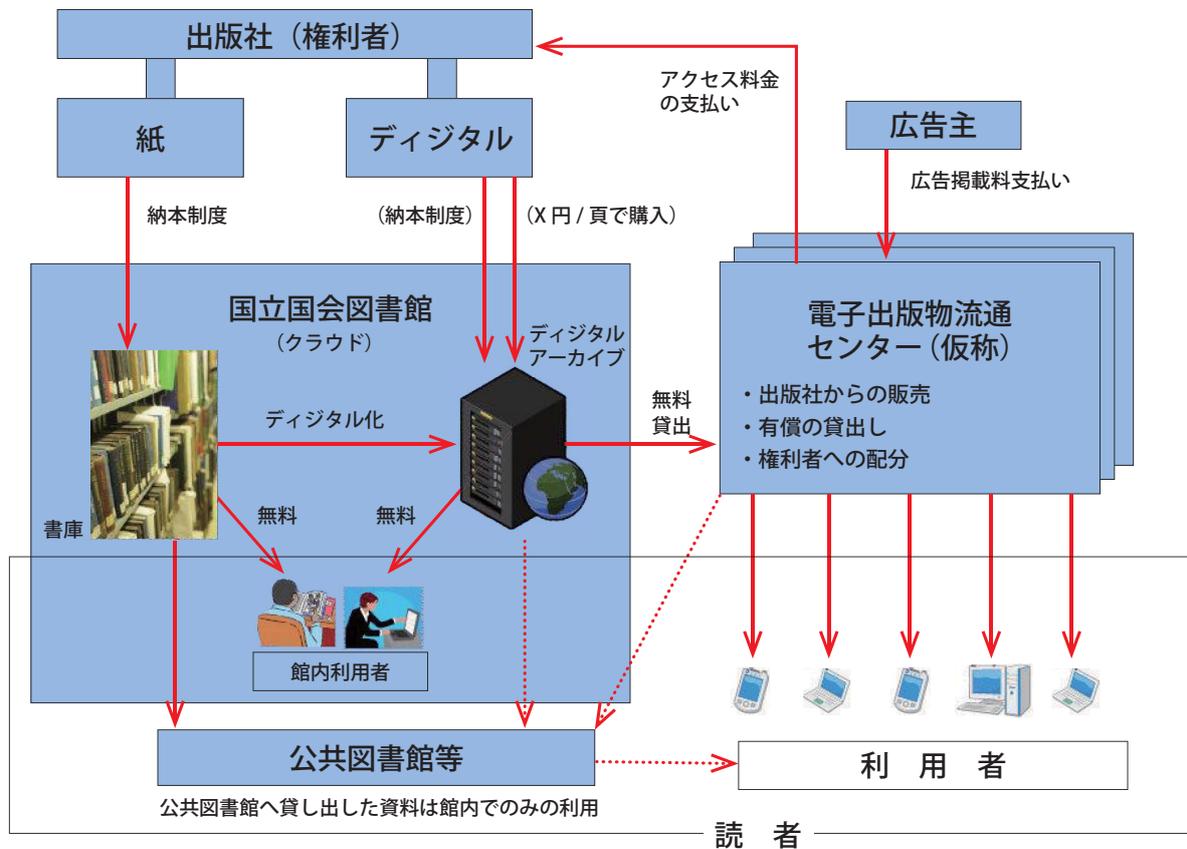
これからますます電子出版に移っていく時代に、出版界、特に中小の出版社はどのように生きていこうかという問題、また電子出版物の永久保存、活用を保証するためにどうすべきかといった問題を解決する方策はないものかと筆者は国会図書館長になって考えた。館長に就任して1年経ったところで、2008年4月に開催された日本出版学会で話をするようにとの要請を受け、以下のような構想を発表した。

これから電子出版時代になるが、各出版社はホストコンピューターを自前で持ち、これを通じて出版物を販売するとともに、これらの資料・情報を永久に保存しなければならず、そのためのホストコンピューターの維持には相当なコストがかかり、中小の出版社にとっては大きな負担になる。一方、国会図書館は全ての出版社の電子出版物を納品してもらうことが必要である。したがって国会図書館の巨大なコンピューターを各出版社はホストコンピューターとして使い、それを出版活動の拠点とするのはどうだろうか考えた。

その当時のクラウド・コンピューティング・サービスが民間企業で始まっていたが、国会図書館のコンピューターをサーバーとして使えば、出版社はコストのかかる自前のコンピューターを持つ必要はないし、国会図書館から見ればすべての出版物が集められることになるというメリットがあることになる。

国内で発行されたすべての出版物は、国立国会図書館に納入することが義務づけられています(国立国会図書館法第25条)。電子出版物についても納本義務のある出版社が、国会図書館のコンピューターをサーバーとして使えば、出版社にとっては経費節減となります。国会図書館にとっても今後、電子出版が増えることを考えると、デジタル化率が着実に上がることになり、

4 長尾真「電子図書館の建設」『図書館雑誌』2019年5月号。



デジタル時代の図書館と出版社・読者  
(出典 長尾真「電子図書館の建設」『図書館雑誌』2019年5月号)

Win-Winの関係が築けそうです。

ただ各出版社が電子的に販売したりするときの売上などの金銭問題を国会図書館が直接扱うことはできないので、国会図書館のコンピューターの外側に電子出版物流通センターといった中立的な組織を置き、電子書籍を購入する人に対して国会図書館に預けた出版社の電子書籍の販売に関わる一切の業務を仲介するというモデル（図参照）を提案した。

この提案に対して出版界は猛烈な反対をした。国会図書館長が非常に乱暴なことを言って出版界を潰すつもりかといった非難めいたものもあった。2009年の時点では、電子出版物を売ってしまうと無断コピーが行われ出版物は売れなくなるといった心配をする人が多かったのだろう。当時のソフトウェア技術でもそういったことは十分防げたし、また個人のパソコンなどにダウンロードしなくても、ホストコンピューターの上にある出版物を自分のものとして認め、それ以上のことはできないようにすることで無断コピーを防ぐこともできたのだが、ほとんどの出版社の人達はソフトウェアに

はまったくの素人であったから、そういった心配も無理のないことであった。

私としては学会発表だから1研究者として将来ありうる出版流通モデルの一つの可能性を示したかったし、当時はアマゾンやグーグルが日本に上陸してきて電子出版物の流通システムを抜本的に変えていく可能性がある中で、旧態依然とした出版界のビジネスモデルでは負けてしまうという警鐘を鳴らすつもりもあって、刺激的なことをあえて言ったという面もあったのだが、そういったことは全く理解されなかった。

表2 グーグルブックス訴訟年表

2004年	グーグルブックスサービス開始
2005年	全米著作者組合、全米出版社協会が著作権侵害訴訟を提起
2008年	両当事者和解案発表
2009年	対象国を旧英領諸国にかざる修正和解案発表
2011年	ニューヨーク南部地区連邦地方裁判所、修正和解案却下
2013年	ニューヨーク南部地区連邦地方裁判所、グーグルのフェアユース容認
2015年	第2巡回区連邦控訴裁判所、地裁判決を支持

表2は連載4回目(2019年5・6月号)の表1の再掲です。グーグルがグーグルブックスとよばれる電子図書館構想を発表した翌2005年、全米著作者組合、全米出版社協会が著作権侵害訴訟を提起しました。長尾氏が構想を学会発表した2008年、両当事者は和解案を発表しました。和解案は二つの制度が重なって、全世界の著作権者に影響を及ぼすものでした。一つは原告が個別に委任を受けなくても集団を代表できる米国独自の集団訴訟制度。もう一つは加盟国の著作権者に自国の著作権者と同等の権利を与えることを義務づけるベルヌ条約。日米両国ともこの条約に加盟しているため、内国民待遇とよばれる制度によって、日本の著作権者も米国内でアメリカの著作権者と同等に扱われます。これが日本の出版界に「黒船来航騒ぎ」を引き起こす原因となりました。

長尾氏の指摘するとおり、当時はアマゾンやグーグルが日本に上陸してきて電子出版物の流通システムを抜本的に変えていく可能性は現実のものとなりつつありました。そうした中、旧態依然とした出版界のビジネスモデルでは負けてしまうという警鐘を鳴らす意味もあったようですが、残念ながらそういったことは全く理解されなかったようです。長尾氏は続けます。

このモデルはしばらくして「長尾モデル」と呼ばれ、悪名の高いものとなった。幸か不幸かこのモデルは今日まだ実現していないが、将来電子版全盛の時代が来ると、少なくともこれに類するシステムを作らざるを得なくなるだろう。

## 長尾氏の慧眼

長尾氏は1994年に岩波科学ライブラリーから「電子図書館」を刊行しました。2010年に出版された新装版巻末の「新装版の読み方」で、岡本真アカデミック・リソース・ガイド代表は、インターネットが今日のように普及していなかった1994年の時点で、この15年の進展を言い当てた長尾氏の慧眼に驚嘆した後、以下のように続けます。

だが、ここで著者である長尾氏の慧眼をほめたたえることに終始するべきではない。慧眼に驚嘆はしつつも、ひるがえってわれわれは大きな禍根を味わうべきだろう。本書が登場した1994年の時点で、本書の指摘が真正面から正確に受け止められていたならば、この15年ほどの歴史はまったく変わっていたのではないだろうか。現代の日本における知識・情報のあり方は、まったく異なっていたのではないか。残念ながら、当時の日本においては、図書館関係者

も、出版関係者も、そして現在の隆盛を誇るインターネット関係者も、その多くは本書の指摘を正確に理解することもできなければ、指摘を受けた決断や行動に進むことも当然できなかった。今日までの歴史で、情報の検索や書籍の電子化において、日本は常に海外における革新的な思考と行動の恩恵をただ享受し、ときには右往左往するのみであったことは誰も否定できないはずだ。

海外における革新的な思考と行動に右往左往するのみだった好例が、グーグルブックス訴訟の和解案に対する対応です。和解案が日本の著作権者にも影響を及ぼすことが判明した2008年、日本の出版界は「黒船来航騒ぎ」になりました。ところが、翌2009年に対象国を旧英領諸国にかぎる修正和解案を発表すると「喉元すぎれば熱さ忘れる」で、長尾氏の指摘を受けた決断や行動に進むことはできませんでした。岡本氏はこう続けます。

歴史に「もし」は禁物とはいえ、本書が初めて世に出たあのとき、われわれの対処が違っていただらばと思うと、筆者の心中には大きな悔いが残る。

確かに違った対処をしていれば、連載6回目(2020年1・2月号)で紹介したとおり、日本語の書籍ですら母国語の国会図書館より米国の一民間企業にすぎないグーグルの方がよく見つけてくれるような事態は回避できたかもしれません。しかし、まだ希望は残されていると岡本氏は指摘します。

過去の結果としての厳しい現実を直視しつつ、しかし最後の希望が残されているとも考えたい。インターネットの脅威的な進展がある現在とはいえ、本書で語られる電子図書館社会の全貌は、まだ世界的に見ても完全には実現されていない。であれば、いまこそ、我々の知識・情報世界をどのように構築するのか、われわれの知的活動をどのように営んでいくのか、という論点を本書に立ち返って考えるべきではないだろうか。議論と決断、そして実行に間に合うだけの時間はまだあるはずだ。

このモデルは今日まだ実現していないのは長尾氏も指摘しているとおりです。図書館も閉鎖されるコロナ禍の時代に図書館へ行かなくてもネットで資料が閲覧できるよう、今こそ本書に立ち返って考えるべき時だと思います。

以上で2018年改正の3本目の柱、「教育の情報化の推進」についての解説を終え、次回連載で改正の4本柱の最後「障害者の情報アクセス機会の拡充」について紹介します。

# デジタル時代の図書館への取組み& 障害者の情報アクセス機会の拡充

国際大学グローバルコミュニケーションセンター（GLOCOM） 客員教授  
 ニューヨーク州・ワシントンDC弁護士

きどころ いわお  
 城所 岩生

前回の連載で国会図書館のデジタル時代への対応の遅れが、コロナ禍で露呈した事例として、筆者が抽選による来館サービス再開した6月11日から1カ月半の間、24日分申し込んで3日しか当選しなかったと紹介しました。その後、9月12日までの3カ月間では58日分の申し込みに対し、当選9日と多少改善しました。ところが、来館して蔵書を検索していると検索結果に以前は稀にしか遭遇しなかった利用中（返却予定日：〇月〇日）という表示が散見されるようになりました。理由をきくと、遠隔複写サービスの申し込みがあったため係の方に回しているとのこと。来館は抽選のため次回訪問の見通しも立たないので、遠隔複写サービスを申し込もうとすると、申し込み殺到で2～3週間ぐらいいみてほしいとの回答が返ってきました。前回の連載で紹介した国会図書館のデジタル化・ネット化の遅れを再認識させられたわけですが、さすがに政府や国会議員からも検討の動きが出てきました。

## 図書館関連規定の見直しに取り組む文化庁

まず、国会図書館も含め、図書館利用者がコロナ禍で図書館の休館や利用制限で論文執筆など研究活動に支障をきたしているとの指摘を踏まえ、文化庁は文化審議会著作権分科会法制度小委員会に「図書館関係の権利制限規定の在り方に関するワーキングチーム」を設け、検討することになりました。以下は8月27日に開催された第1回会合の資料2-1「図書館関係の権利制限規定の見直し（デジタル・ネットワーク対応）に関する検討に当たっての論点について」\*1からの抜粋です。

### 1. 問題の所在

図書館関係の権利制限規定（著作権法（以下「法」という。）第31条）については、従来から、デジタル化・ネットワーク化に対応できていない部分があるとの指摘がなされてきたところ、今般の新型コロナウイルス感染症の流行に伴う図書館の休館等により、インターネットを通じた図書館資料へのアクセスなどについてのニーズが顕在化した。

（途中略）

### 2. 検討課題及び論点

（1）絶版等資料へのアクセスの容易化について（法第31条第3項関係）

#### ① 現行規定・課題

現行規定上、国立国会図書館から他の図書館等に対してデジタル化された絶版等資料のインターネット送信を行い、送信先の図書館等において、その絶版等資料を館内での閲覧に供するとともに、一部分を複製して利用者に提供することが可能となっている。

一方で、図書館等の館内での閲覧に限定されているため、各家庭等からインターネットを通じて閲覧することはできず、また、一部分の複製及び複製物の提供に限定されているため、図書館等から利用者に対してメール等によりデータを送付することもできない。

このため、感染症対策等のために図書館等が休館している場合や、病気や障害等により図書館等まで足を運ぶことが困難な場合、そもそも近隣に図書館等が存在しない場合など、図書館等への物理的なアクセスができない場合には、絶版等資料へのアクセス自体が困難となるという課題がある。

#### ② 考えられる対応

図書館等への物理的なアクセスができない場合にも、絶版等資料を円滑に閲覧することができるよう、国立国会図書館が、一定の条件の下で、絶版等資料を各家庭等にインターネット送信することを可能とすることについて検討を進めることとしてはどうか。

（以下略）

ワーキングチームは年内に5～6回の会合を開催した後、年内に法制度小委員会に報告する予定です\*2。

\* 1 [https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/toshokan\\_working\\_team/r02\\_01/pdf/92478101\\_02.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/toshokan_working_team/r02_01/pdf/92478101_02.pdf)

\* 2 [https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/toshokan\\_working\\_team/r02\\_01/pdf/92478101\\_03.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/toshokan_working_team/r02_01/pdf/92478101_03.pdf)

## 国会図書館のデジタル化実現に取り組む 山田太郎議員

筆者も研究活動に不便を強いられた国会図書館のデジタル化・ネット化の遅れについては、山田太郎参議院議員(自民党)がブログでその取り組みを紹介しています。

まず、8月11日の、「デジタル化能力5%弱?!国会図書館デジタル化実現へ大きく前進!(前編)」と題する記事は、「国会図書館のデジタル化能力が、毎年納本される書籍等のうち5%弱しかない(年間納本件数43万点中、デジタル化処理能力は約2万点)」という驚愕の事実を知りました。」と指摘し、同議員が事務局長を務める自民党の「デジタル社会に対応した知財活用小委員会」で取り上げることを約束しました\*3。

続いて、9月4日の「国会図書館デジタル化に向けて大きく前進!提言を申し入れました」では、以下のように報じました\*4。

(前略)

8月27日の内閣委員会の答弁でも、国立国会図書館長から「予算の問題でデジタル化ができない」と答弁がありましたが、それは我々立法府の責任でもあります。その責任を果たすべく、自民党に知財調査会では私が中心となり取りまとめた提言は、無事に政調審議会を通過しました。そして、本日正式に衆参議長に提言申し入れを行いました。両議長からは「是非、しっかりと進めてほしい」という言葉をいただきました。今後図書館運営委員会が開かれ、国会の予算案に入るように働きかけていきます。

国会図書館のデジタル化予算は表1のとおり、平成21年度に東日本大震災による経済危機対策のため、それ以前の10年間の平均の100倍近い補正予算がつけましたが、その後も当初予算は年平均1億円に戻ってしまいました。

国会図書館がデジタル化に予算が必要なのは、著作権者が不明の孤児著作物について権利処理するためのコストがかかるからです。2007年4月27日の文化審議会著作権分科会の小委員会で国会図書館の田中久徳電子情報企画室長(当時)は以下のように説明しています\*5。

表1 国会図書館のデジタル化予算 (単位億円)

年度	平成12～21平均	平成21	平成22～31平均
当初予算	1.4	1.3	1.0
補正予算		127* <sup>i</sup>	10(26補正* <sup>ii</sup> )

\*<sup>i</sup> 東日本大震災による経済危機対策のための補正予算

\*<sup>ii</sup> 災害対応力強化のための補正予算

出典：福林靖博「国立国会図書館における資料デジタル化の実施状況」  
[https://www.ndl.go.jp/jp/preservation/digitization/about\\_digital.pdf](https://www.ndl.go.jp/jp/preservation/digitization/about_digital.pdf)をもとに筆者作成。

近代デジタルライブラリーという明治期に刊行された図書をデジタル化する事業の中で、全体の7割にあたる5万人強の権利が不明だった。このため、著作権者が不明の著作物について、相当な努力を払っても著作権者と連絡がとれない場合に、文化庁長官の裁定を受けて利用できるようにする裁定制度を利用して、様々な調査を行った。その結果、1冊当たり数千円、1名についてもやはり数千円、総額では2億6,000万円近くかかった。

こうした予算不足を解決するため山田議員がまとめた提言を記事に添付されている「国立国会図書館のデジタル化についての提言」(令和2年9月1日 自由民主党政務調査会)から抜粋します。

(前略)

国立国会図書館の図書等のデジタル化の状況を振り返ると、著作権法(第31条第2項)により所蔵資料の網羅的なデジタル化が可能とされているが、実際には、年間約43万点の図書等の収集に対し、わずか2万点(約5%)のデジタル化処理能力(予算)しか備えていない。また、国内刊行の図書等のうち、概ね1968年以前の発刊の図書等244万点(約20%)のみしかデジタル化されておらず、デジタルアーカイブを前提とした図書等の活用に至っていないのが現状である。

また、①デジタル化された図書等についてOCR(光学文字認識)処理がなされておらず本文検索ができない、②有償の電子書籍等や新聞社のWEBのみに掲載されたニュースについては収集もデジタルアーカイブもされていない、③もともとデジタルで作成された図書等についても紙資料での納本後改めてデジタル化せざるを得ないなどの課題が指摘されている。

この後、政府の「骨太の方針2020」の指摘や前記著作権法改正の検討と軌を一にして、「日本の知の中心である国立国会図書館の図書等のデジタル化を推進し、収集した資料の保存と知の活用を強力に推し進めることが必要である」とした後、以下のように続けます。

具体的には、まず、デジタル化されていない2000年前に出版された図書等(165万点)について、5年以内に紙資料を電子化する。その際、データにはOCR処理を行い、

\* 3 <https://taroyamada.jp/?p=12878>

\* 4 <https://taroyamada.jp/?p=13029>

\* 5 「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会(第2回)議事録・配付資料」  
<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/denshi>

画像だけでなくコンピューター文字として認識できる状態で保存し、すでにデジタル化している図書等についても併せてOCR処理を行う。2001年以降に出版された図書等については、2026年までに広くデジタル化の実現手段を探る。活用面では、国立国会図書館の関係者協議や関係府省庁において、上記課題やウィズコロナ時代に対応した図書館送信制度、絶版等資料へのアクセス容易化のほか、デジタルアーカイブされた図書等の全文検索とスニペット表示（検索キーワードの前後文章の表示）の公開促進などの実現に向けた検討がなされることが望ましい。

連載6回目（2020年1・2月号）で筆者の名前を入れて、グーグルの書籍検索サービスと国会図書館の蔵書検索サービスを比較したところ、グーグルでは国会図書館の数十倍の件数がヒットしましたが、全文検索するグーグルに対し、国会図書館はキーワード検索しかしないため、この差が生ずると指摘しました。母国語の国立図書館のサービスが米国の一民間企業のサービスに劣るというのは国の文化政策上も問題なので、全文検索はぜひ実現してもらいたいです。

提言は 国立国会図書館におけるデジタル化の推進は我々立法府に課せられた責務であるとした上で、「また、政府に対しても予備費の活用を含めた予算面での手当てなどその推進を強く求めるものである」と結んでいます。

必要な予算についても「所蔵資料デジタル化事業の促進について」と題する資料で、資料デジタル化に年間38億円×5年間＝190億円ほかで合計207億円としています。そして、「期待される効果」として以下の3点をあげています。

- (1) 大学・図書館等が閉鎖された状況下での研究・教育活動を下支えする学術環境整備（オンラインによる情報アクセスの拡大）
- (2) ジャパンサーチとの連携により、我が国コンテンツ活用に貢献
- (3) 全文テキストデータの提供により、データ駆動型社会・研究に貢献

前回連載で、デジタル化された電子出版本をネット配信する提案は、10年以上前からあったとして、長尾真国会図書館長（当時）が2008年に発表した構想を紹介しました。電子出版時代に自前のHOSTコンピューターを持つのは中小の出版社には大きな負担となりますが、国会図書館のコンピューターをサーバーとして使えば、出版社にとって経費節減になります。納本制度ですべての出版物を受け入れなければならない国会図書館にとっても今後、電子出版が増えることを考えると、デジタル化率

が着実に上がることになりWin-Winの関係が築けるという構想でした。デジタル化して納本してもらえれば、国会図書館にとっては前述した孤児著作物の権利処理のコストも節約できるというメリットもあります。

しかし、この提案に対し、出版社が猛反対しました。長尾氏は当時のソフトウェア技術でも無断コピーは十分防げたが、違法コピーで出版物が売れなくなるという心配をした人が多かったのだらうと推測します。利用者の反対もありました。長尾構想は電子書籍を購入する人に対して国会図書館に預けた出版社の電子書籍の販売に関わる業務を仲介する電子出版物流通センターのような組織を置くモデルでした。

前回連載の図のとおり、利用者からは「有償の貸し出し」を想定しています。仲介に伴う経費を賄うためでしたが、これに対しては利用者からも反発が起きました。長尾氏は図書館へ足を運ばなくてもすむのだから電車賃ぐらいは負担してもよいのではと説明しましたが、本来無料で利用できるはずの図書館が有料になるのには抵抗があったようです。

今回の自民党の提案は国会図書館の予算でカバーされるため、その心配がないことも大きなメリットといえます。

2020年の著作権法改正で海賊版対策としての違法ダウンロードの範囲拡大が実現しました。この改正は昨年、政府原案を自民党が了承せずに見送られました。山田議員は自民党の「デジタル社会に対応した知財活用小委員会」の事務局長として今年の改正案をまとめ上げ、今年6月、衆参両院とも全会一致での可決に漕ぎつけました。国会図書館のデジタル化についても同議員の調整力に期待がかかります。

以上で、2018年改正の4本柱の3本目の「教育の情報化」に関連して、コロナ対応で露呈した日本のデジタル化の遅れに言及しましたが、3本の柱の解説を終えたため4本目の柱の「障害者の情報アクセス機会の拡充」の説明に入ります。

## 障害者の情報アクセス機会の拡充背景

2013年に視覚障害者等のための著作権の権利制限及び例外について規定したマラケシュ条約が採択され、2016年に発効しました。同条約では、発行された書籍等の著作物について、視覚障害者のほか、読字障害や身体障害により書籍の保持等ができない者が利用しやすい形式（点字やDAISY [デジタル録音図書] 等）で利用できるようにするために、締約国の著作権法において複製権等の制限又は例外に関する規定を定めることなど

を求めています。

現行法第37条第3項は、その受益者を「視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者」としており、例えば上肢の欠損により書籍の保持が困難な者などのように、身体障害により書籍の保持等ができない者が同項の受益者の範囲に含まれるか否かは文理上必ずしも明らかにされていません。そこで、障害者団体より、身体障害等により読字に支障がある者を加えることを求める要望がなされていました。

また、同項により認められる著作物の利用行為は複製又は自動公衆送信とされており、電子メールの送信については同項の権利制限の対象とはならないところ、高齢の視覚障害者など視覚障害者の中にはパソコンの操作に習熟しておらず、ウェブページへのアクセスやダウンロードといった操作はできないがメールの送受信であれば可能である者もあり、そうした者にとって、DAISY等のアクセシブルな図書等を図書館等からメールで送ってもらえるメール送信サービスの需要は高いです。

これらの要望に応えるため、視覚障害者等のための複製等について定めた第37条の第3項について2点の改正を行いました。

### 新37条第3項

第37条 (略)

2 (略)

3 視覚障害その他の障害により視覚による表現の認識が困難な者（以下この項及び第百二条第四項において「視覚障害者等」という。）の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるものは、公表された著作物であつて、視覚によりその表現が認識される方式（視覚及び他の知覚により認識される方式を含む。）により公衆に提供され、又は提示されているもの（当該著作物以外の著作物で、当該著作物において複製されているものその他当該著作物と一体として公衆に提供され、又は提示されているものを含む。以下この項及び同条第4項において「視覚著作物」という。）について、専ら視覚障害者等で当該方式によつては当該視覚著作物を利用することが困難な者の用に供するために必要と認められる限度において、当該視覚著作物に係る文字を音声にすることその他当該視覚障害者等が利用するために必要な方式により、複製し、又は公衆送信を行うことができる。ただし、当該視覚著作物について、著作権者又はその許諾を得た者若しくは第79条の出版権の設定を受けた者若しくはその複製許諾若しくは公衆送信許諾を得た者により、当該方式による公衆への提供又は提示が行われている場合は、この限りではない。

改正の1点目が受益者の範囲の拡大です。前述のとおり、身

体障害により書籍の保持等ができない者が同項の受益者の範囲に含まれるか否かは文理上必ずしも明らかではありません。この点、身体障害等により読字に支障がある者と、視覚障害等により視覚による表現の認識に障害がある者との間で情報アクセスの機会における差異を設けるべき合理的な理由は認められません。実務上も権利者団体の理解の下で作成された同項に基づく複製等に関するガイドラインに基づき、身体障害等により読字に支障のある者のためにも複製等が行われているという実態も既にありました。

これらのことを踏まえ、今回の改正において、同項の受益者に肢体不自由等の理由により書籍等を保持することができず、読書に困難を抱えている者が対象となるよう明確にしました（上記、条文第3項1行目下線部分）。

2点目が著作物の利用行為の拡大です。同項は権利制限の対象となる行為として複製及び自動公衆送信を定めており、これにより図書館等は第37条第3項に規定する視覚著作物を視覚障害者等が利用するために必要な形式（拡大図書やDAISY等）にした上で、これらをウェブページから視覚障害者等がダウンロードできるようにすることができます。

しかし、同項においては公衆送信のうち自動公衆送信以外のものが権利制限の対象となっていないことから、電子メールにより障害者に対しDAISY等の送付を行うメール送信サービスは同項の権利制限の対象とならなかったところ、前述のとおり、高齢の視覚障害者などを対象とするメール送信サービスの需要は高いとされています。

この点、同項で既に権利制限の対象となっているダウンロード（自動公衆送信）型のサービスに比べて図書館等が行うメール送信サービスのほうが、権利者により大きな不利益を与え得るとは評価できないことから、権利制限の対象とすることが適当であると考えられます。このため、メール送信サービスも権利制限の対象となるよう規定の見直しを行いました（上記、条文第3項下から4行目下線部分）。

以上で、「2018年著作権法改正はAI・IoT時代に対応できるのか？」の連載を終えます。この改正も大改正でしたが、2018年にはもう一つ著作権法の大改正がありました。環太平洋パートナーシップ協定加盟に伴う改正で、6月に「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律」が成立、年末の12月30日に施行されたからです。著作権保護期間の延長など大改正を含むこの改正について次回連載で解説します。

# TPP加盟に伴う著作権法改正

国際大学グローバルコミュニケーションセンター (GLOCOM) 客員教授  
ニューヨーク州・ワシントンDC弁護士

きどころ いわお  
城所 岩生

## はじめに

2016年2月に署名されたTPP協定(以下「TPP12」)は、主導した米国の要望で知的財産権については保護を強化する内容のものでした。これを受けて、2016年12月に「環太平洋パートナーシップの締結に伴う関係法律の整備に関する法律」(以下、「TPP12整備法」)が制定されました。法律の施行はTPP12が日本国について効力を生ずる日からとされてきましたが、2017年1月に米国がTPP協定からの離脱を表明したため、米国を除く11カ国は交渉を再開し、2018年3月に新協定(以下、「TPP11」)に署名しました。

TPP11を受けて、2018年6月に「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律」(以下「TPP11整備法」)が成立、施行はTPP11が日本国について効力を生ずる日からとされました。TPP11は6カ国の批准の60日後に発効するとされていましたが、6カ国目のオーストラリアが2018年10月31日に批准したため、12月30日に発効、TPP11整備法も同日施行されました。

著作権関連の改正内容は以下の5項目です。

- (1) 著作物等の保護期間の延長
- (2) 著作権等侵害罪の一部非親告罪化
- (3) アクセスコントロールの回避等に関する措置
- (4) 配信音源の二次使用に対する報酬請求権の付与
- (5) 損害賠償に関する規定の見直し

## ポリシーロンダリング

このリストを見て、思い浮かぶのがポリシーロンダリングという言葉です。筆者は2013年に出版した「著作権法がソーシャルメディアを殺す」(PHP新書)で以下のように指摘しました(192-4ページ)。

TPPは秘密交渉なので、米国の要求項目は明らかにされていないが、米国のNGOが2011年にリークした文書や

米国が「日米経済調和対話」で日本に要求する項目などから、要求内容はほぼ判明している。

(途中略)

さらに懸念されるのは、日本政府がTPPをポリシーロンダリングに使うおそれである。ポリシーロンダリングの日本語訳はないが、同じロンダリングを使った言葉にマネーロンダリングがある。資金洗浄と訳されているように麻薬取引など犯罪行為によって得た資金の出所を隠すために口座を転々とさせる行為である。

ポリシーロンダリングは国内では反対に遭遇して実現が危ぶまれるような政策を、条約を通じて国内に持ち込む行為で、マネーロンダリングのように犯罪行為に関係するわけではないが、正規のルートでは阻止される行為を迂回ルート経由で実現する点が共通している。

もちろん、条約も国内法にするためには立法府の承認が必要だが、締結済みの国際条約であるということで法改正しやすくするわけである。

著作権ムラ<sup>\*1</sup>がTPPを著作権強化の秘密兵器に使うおそれはある。数ある米国の要求項目の中でも代表的な「非親告罪化」「保護期間延長」とも、かつて国内で検討されたが、反対も多く実現には至らなかった項目である。

違法ダウンロード刑罰化が権利者のロビー活動で実現したことなどで、権利者とユーザの溝は深まるばかりで、国内法改正で実現することは至難の業。それだけに著作権ムラがポリシーロンダリングで実現をめざすおそれのある要求である。

しかし、保護期間延長問題については肝心の米国も必ずしも一枚岩でない<sup>\*2</sup>。死後70年は長すぎるので、短縮す

\*1 「著作権ムラ」は立法・行政・司法の三権と業界で固めた著作権のムラ社会をさし、この鉄壁の著作権ムラが著作権法をがっちりコントロールし、既得権や古いビジネスモデルを延命死守、ムラでないユーザが、著作物の利用者であるにもかかわらず負け組みになっている構図を拙著「著作権法がソーシャルメディアを殺す」(PHP新書)の「はじめに」で紹介しました。

\*2 米国は1998年にヨーロッパにあわせて著作権保護期間を著者の死後50年から70年まで延長しました。ソニー・ボノ著作権期間延長法とよばれるこの改正は、ディズニーが定評あるロビー力を駆使して、2003年に切れるミッキーマウスの著作権を20年延長したため、ミッキーマウス保護法と揶揄されました。違憲訴訟も提起され、連邦最高裁まで争われましたが、最高裁は2003年に合憲とする判決を下しました(訴訟の詳細については城所岩生「権利保護期間延長の経済分析:エルドレッド判決を素材として」林紘一郎編著『著作権の法と経済学』(勁草書房、2004)107頁参照)。

べきであるという見解を、他ならぬ著作権行政を担当するトップが最近発表した。著者の死後70年となっている保護期間を、相続人が著作権局に登録しないかぎり著者の死後50年でパブリックドメインに短縮する提案である。

TPP加盟国でも死後70年の保護期間は参加国の半分しか採用していない。このように米国の要求に対する反論材料には事欠かない。ポリシーロンダリングの誘惑に駆られて、著作権ムラの利益を実現しようとするあまり、国益を損ない、将来に禍根を残すようなことのないよう、より具体的には、「国敗れて著作権あり」という事態を招くようなことはないよう慎重な対応を願ってやまない。

ポリシーロンダリングの懸念は現実のものとなってしまいました。米国が離脱したTPP11では保護期間延長は凍結されたにもかかわらず、後述するとおり日本は独自で延長したからです。

欧州とのEPA（経済連携協定）を締結するため、EUに合わせて70年に延長したい事情もあったようですが、その日欧EPAについても延長決定後、4カ月後にはじめて公表するなど、条約を隠れ蓑に使うことで反対を封じ込めたわけですが、以下は2017年11月21日付、日経速報ニュースアーカイブ「著作権は70年保護 日欧EPA、外務省4カ月遅れの公表」と題する記事からの抜粋です。

こうした状況にもかかわらず、外務省が公表したのはウェブサイトのみに、時期も11月5日からのトランプ米大統領の来日に世の中の耳目が集まっていたときだ。外務省は「適切な時期に適切な内容を公表している」とするが、7月の大枠合意に交渉に携わっていた関係者は「当時すでに合意していた」と証言する。交渉することで注目を集め、反発を招きたくないと思いが透けて見える。

韓国は2007年の米韓EPA締結時に米国の要望を受け入れて2011年に著作権法を改正しました。米国の要望は保護期間延長を含め権利者寄りのものだったため、著作権法の目的である著作権の保護と著作物利用のバランスを図るべく2012年の改正でフェアユースを導入しました。

日本政府は条約を隠れ蓑に使うポリシーロンダリングによってEUとの秘密裡の交渉で延長を決め、公表したのは4カ月後でした。2000年代に国内で検討した時には反対も多く実現できなかった改正です。今回も反対が多ければ、韓国のように保護と利用の均衡を保つため利用者よりの改正とセットにすることも考えられたわけですが、水面下で反対派に気づかれることなく合

意してしまったため、こうした道も封じられてしまいました。記事は続けます。

米国を除く11カ国は11月上旬、オリジナルのTPPで合意していた著作権の70年間保護法を凍結することを決めた。米国が復帰しない限り米国の強い意向で入った同項目は発効させないとの参加国の意思を反映したものだ。凍結によって「70年保護を求めるならTPPに戻るべきだ」と米国との交渉材料に使えるものだったが、それができなくなる。

こうした交渉カードも捨ててまで、TPP11で各国が凍結した保護期間延長を日本は独自で延長したわけです。上記(3)の「アクセスコントロールの回避等に関する措置」の改正もTPP11では凍結されました。このようにTPP12整備法には盛り込まれていましたが、TPP11では凍結された項目をTPP11整備法で除外することなく実現してしまいました。

条約を隠れ蓑に使うポリシーロンダリングがこれほど成功した実例を寡聞にして筆者は知りません。

## 未だに米国の占領下にある？ 日本の著作権法

保護期間の延長も、もともと米国の要求によるものでした。要望を受けて文化庁で検討しましたが、反対も多く実現しませんでした。このため今回ポリシーロンダリングというバイパスルートを使って改正したわけですが、米国の要求が直接実現した改正も枚挙に暇がありません。その意味では日本は著作権法の世界では、未だに米国の占領下にあるような対米従属の歴史が続いているわけです（表1参照）。

そのきっかけとなったのが、1985年のプログラムを著作権法の保護対象にした改正です。以下は拙著「フェアユースは経済を救う」（インプレスR&D）からの抜粋です（165-7ページ）。

1969年、IBMはそれまで一体として販売していたコンピュータ本体（ハードウェア）とプログラム（ソフトウェア）をアンバンドルして、別々に販売するようにした。これにより多額の費用をかけて開発したソフトウェアの法的保護の必要性がクローズアップされ、米国では1980年の著作権法改正で、プログラムの著作物性を確認する条項が追加された。

日本でも1970年代から、特許などの産業財産権を管轄する通産省（当時）と著作権を管轄する文化庁で検討が行われた。1983年、プログラムは著作権や特許権による保護にはなじまないとする通産省は、保護期間を15年とするプログラム権を創設する法案を準備した。翌1984年、文化庁はプ

表1 米国の要求を受け入れた著作権法改正

年	改正内容	米国の要望
1985	プログラムを著作権法の保護対象に	プログラムも著作権法の保護対象にしようとする文化庁とプログラムの特殊性から特別法（プログラム権法）の制定を主張する通産省が対立していたが、米国からの外圧により文化庁案の著作権法改正で対処した。
1994	他社の製品を解析し、そこから技術を習得するリバース・エンジニアリングを認める権利制限規定導入の見送り	文化庁の検討会議はメンバー全員が認める考えでまとまっていたが、米ソフト業界のロビー活動により米政府が重大な懸念を示す書簡を日本政府に送付したため見送られた。
2003	映画の著作物の保護期間を公表後50年から70年に延長	1994年から2008年まで日米で毎年交換された「年次改革要望書」での米国側の要望を受け入れた。
2007	映画の盗撮の防止に関する法律*	
2009	違法な音楽・動画ファイルのダウンロード禁止	

\*映画を盗撮した者に著作権法が定める「私的複製」（第31条）を認めないことにより、著作権法上の最高罰の「10年以下の懲役、1000万円以下の罰金のいずれかもしくは両方」を科す法律。

プログラムを著作物とする著作権法改正案を発表した。

産業界は圧倒的に通産省案支持だったが、文化庁に味方したのは米国からの外圧だった。米国政府は日本政府に対して、プログラムを著作権法で50年保護するよう勧告した。その結果、翌1985年の著作権法改正で文化庁の改正案が実現した<sup>\*3</sup>。

逆に米国からの外圧によって見送られた改正もあります。技術開発のためのソフト解析に他社の製品を解析し、そこから技術を習得するリバース・エンジニアリングという手法があります。通常のエンジニアリングでは、技術から製品が生まれますが、製品から技術を抽出しようとするためにリバース・エンジニアリングと呼ばれています。REは技術の発展には必要なので、特許法や実用新案法では認められています。ただし、入手した情報で模倣製品を製造・販売することは特許権の侵害となります。

コンピュータ・プログラムのリバース・エンジニアリングについては、プログラムの調査・解析を行う課程で複製・翻案を伴う場合があり、そうした行為が複製権侵害、翻案権侵害にあたらないかが問題となります。

米国では1992年にREがフェアユースであるとする2件の高裁判決が出ました<sup>\*4</sup>。日本でも合法化するための著作権法改正の動きがありましたが、1994年に米コンピュータ企業の反対で見送られ（表1参照）、合法化されたのは何と四半世紀後の2018年の改正でした（連載2回目・2019年6月号参照）。

「日米規制改革及び競争政策イニシアチブに基づく要望書」（略称、「年次改革要望書」）とよばれる外交文書があります。1993年に当時の宮澤喜一首相とアメリカのビル・クリントン大統領の会談で決まったもので、毎年秋に要望書を交換し、その検討結果を翌年の6月頃に両国首脳に対して報告していました。自民党政権時代の2008年まで継続して交換され、著作権法関連で「年次改革要望書」の内容がほぼ実現したものには、映画盗撮防止法の制定、違法コンテンツのダウンロード違法化があります（表1参照）。

## 改正内容（1）著作物等の保護期間の延長

TPP加盟に伴う改正内容の説明に入ると、最大の改正が著作権保護期間を著者の死後50年から70年に延長する改正です（表2参照）。

表2

### （1）著作物等の保護期間の延長

種類	現行法	改正案
著作物	原則	著者の死後50年
	無名・変名	公表後50年
	団体名義	公表後50年
	映画	公表後70年（※）
実演	実演が行われた後50年	実演が行われた後70年
レコード	レコードの発行後50年	レコードの発行後70年

（※）映画の著作物の保護期間については、すでに協定上の義務を満たしている。

出所：[https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/kantaiheiyohokaisei/pdf/r1408266\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/kantaiheiyohokaisei/pdf/r1408266_01.pdf)

## 2000年代にも検討したが延長は見送り

保護期間延長についても2002年の年次改革要望書で要望が出され、映画については米国の要望（公表後95年）どおりではありませんでしたが、2003年の著作権法改正で、公表後50年が70年に延長されました（表1参照）。

映画以外の著作物について、著者の死後50年を欧米諸国の水準である死後70年に延長する権利者団体の要望について、文化庁は2007年3月、著作権分科会に「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会」を設け、2年度にわたって検討しました。検討過程における賛成、反対の理由については、国立国会図書館の寺倉憲一氏が文化審議会著作権分科会小委員会の資料などをもとにまとめた表3が参考になります。

\* 3 詳細は菊池武「プログラムが著作権法で保護されるにいたったいきさつ」『知財ふりむき』2006年4月号参照。

\* 4 詳細は城所岩生「著作権法がソーシャルメディアを殺す」PHP新書、66-68ページ参照。

表3 著作権保護期間延長への賛否の理由

保護期間延長に賛成の理由	保護期間延長に反対の理由
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 著作物等の保護の実効性を高めるには、保護期間の国際的調和を図る必要があり、その場合、我が国との文化交流が盛んな欧米諸国（多くが保護期間を死後70年等に延長）を対象として考えるべき。</li> <li>○ 延長により著作者の創作のインセンティブが高まる。</li> <li>○ 出版社やレコード会社等が延長による収益を新たな創作に投資することにより次世代の創作者等に機会が与えられ、創作サイクルの源泉が豊かになる。</li> <li>○ 我が国が知的財産立国を目指し、文学作品、マンガ、アニメ等の海外輸出を推進しようとしている中、延長は我が国の利益となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 書籍出版では、延長した場合の創作者の収益増加は1～2%程度との分析<sup>(注)</sup>もあり、保護期間延長が創作のインセンティブ増加につながるのか疑問がある。</li> <li>● 延長により権利関係の調査が一層困難になるなど権利処理のコストが増大し、十分な商業的価値を持たない多くの著作物が死蔵される可能性がある。</li> <li>● 既存の著作物に基づく二次創作に影響が及びかねない。</li> <li>● 我が国の著作権の国際収支は赤字となっているが、輸入される米国等の著作物の保護期間が延長されることにより、輸入超過や国際的な知的財産の偏在が固定化されるおそれがある。</li> </ul>

(注) 田中辰雄「本のライフサイクルを考える」 田中辰雄・林紘一郎編著『著作権保護期間—延長は文化を振興する所—「TPPと著作権法改正—権利保護と利用の適正な均衡を目指して—」調査と情報—ISSUE BRIEF— NUMBER 922(2016.10.12.)」  
<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10201645>

表3の反対理由の最後の項目「延長により著作権の国際収支の輸入超過が固定されるおそれ」について補足します。海外の著作物を利用する際、国際条約で保護期間は自国と相手国の保護期間の短い方が適用されます。米国の保護期間は著者の死後70年ですが、日本の保護期間は死後50年のままであれば、米国の著作物も著者の死後50年経過すれば、パブリックドメイン（公共資産）となって、著作権者の許諾を得ずに自由に利用できます。

日本も死後70年まで延長すると、米国の著作物を利用する際に死後50年経過後も70年に達するまで、使用料を支払い続けなければならないとなります。わが国の著作権の国際収支は年々赤字額を拡大し続け、2019年には史上最高の8881億円の赤字

を記録しました<sup>\*5</sup>。延長による米国への使用料の支払い増はこの赤字額をさらに増やすこととなります。

文化庁での検討の結果をまとめた2009年の報告書では、「著作権法制全体として保護と利用のバランスの調和の取れた結論が得られるよう、検討を続けることが適当である」として延長は見送られました<sup>\*6</sup>（表4参照）。

### TPP協定で復活

2年間にわたって検討したにもかかわらず、結論が先送りされた保護期間延長問題が再度浮上したのがTPP加盟でした。2015年10月、アメリカを含む12カ国は閣僚会合で大筋合意し、

表4 著作権保護期間延長をめぐる動き

年月	動き
2002年	米国、年次改革要望書で日本に保護期間延長を要望。
2006年9月	日本文藝家協会など16の権利者団体が保護期間の死後70年への延長を求める要望を文化庁に提出。
2006年11月	延長に慎重な有識者らによって「著作権保護期間の延長問題を考える国民会議（後に同フォーラム）」（thinkC）が発足、国民的議論を尽くさずに保護期間延長を決めないよう文化庁に要望。
2007年3月	文化庁著作権分科会に「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会」を設け、保護期間の延長問題などを検討。
2009年1月	同小委、「小委員会としての意見集約には至っていない」とする報告書を提出、著作権分科会報告書にも盛り込まれ、改正見送り。
2015年10月	TPP12カ国の閣僚会合で大筋合意、アメリカが要望した保護期間延長も盛り込まれる。
2016年2月	協定文書の署名式。
2016年12月	「TPP協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」（TPP12整備法）成立、保護期間延長も含むこの法律の施行はTPP12が日本国について効力を生ずる日から。
2017年1月	米国が協定の離脱を宣言
2017年3月	米国を除く11カ国がTPP11協定締結、ただし、保護期間延長については各国の反対が強く凍結。
2017年11月	政府、7月の日欧EPA（経済連携協定）の大枠合意時には公表していなかった死後70年への保護期間延長を外務省のHPで公開。
2018年3月	TPP11署名
2018年6月	「TPP協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律」（TPP11整備法）成立、TPP12整備法において予定されていた著作権法改正の施行はTPP11が日本国について効力を生ずる日から。
2018年10月	TPP11発効に必要な6カ国目のオーストラリアの批准により60日後の12月30日に発効することが決まる。
2018年12月	TPP11発効、TPP11整備法施行。

\* 5 [https://www.boj.or.jp/statistics/br/bop\\_06/data/bop2018c.pdf](https://www.boj.or.jp/statistics/br/bop_06/data/bop2018c.pdf)

\* 6 [https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h21\\_hokaisei/pdf/21\\_houkaisei\\_houkokusho.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h21_hokaisei/pdf/21_houkaisei_houkokusho.pdf)

2016年2月に調印したTPP12にはアメリカが要望した保護期間延長も盛り込まれていました。これを受けて、2016年12月、「TPP協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」(TPP12整備法)が成立しました。保護期間延長も含むこの法律の施行はTPP12が日本国について効力を生ずる日からとされました。

ところが、2017年1月、トランプ大統領の就任に伴いアメリカはTPP12からの離脱を宣言しました。TPP12整備法は施行されませんでした。2017年3月、残る11カ国はTPP11協定を締結。ただし、保護期間延長については、日本のほかカナダ、ニュージーランド、ベトナム、ブルネイ、マレーシアと過半数の国が死後50年だったため凍結し、2018年3月に署名しました。

これを受けて、2018年6月、「TPP協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律」(TPP11整備法)成立、TPP12整備法において予定されていた著作権法改正の施行はTPP11が日本国について効力を生ずる日からとしていました。この法律は施行日を変えただけなので、TPP11加盟国間では死後50年のまま凍結された保護期間延長もTPP12整備法のまま死後70年に延長されていました。

TPP11は発効に必要な6カ国目のオーストラリアが10月31日に批准したため60日後の12月30日に発効、同日TPP11整備法も施行され、保護期間延長が実現しました。

このように条約で凍結された項目を国内法の改正で変更してしまうのは、「卑劣かつ姑息」で「国際的にも最大級の愚行」であるとする批判もあります。以下は「『無名の一知財政策ウォッチャーの独言』第393回：著作権保護期間延長を含むTPP11協定関連法改正案他」からの抜粋です\*7、\*8。

この法改正案は、凍結項目とされた著作権の保護期間延長の施行までTPP11協定の発効で行おうとする内容のもとなっているのだが(・・・)、12カ国の全GDPの内85%を占める6カ国が国内手続きを完了しない限り発効せず、アメリカが脱退した時点で発効は絶望的となった元のTPP12協定と異なり、TPP11協定は、GDPにかかわらず6カ国の国内手続きの完了で済み、発効のハードルが相当下げられていることを考えると、凍結項目まで含めたこのような関連法改正案の作りは卑劣かつ姑息なものと言わざるを得ない。

また、条約でわざわざ凍結項目とされた部分についてまで国内法を改正しようとするのは国際的に自ら墓穴を掘る最大級の愚行と言っても過言ではないが、もはや今の日本の政府与党にまともな判断力は全く期待できないのだろう。

## 改正の影響

この改正によって痛手を受けたのは著作権切れの作品をインターネット公開している青空文庫でした。今後20年間、新たな作品を公開できなくなりました。また、延長が決まったのが2018年末ぎりぎりの最悪のタイミングだったため、2019年1月1日からの公開の準備をしていた1968年没の村岡花子氏(「赤毛のアン」などを翻訳)の著作の公開も20年も先延ばしされてしまいました\*9。

2018年改正の4本柱の一つに掲げて、促進したデジタルアーカイブ化にもブレーキをかける改正です。表3の保護期間延長に対する反対理由の2番目で「延長により権利関係の調査が一層困難になり多くの著作物が死蔵されるおそれ」を指摘するとおり、保護期間の延長は相続機会を増やすため、権利者が不明になる「孤児著作物」も当然増えます。これがデジタルアーカイブ化の障害になるからです。

## 最後に

以上で2018年著作権法改正の解説を終えます。12回にわたる連載におつきあいいただきありがとうございます。

次号ではまずTPP加盟に伴う著作権法改正の続きを解説した後、2020年に成立した海賊版対策の著作権法改正についての連載をスタートしますので、ご期待ください。

なお、連載10回目(2020年9-10月号)と11回目(2020年11-12月号)でコロナ禍で露呈した国会図書館などの図書館蔵書のネット配信の遅れを指摘しましたが、これについても文化庁は2021年の通常国会での改正へ向けて作業中で、2020年11月に図書館関係の権利制限規定の在り方に関するワーキングチームがネット配信を可能にする報告書を取りまとめました\*10。

また、連載11(2020・11-12月号)で紹介した山田太郎参議院議員(自民党)の国会図書館デジタル化に向けての提言については、同議員が実現に向けて奔走した模様をブログで紹介しています\*11。

\*7 <https://fr-toen.cocolog-nifty.com/blog/2018/04/post-7cb7.html>

\*8 「国民を無視して進む『合理性なき著作権保護期間延長』もこの記事を引用しながら日本政府の対応を痛烈に批判しています。  
<https://p2ptk.org/copyright/960>

\*9 <https://www.aozora.gr.jp/soramoyou/soramoyou2017.html>

\*10 [https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/toshokan\\_working\\_team/pdf/92654101\\_02.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/toshokan_working_team/pdf/92654101_02.pdf)

\*11 <https://www.youtube.com/watch?v=OfovqMf6n8>